

## 令和5年3月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 3月6日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の施政方針並びに提案理由説明	9
決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）	20
散会	28
◎会議録第2号 3月8日	
議事日程	31
出席欠席者名	31
開議	33
代表質問及び質疑・一般質問	33
7番 宇土市政研「志」 今中真之助議員	33
1 行政主導による大規模な土地開発について	33
2 本市への転入促進策，西部地域への移住・定住策について	33
3 高齢者や子育て・教育に関する施策について	34
4 観光資源の付加価値について	34
5 情報発信について	34
6 教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～ 」について	35
7 保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづ くり～」について	35
8 産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり ～」について	36
9 生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさ とづくり～」について	36
18番 福田慧一議員	45

1	新型コロナウイルス感染症の5類移行について	45
2	市営住宅の入居状況と住まいの支援について	48
3	不登校・ひきこもりの子ども支援について	53
4	会計年度任用職員の処遇改善について	57
1 6 番	山村保夫議員	61
1	犯罪被害者等支援条例について	61
1 4 番	中口俊宏議員	67
1	宇土市の特徴を活かした土地の利活用について	67
2	給食センターの建て替えの検討について	71
3	安全で安定した水道水の提供について	74
	散会	76

◎会議録第3号 3月9日

	議事日程	79
	出席欠席者名	79
	開議	81
	質疑・一般質問	81
1 3 番	野口修一議員	81
1	防犯・見守り	81
2	交通事故と公共交通	84
3	ふるさと納税	88
4	公共施設の運用	92
5	市のSDGs	96
1 2 番	檜崎政治議員	101
1	高齢者支援対策について	101
2	マイナンバーカードについて	105
3	スマートフォン通報システムについて	108
8 番	西田和徳議員	112
1	住吉海岸公園について	112
2	北部農免道路について	115
3	熊本県産アサリ貝について	116
4	海苔事業について	120
4 番	浦本晴美議員	124
1	高齢者の健康寿命を延ばすための認知症予防・介護予防の	

環境づくりと取組について	124
2 少子高齢化における地域コミュニティとサードプレイス（ 第3の居場所）の必要性について	127
散会	131

◎会議録第4号 3月10日

議事日程	135
出席欠席者名	135
開議	137
質疑・一般質問	137
3番 中野洋一議員	137
1 安全・安心なまちづくりについて	137
2 高齢者施設の防災・減災対策について	140
3 男性用トイレへのサンタリーボックス設置について	141
4 宇土の歴史的財産の有効活用について	142
2番 杉本 寛議員	145
1 空き家・空き地問題について	145
2 2024年問題について	149
1番 土黒功司議員	152
1 子どもたちの小中学校受入環境について	153
2 子どもの遊びの場・学びの場に関して	156
3 宇土市商店街の活性化と、市内創業・開業への取組に関し て	162
常任委員会に付託（議案第2号から議案第27号）	168
散会	168

◎会議録第5号 3月22日

議事日程	173
出席欠席者名	174
開議	175
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 （質疑・討論）	177
各常任委員長報告	177
1 総務市民常任委員長報告	177

2	経済建設常任委員長報告	180
3	文教厚生常任委員長報告	183
	(質疑・討論・採決)	186
	議案第28号 宇土市副市長の選任について	190
	(討論・採決)	190
	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について(採決)	192
	(追加日程)	
	議案第29号 令和4年度宇土市一般会計補正予算(第13号)について	193
	発議第1号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について	194
	閉会	195
	署名	199

第 1 号

3 月 6 日 (月)

# 令和5年3月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第12号

令和5年3月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和5年3月6日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

### 1. 会期日程

(会期17日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
3月6日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針及び市長の提案理由説明 決算審査特別委員長報告 質疑・討論・採決
3月7日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
3月8日	水	10:00	本会議	代表質問及び質疑・一般質問
3月9日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
3月10日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問
3月11日	土		休 会	(市の休日)
3月12日	日		休 会	(市の休日)
3月13日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
3月14日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
3月15日	水	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
3月16日	木		休 会	議事整理
3月17日	金		休 会	議事整理
3月18日	土		休 会	(市の休日)
3月19日	日		休 会	(市の休日)
3月20日	月		休 会	議事整理
3月21日	火		休 会	(市の休日)
3月22日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

## 2. 議事日程

令和5年3月6日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 2号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 3号 宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 4号 宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 5号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 7号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 8号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第10 議案第 9号 財産の取得について

日程第11 議案第10号 辺地総合整備計画の変更について

日程第12 議案第11号 損害賠償額の決定について

日程第13 議案第12号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について

日程第14 議案第13号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

日程第15 議案第14号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第16 議案第15号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第16号 令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第17号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第19 議案第18号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第20 議案第19号 令和5年度宇土市一般会計予算について

- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 5 年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 5 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 5 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 5 年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 宇土市副市長の選任について
- 報告第 1 号 令和 3 年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 専決第 2 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 専決第 3 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 専決第 4 号 損害賠償額の決定について
- 日程第 3 0 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

### 3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 4. 出席議員（17人）

1 番 土 黒 功 司 君	2 番 杉 本 寛 君
3 番 中 野 洋 一 君	4 番 浦 本 晴 美 さん
5 番 佐美三 洋 君	6 番 小 崎 憲 一 君
7 番 今 中 真之助 君	8 番 西 田 和 徳 君
9 番 園 田 茂 君	10 番 宮 原 雄 一 君
11 番 柴 田 正 樹 君	12 番 檜 崎 政 治 君
13 番 野 口 修 一 君	15 番 藤 井 慶 峰 君

16番 山村保夫君  
18番 福田慧一君

17番 村田宣雄君

#### 5. 欠席議員（1人）

14番 中口俊宏君

#### 6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん

#### 7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開会

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和5年3月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、14番、中口俊宏君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和4年12月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので、御覧ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、佐美三洋君、13番、野口修一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第2号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第3号 宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第4号 宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第5号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 6号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 10 議案第 9号 財産の取得について
- 日程第 11 議案第 10号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 12 議案第 11号 損害賠償額の決定について
- 日程第 13 議案第 12号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 14 議案第 13号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第 15 議案第 14号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 16 議案第 15号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 17 議案第 16号 令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 18 議案第 17号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第 19 議案第 18号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第 20 議案第 19号 令和5年度宇土市一般会計予算について
- 日程第 21 議案第 20号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 21号 令和5年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 22号 令和5年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 23号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 24号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 25号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 26号 令和5年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 28 議案第 27号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算について
- 日程第 29 議案第 28号 宇土市副市長の選任について

報告第 1号 令和3年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について

報告第 2号 専決処分の報告について

専決第 1号 損害賠償額の決定について

報告第 3号 専決処分の報告について

専決第 2号 損害賠償額の決定について

報告第 4号 専決処分の報告について

専決第 3号 損害賠償額の決定について

報告第 5号 専決処分の報告について

専決第 4号 損害賠償額の決定について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3，市長提出議案第2号から，日程第29，議案第28号までの27件を一括して議題といたします。

市長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和5年3月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中，御参集をいただき，誠にありがとうございます。

初めに，本年3月市議会定例会の開会に当たりまして，令和5年度の市政運営における基本的な考え方と主な施策について，私の所信の一端を申し述べ，議員各位をはじめ，市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返ってみますと，依然として新型コロナウイルス感染症に警戒が必要な年ではありましたが，うと地蔵まつりや宇土大太鼓フェスティバル，うと産業祭など，少しずつイベントや行事が規模を縮小しながらでも開催できるようになり，コロナと共存した社会に向けて，明るい兆しが見えた一年だったと感じております。

一方で，国際情勢の変化に伴います原油価格や物価の高騰などが，市民生活のみならず，地域経済活動に甚大な影響を及ぼした一年でもありました。

本市では，この深刻な事態に対応するため，まず，全市民を対象とした商品券の交付事業により，幅広い層への支援につながる施策に取り組みました。さらに，支援が行き届いていない業種に対しましても，原油価格や物価高騰の影響が特に大きい業種に的を絞り，運送事業者，施設園芸を営む農業者及び漁業者に対する燃料費の支援や，市内飲食店，高齢者施設等に対する支援のほか，保育所等副食費や幼稚園，小中学校給食費等の支援など，様々な市独自の支援を実施してまいりました。

また，今年に入りましてからは，先の第1回臨時会で議決をいただきました予算によりまして，市内在住の0歳から18歳までの子どもを養育する子育て世帯に対する給付金の支給

や、市外で生活をしている大学生等に対する給付金の支給なども行っているところでございます。

このように、まだまだ安定した生活とは言い難い厳しい状況ではございますが、昨年は、本市にとりまして、明るい話題の多い年でもございました。

その一つとして、7月には、熊本復興プロジェクトの一環で、念願でありました人気漫画 ONE PIECE のキャラクター銅像ジンベエ像が住吉海岸公園に設置されました。隣接する長部田海床路も相まって、SNS映えする観光スポットとして人気を博しております。

また、消防操法大会では、本市の第3分団第1班が見事県大会を制し、本市初となる全国大会出場を果たしました。「市民の生命と財産を守る」という強い使命感を持って活動する団員の心意気を感じられ、大変心強く感じた次第です。

そのほか、市内小中学生の目覚ましい活躍もございました。

相撲やハンドボールなどのスポーツ分野にとどまらず、器楽合奏といった文化芸術分野などを含め、幅広い分野におきまして、全国大会や九州大会、県大会で好成績を収め、すばらしい活躍を見せてくれました。可能性にあふれる皆さんのなお一層の活躍を期待しつつ、そのエネルギーを本市の発展の原動力としてまいりたいと思います。

さて、熊本地震から間もなく7年目を迎えます。

これまでの道のりを振り返りますと、発災後の被災者支援や復旧・復興事業に加え、新型コロナウイルス感染症対策など、緊急事態への対応に追われた苦難の連続ではありましたが、市民の皆様、議員の皆様をはじめ、多くの方々の多大なお力添えのお陰で、ようやくここまでたどり着くことができました。

そして、熊本地震からの復興のシンボルとして、再建を待ち望んでおりました新庁舎も1月23日に完成し、今月25日には落成式を挙行いたします。

この新庁舎は、緊急事態など危機管理の拠点であると同時に、市民サービスの拠点でもあり、人と人がつどい、つながりを育む拠点として、皆様に寄り添った施設でありたいと思っております。そこで、多くの皆様に新庁舎を知っていただき、より身近に感じてもらえますよう、落成式当日は、内覧会の開催も予定しております。是非、御家族、御友人などお誘い合わせの上、内覧会にお越しいただきたいと思っております。

なお、4月末からの大型連休中に引っ越しを済ませ、5月8日から供用開始いたします。今後は、より一層質の高い行政サービスの実現を目指し、市民の皆様の期待に応えられるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

このように、令和5年は復興事業の節目の年であり、市勢の飛躍を目指す転換期として重要な年となります。そこで、本年は「未来につなぐまちづくり」を本格的に始動するため、復旧・復興に向けた守りの行政から、未来を見据えた攻めの行政に大きくかじを切りたいと

考えております。

そこで、主に、次の五つの施策を重点的に推進してまいります。

まず、一つ目は、行政主導によります大規模な土地開発を行い、長期的視点に立った企業進出用地や住宅団地用地を確保することをございます。

そのため、本市の立地環境の特性を生かし、企業等の進出候補地として、また、市外の方の移住・定住の候補地として、「選ばれるまち」となるような、大胆な政策を打ち出してまいりたいと考えております。

二つ目は、本市への転入を促すための支援策を創設し、特に人口減少に歯止めがかからない西部地域への転入に関しましては、過疎対策として移住・定住を後押しするような、より充実した支援策を進めてまいります。

併せまして、将来にわたり、市内全域で活力あふれるまちづくりを推進していくため、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない社会の実現」に向けた、地域の住み良さの向上につながるような特色ある支援策を講じてまいります。

そして、本市のいずれの地域であっても住むところ・働くところとして、「選ばれるまち」更には「選ばれ続けるまち」へと進化させてまいりたいと考えております。

三つ目は、高齢者や子育て・教育に関する施策におきまして、現在実施しております事業内容をブラッシュアップし、より創意工夫を凝らした施策を展開してまいります。

皆様も御承知のとおり、国内において急速に進展する少子高齢化による社会的な影響は、大変深刻な問題となっております。この課題に対応すべく、国では、本年4月から子ども政策の新たな司令塔としてこども家庭庁が発足いたします。

また、岸田首相は、1月23日の施政方針演説におきまして、子ども・子育て施策を最重要政策と位置づけて、従来とは次元の異なる少子化対策の実現を表明されました。

本市におきましても、複雑化・多様化する子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを的確に把握し、必要とする家庭が必要な支援を確実に受けることができるきめ細かな施策を展開することで、子どもたちがより豊かに育つことのできる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

四つ目は、長部田海床路や御輿来海岸、宇土マリーナなどの観光資源に付加価値を加え、更なる魅力アップを図り、経済波及効果を生み出す観光開発を行ってまいります。

そのため、市外の方々に来訪動機を与え、何度でも訪れたいと思っていただけるような、魅力あふれる持続可能な観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

五つ目は、行政からの情報発信をよりスピーディで効果の高いものに革新してまいります。

今日、地方創生の時代を迎え、自治体間競争が激化する中、ただ単に情報を発信するだけでなく、タイミングを見極めた、スピード重視の効果的な情報発信が求められております。

そこで、情報を必要とする人に素早くアプローチできるような戦略的な情報発信を行うことで、様々な視点から、より多くの方に本市を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、これらの施策を展開する際は、全てを行政だけで担うのではなく、特に、土地開発、観光開発及び情報発信の分野では、民間の高いノウハウや機動力を最大限に活用してまいりたいと考えております。10年後、20年後を見据えた「住み良さを実感できる持続可能なまち」の実現に向けた未来への投資となる施策として、その道筋を確かなものにするために、強い使命感を持って取り組んでまいりたい覚悟でございます。

そして、今後さらに、機動的な組織体制を構築するため、本年4月1日から市の組織体制を一部見直すこととしております。

まず、行政主導による土地開発及び緊急対応力と情報発信に関連する部署を新設します。そのほかにも、より効率的かつ効果的な行政運営に向けまして、一部の部署で改変を行うこととしております。

さて、令和5年度は、まちづくりの指針となる第6次宇土市総合計画後期基本計画のスタートの年でもあります。

本市の将来像であります「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現に向けて、大きな飛躍を目指し、力強く踏み出す時です。

そのためにも、これまで以上に議員の皆様と連携し、市民の皆様の声を大切にしながら、市政運営に邁進してまいりたいと考えておりますので、どうか皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、令和5年度の予算案の概要について申し上げます。

令和5年度の予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応、昨今の災害の頻発化や少子高齢化といった国内における構造的課題、国を取り巻く環境の変化によりまして、市民生活や地域経済も大きく影響を受けており、行政に対しましては、この難局を単に乗り越えるだけでなく、構造的課題に対する対応策の検討・実施など、一歩進んだ対応が求められております。

そのような中、令和5年度は大きく変化した社会情勢に対応すべく、「今、真に必要とされている取組」、「未来への種を撒く事業」、「カイゼン」に重点を置き、過去最大となる総額215億9,000万円の一般会計予算案を調製いたしました。

それでは、令和5年度一般会計予算案の主な施策の概要について、宇土市総合計画の基本構想の内容に沿って、御説明を申し上げます。

1点目は、震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」についてであります。

まず、新庁舎建設につきましては、本年5月の供用開始後に、別棟の解体及び仮設庁舎跡地の整備、車庫棟の整備工事などの外構工事を行ってまいります。

また、新庁舎落成記念事業としまして、NHKのど自慢大会を開催いたします。

次に、網田地区の交流・防災拠点施設として、令和6年度中の供用開始を目指し、支所機能を併設した網田コミュニティセンターの建築工事に着手してまいります。

また、宇土市復興まちづくり計画に基づき、新庁舎駐車場敷地内には防災井戸及び防災トイレを整備し、走瀉小学校には防災井戸及び備蓄倉庫を設置するなど、防災設備の充実・強化に努めてまいります。

そのほか、河川氾濫による浸水被害等を軽減するため、河川の改修を行うなど、引き続き、自然災害に対する防災・減災対策の充実に努めてまいります。

次に、2点目は、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてであります。

幼児教育につきましては、幼稚園の一時預かり事業、特別支援教育などにつきまして、令和5年度も継続して行ってまいります。

学校教育につきましては、全ての小中学校でコミュニティスクールを実施し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー等の配置を継続し、特別支援教育支援員を増員するなど、教育サポート体制の強化を図ってまいります。

そのほか、現在、私会計で行っております学校給食費について、令和6年度からの公会計導入に向けた整備を進めてまいります。これにより、給食費はこれまでの学校に代わって給食センターが一括して管理することになります。

次に、スポーツの振興につきましては、令和5年度も引き続き、子どもたちのスポーツ活動を応援するため、スポーツ振興基金及び地域環境整備基金を活用した支援を行ってまいります。

文化遺産の保存・活用につきましては、熊本地震により被災した天神山古墳の復旧に対する補助を行うとともに、昨年11月に国指定史跡となりました轟貝塚につきまして、保存活用計画を作成し、本市の宝として後世に継承すべく、適正な保存管理に努めてまいります。

そのほか、市民会館の防水工事及び大ホールのどんちょうの補修を行ってまいります。

次に、3点目は、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」についてであります。

まず、新庁舎にふくしの相談窓口を開設するとともに、複雑多様化する福祉問題に対して、包括的に対応できる支援体制を構築してまいります。

子育て支援につきましては、新たに、子ども食堂を運営する団体に対する補助や、新生児の聴覚検査に対する補助を創設し、支援の充実に努めてまいります。

子どもたちの医療費につきましては、令和5年度も引き続き、中学生までの助成を行って

まいります。

また、保育所及び放課後児童クラブにつきましては、保育士等の処遇改善や保育補助者の雇用など、保育環境への支援を行っていくほか、さかいめ放課後児童クラブを花園小学校敷地内に移設するための工事を行い、更なる保育環境の充実を図ります。

高齢者支援につきましては、令和5年度も引き続き、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業であります75歳以上の後期高齢者医療加入者等を対象とした、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでまいります。

また、芝光苑の民営化に向けて、準備を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、新庁舎供用開始と併せまして、手話通訳者を月2回配置し、手話を必要とする方の支援体制を強化してまいります。

また、引き続き、市独自の補助であります在宅介護手当や紙おむつ助成、福祉タクシー券の助成などの事業を行うとともに、宇城圏域の市や町、事業所と連携しながら障がい者の日常生活、社会生活を支援してまいります。

次に、4点目は、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてであります。

まず、農林業の振興につきましては、引き続き、担い手支援を図るとともに、地域活性化起業人を配置し、本市の物産を使った新商品の開発や販売促進への取組に対する支援を行ってまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、森林の間伐等の整備に対する補助を創設し、健全な森林の育成を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、住吉漁港の環境影響評価、いわゆる環境調査を行い、熊本県、熊本市、玉名市と共同で設置する浚渫土砂受入地の整備を進めてまいります。

また、農業用施設の整備として、網津第2排水機場の整備に着手し、効果的な減災対策に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、令和5年度も引き続き、市内で新たに創業を行う方を対象に、開業資金の一部に対し補助を行い、地域経済の活性化を図ってまいります。

観光の振興につきましては、日本の渚百選、日本の夕陽百選に選定されております御輿来海岸を望む島山の干潟景勝地の展望広場の工事に着手するほか、住吉海岸公園の駐車場整備を行い、公園に設置されたジンベエ像を活用した観光を充実させてまいります。

次に、5点目は、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてであります。

まず、道路・交通網の整備につきましては、令和2年度から着手しております都市計画道路北段原線の未整備区間の整備を進めていくとともに、新たな都市計画マスタープランの策

定に取り組み、未来に向けたまちづくりを推進してまいります。

そのほか、市道等の維持管理におきましては、自治組織が行う清掃等のボランティア活動に対する支援を新たに創設し、地域コミュニティの強化を図るとともに、機能保全に取り組んでまいります。

環境保全につきましては、二の丸墓園内の納骨堂が完成し、現在、申請受付を開始しております。5月から滞りなく供用開始できるよう取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、令和5年度も、引き続き、カラー舗装、カーブミラー、防護柵などの整備を行ってまいります。

次に、住民協働・行財政運営についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、本年5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられます。しかしながら、令和5年度も引き続き、市民のニーズに応じた施策の選択と迅速な実施に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症によって変化した生活様式への対応を推進するため、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、公開型GISを構築し、市有施設等の地図情報を整備・公開するとともに、オンラインでの行政手続が可能となるスマート申請を導入し、デジタル化及び行政手続の簡素化に取り組んでまいります。

また、庁舎建設の進捗に伴い、熊本地震関連で借り入れた地方債の償還が本格化しております。地域経済の状況を把握しながら、行政運営の効率化・円滑化に取り組む必要があると考えております。

歳入面におきましては、広告収入事業の展開など、積極的に取り組む必要があると考えております。

また、今年度もふるさと宇土応援寄附金として、全国の皆様から多くの寄附をいただいております。頂きました御厚意を無駄にすることなく、行政運営に活用させていただきたいと思っております。

最後に、「地区のまちづくり計画」についてであります。

本市の七つの地区は、地区ごとに歴史や文化などの地域資源、特性があり、抱えている課題も違います。令和5年度も、引き続き、分野ごとの各種施策と併せまして、地区の特性を生かすためのまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

以上、市政運営における基本的な考え方と主な施策について申し上げましたが、未来につながる新たな市勢発展の歴史が始まる幕開けの年として、全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、私

の施政方針といたします。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、条例関係が6件、予算関係が16件、人事案件が1件、その他が4件の27議案及び報告が5件であります。

議案第2号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは、健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号、宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号、宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市二の丸墓園内に設置した納骨堂に係る使用料の減免規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。これは、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号、損害賠償額の決定について。これは、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。補正額は8億

7,619万8千円を減額するもので、補正後の総額は217億1,185万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議員経費等の減額を行っております。

総務費では、庁舎建設事業経費等の減額等を行っております。

民生費では、後期高齢者医療一般経費等の減額等を行っております。

衛生費では、浄化槽設置事業経費等の減額等を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費等の減額等を行っております。

商工費では、令和4年台風14号災害対策経費（商工観光課分）の計上等を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）等の減額を行っております。

消防費では、消防団補償費等経費等の減額を行っております。

教育費では、感染流行下における学校教育活動体制整備事業（小学校）等の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和4年台風14号災害対策経費（商工観光課分）等の減額を行っております。

公債費では、公債費元金等の減額を行っております。

そのほか、繰越明許費について、新型コロナウイルス感染症対策事業（企画課分）ほか20件の追加及び住吉地区埋立整備事業の限度額の変更を行っております。

地方債の補正については、健康福祉館施設改修事業ほか24件の限度額の変更を行っております。

議案第13号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。補正額は653万9千円を減額するもので、補正後の総額は44億9,286万1千円です。これは、国保財政調整基金積立金等の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第14号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は6,971万1千円を増額するもので、補正後の総額は39億9,823万5千円です。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第15号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。補正額は5,794万2千円を減額するもので、補正後の総額は5億4,041万2千円です。これは、市税等過誤納還付金見込みによる増額及び後期高齢者医療保険料負担金の実績見込み等による減額を行っております。

議案第16号、令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は85万1千円を減額するもので、補正後の総額は46万1千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第17号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について。収益的支出における補正額は2,385万8千円を減額するもので、補正後の総額は6億5,229万8千円です。これは、消費税及び地方消費税の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は3,400万円を減額するもので、補正後の総額は2億431万1千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第18号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について。収益的支出における補正額は73万3千円を減額するもので、補正後の総額は10億1,530万5千円です。これは、消費税及び地方消費税の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は2億119万円を減額するもので、補正後の総額は7億9,866万3千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第19号、令和5年度宇土市一般会計予算について。歳入歳出総額は215億9,000万円であります。前年度の当初予算は、市長選挙のため骨格予算での計上になっており、比較しますとプラス13.6%、金額にして25億8,000万円の増額予算となっております。

歳入につきましては、市税は41億1,186万4千円で前年度比プラス5.0%、金額にして1億9,736万6千円の増額としております。地方交付税は42億5,940万円で前年度比プラス4.2%、1億7,040万円の増額、国庫支出金は35億7,555万5千円で前年度比プラス18.2%、5億5,056万6千円の増額、県支出金は17億7,991万9千円で前年度比プラス12.3%、1億9,533万6千円の増額としております。また、地方債は20億9,580万円で前年度比プラス59.5%、7億8,200万円の増額となっております。

次に歳出につきましては、目的別の総額、前年度比及び大きなポイントのみ説明させていただきます。

まず、議会費は、1億7,774万9千円で前年度比マイナス0.2%、38万1千円の減額となっております。これは、議員共済給付費負担金の減額等によるものです。

総務費は、21億8,811万5千円で前年度比マイナス46.4%、18億9,056万

4千円の減額となっております。これは、機構改革に伴うふるさと宇土応援基金経費の組替え及び庁舎建設事業経費の減額等によるものです。

民生費は、74億9,369万1千円で前年度比プラス3.1%、2億2,858万9千円の増額となっております。これは、保育対策総合支援事業の計上及び子どものための教育・保育給付事業の増額等によるものです。

衛生費は、16億9,298万3千円で前年度比プラス62.9%、6億5,389万6千円の増額となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（追加接種分）の計上及び宇城クリーンセンターに係る宇城広域連合負担金の増額等によるものです。

農林水産業費は、15億5,870万7千円で前年度比プラス78.6%、6億8,586万8千円の増額となっております。これは、湛水防除事業（網津第2排水機場）、船場川湛水防除事業の増額等によるものです。

商工費は、18億3,176万3千円で前年度比プラス577.5%、15億6,139万1千円の増額となっております。これは、機構改革に伴うふるさと宇土応援基金経費の組替え及び干潟景勝地展望広場整備事業の増額等によるものです。

土木費は、17億784万1千円で前年度比プラス139.9%、9億9,584万円の増額となっております。これは、社会資本整備総合交付金事業（改築）、緊急自然災害防止対策事業（河川）の増額等によるものです。

消防費は、7億8,426万7千円で前年度比プラス16.5%、1億1,100万6千円の増額となっております。これは、防災センター防災機能強化事業の計上及び常備消防に係る宇城広域連合負担金の増額等によるものです。

教育費は、16億1,448万5千円で前年度比プラス11.4%、1億6,508万6千円の増額となっております。これは、教育委員会庁舎再活用事業の計上及び天神山古墳災害復旧事業の増額等によるものです。

災害復旧費は、961万6千円で前年度比マイナス73.8%、2,711万3千円の減額となっております。これは、平成28年熊本地震に係る過年度災害復旧事業等の減額によるものです。

以上で、一般会計の説明を終わりますが、議案第20号から議案第27号までの令和5年度特別会計及び水道事業会計、公共下水道事業会計につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。

議案第28号、宇土市副市長の選任について。これは、宇土市副市長の谷崎淳一さんの任期が本年3月31日で満了となるので、新たに副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の副市長には、現副市長の谷崎淳一さんを引き続き選任したいので、何とぞ、御同意

いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第1号、令和3年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度財政の健全化判断比率の確定値を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第2号、専決第1号から、報告第5号、専決第4号までの4件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

### 日程第30 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

○議長（藤井慶峰君） 日程第30、去る12月の本会議において付託し、閉会中の継続審査となっておりました、令和4年議案第86号から議案第92号までの令和3年度歳入歳出決算の認定7件について、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について報告がっておりますので、これを議題といたします。特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、野口修一君。

○決算審査特別委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、12月定例会におきまして決算審査特別委員会に付託されました、令和3年度宇土市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第86号から議案第92号までの7件について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

経過についてですが、まず執行部に対して、主要な施策の成果に関する説明書や各種資料の提出及びあらかじめ本委員会から抽出しておいた事項について説明を求め、また監査委員の意見書なども参考にしながら、7回の委員会を開催し、慎重に審査を行いました。なお、審査を行う際には、予算の執行に当たって、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、その結果、見込んだとおりの行政効果を達成することができたかという点を重視し、更には、今後の行財政運営においてどのような工夫改善がなされるべきかという視点をもって審査を行いました。

まず、決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計について、歳入総額は222億8,107万円に対し、歳出総額は208億8,851万円で、差引き13億9,256万円の黒字となっております。また、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は、11億1,590万円の黒字となっております。

す。

財政指標につきましては、経常収支比率が87.6%で前年度より7.2ポイント改善しましたが、依然として硬直化した財政状況になっております。また、実質公債費比率は、前年度より0.3ポイント悪化し10.6%、財政力指数は0.53で前年度より0.01ポイント減少しております。起債現在高は209億4,041万円で前年度末より8億6,475万円の増額、各種基金の年度末現在高は69億275万円で、前年度末より8億6,605万円の増額となっております。

次に、特別会計について、特別会計は全部で六つありますが、その合計で申し上げます。

歳入総額は86億8,867万円に対して、歳出総額は84億4,223万円で差引き2億4,644万円の黒字となっておりますが、一般会計から四つの特別会計に10億6,590万円が繰り出されており、漁業集落排水施設整備事業特別会計では基準外繰入れが行われるなど、厳しい状況となっております。また、各種基金の年度末現在高は7億5万円で、前年度末より1億944万円の増額となっております。

以上が、決算の概要であります。

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

一般会計の歳入総額は、新型コロナウイルス特別定額給付金事業の皆減等により、前年度に比べ4.64%、10億8,464万円の減少となっております。自主財源につきましては、前年度に比べ2億4,640万円増加しており、自主財源比率は前年度に比べ2.63ポイント増加の34.01%となっております。また、不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせて3,663万円となっており、前年度と比較すると986万円減少しています。

予算執行につきましては、熊本地震からの復旧・復興及び新型コロナウイルス感染症対策など、極めて厳しい財政状況の中で、議決の趣旨に沿って適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

次に、審査の過程における議論の中から、各委員からの様々な意見や質疑について主なものを申し上げます。

まず、職員採用について、委員から「少子化により学生数が減少する中、市職員の応募者数も減少しているとのことだが、インターンシップ制度を活用した学生の応募意欲を高める取組の検討を。」との意見がありました。

次に、公債費及び公債費負担比率について、委員会から「今後の見込みは。」との質疑があり、執行部から「今後、熊本地震による起債の償還が本格化するため、公債費は増加し、令和6年度をピークに償還が完了する令和18年度まで同水準で推移していくと見込んでいます。それに伴い、公債費負担比率が令和6年度に一般的に警戒ラインといわれる15%を超える見込みである。」との答弁がありました。

次に、有価証券の購入について、委員から「債券での運用として市で国債を購入しているとのことだが、今後日本ではインフレが進行していくことが見込まれるため、インフレ率を上回る金利の資産運用をしていく必要がある。さらに積極的な運用をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、地方バス路線維持対策事業について、委員から「宇土―三角間路線について、補助金の負担が大きく、当委員会でも再三取り上げてきている。関係自治体、事業者との協議の現状は。」との質疑があり、執行部から「令和3年度に宇土市地域公共交通計画を策定し、その中で代替案も含め、関係する宇城市、運行业者と本市の3者において多角的に協議・検討していくこととしている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「これまでも検討はされてきたと思うが、進展が見られない。利用者促進を進めるのか、それとも廃止してデマンドタクシーあるいはコミュニティバス等の代替手段を活用するのかを運行事業者と連携し、利用者数や利用時間帯の傾向を分析し、具体的に見直しを進めるべきである。また、これは宇土市のみの課題ではなく、宇城市との共通の課題であるため、お互いの考えを突き合わせてこれまで以上に密に協議を実施していくべきと思う。」との意見がありました。

次に、基幹系電算システム事業について、委員から「事業費の内訳は。」との質疑があり、執行部から「決算額約4,600万円のうち3,983万円がシステム利用料、432万円が委託料、そのほか消耗品等の需用費である。委託料のうち213万円が機器保守料である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「運用費として毎年これだけ経費がかかるということだが、今後業務のIT化を進める上でこういった運用費等の経費の増加が見込まれるのか。」との質疑があり、執行部から「今後国が整備するクラウドサービス等を活用することで、経費を抑えつつDXを進める方針である。」との答弁がありました。

次に、法人市民税の減収について、委員から「法人市民税の調定及び収納額が平成29年度と比較して大きく減少しているが、この理由は。新型コロナウイルス感染症の影響は。」との質疑があり、執行部から「法人市民税について、法人税額に基づいて算出される法人税割が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと思われる。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい損失を受け、一時的に納付することが困難な事業者等に対して納付を猶予する制度の適用もあった。」との答弁がありました。

次に、特定不妊治療助成事業について、委員から「実績が少ないが、この事業を活用できる年齢は何歳までか。」との質疑があり、執行部から「医療開始において妻の年齢が43歳未満の夫婦である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「潜在的に不妊で悩んでいる人は多いと思う。宇土市の未来において非常に大事な事業なので、もっと情報発信に努め、対象の拡大なども取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、健康福祉館の指定管理委託料について、委員から「委託料が800万円ほど増やされているが、それでも赤字になったということか。今後赤字が続いた場合、委託料は上げていくのか。」との質疑があり、執行部から「指定管理料の改定を行ったが赤字となった。今後については検討課題である。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「原油高などにより、どこでも利用料が上がっているが、あじさいの湯の利用料はずっと上がっていない。利用者が増えているにもかかわらず赤字というなら、施設を維持していくために利用料の見直しも検討すべきと思う。」との意見がありました。

次に、有害鳥獣捕獲事業について、委員から「イノシシの捕獲報奨金は今幾らなのか。」との質疑があり、執行部から「成獣の場合が1頭1万2千円で、幼獣は1頭5千円である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「思い切った報奨金額にすれば捕獲するメリットが高まるため、捕獲従事者が増えるのではないか。」との質疑があり、執行部から「実情を確認し、県内市町村の金額も調査する。」との答弁がありました。また、別の委員会から「捕獲する以外にも処分など重労働な作業が多い。業務の効率化が必要であり、ICTを利用している先進地の成功例を取り入れ、連携していければ。」との意見がありました。

また、創業支援事業について、委員から「年間二、三件利用があるが、その後の報告はあっているのか。」との質疑があり、執行部から「要綱で3年間は事業と収支状況について報告を行うように規定しており、適宜直接連絡を入れ、確認をしている。今のところ経費が立ちいかなくなっているところはないと聞いている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「5年間の継続率が低いため、5年は見守ってほしい。」と意見がありました。また別の委員から「時代の流れとして、ネットショップ等の創業もあるが、創業した後、苦慮している人も多いため、経営方法のアドバイスや助成制度があれば。」との意見がありました。

次に、空き家対策について、委員から「空き家を解体したら、税の軽減が受けられなくなるということが、家屋解体が進まない原因ではないか。」との質疑があり、執行部から「税の問題も確かにあるが、土地・家屋の相続問題で解体までいきつかないということが多々ある。」との答弁がありました。別の委員から「令和2年に空き家等の実態調査が行われ、令和3年度にその対策計画は策定されたが、まだ生かされていないと思う。状況は変わっていくばかりなので、もう少しスピード感を持って取り組んでいただきたい。」との意見がありました。

次に、急傾斜地崩壊防止対策事業について、委員から「危険箇所について、地元から陳情があった案件を取りまとめ、県に要望とあるが、陳情がない限り工事は行わないのか。」との質疑があり、執行部から「法律上、本来は土地の所有者、管理者が対策工事をすべきものとなっており、それが難しい場合に県が代わって工事をするため、申出に基づいた事業とな

っている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「現在、急傾斜地崩壊危険箇所は212か所となっているが、急傾斜地法に基づく対策工事を要する区域は62か所となっている。その62か所以外はどういう位置づけか。」との質疑があり、執行部から「危険箇所は高さ5メートルで、かつ角度が30度以上あるところが212か所となっているが、そのうち62か所が下に人家があるなど、人命を守る必要がある箇所という位置づけとなっている。」との答弁がありました。

次に、小中学校のシンクライアント環境利用料について、委員から「教務用NAS利用と校内のネットワーク保守・端末設定保守に年間1,000万円ほどかかっているがどういう内容か。」との質疑があり、執行部から「学校ごとに置いているNASを使うに当たっての保守やネットワーク機器及び監視を含めた利用料となっている。」との答弁がありました。それに対して委員から「学校ごとにNASを置く必要があるのか。1か所に共通化することで経費削減ができるのではないか。」との質疑があり、執行部から「令和2年度の契約当時、学校側の要望があって設置したものであるが、今後契約内容を精査していきたい。」との答弁がありました。

次に、授業用タブレットのフィルタリング設定業務について、委員から「5年間で3,260万円ほどかかっているが、フィルターのアップデートなどに追加費用はかからないのか。」との質疑があり、執行部から「クラウドのフィルタリングソフトを使っているので、追加費用は発生しない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「タブレットを家庭に持ち帰ったとき、フィルタリング機能は生きてくるので、持ち帰り率を上げて家庭でもタブレットをしっかりと活用してもらいたい。」との意見がありました。

次に、小規模特認校制度について、委員から「本制度は小規模校が抱える、人と競う、人と交わる、切磋琢磨するという機会に乏しい現状や、大規模校が抱える高い能力があっても、発表の場や大会出場の機会に恵まれないという現状を改善する大変有意義な制度であるが、ここ3年間、広報等での制度の周知が一切されていない。もっと積極的に取組を行ってほしい。また、保護者の送迎が条件となっており、利用したくてもできない家庭がある。どの家庭においても等しく利用できる制度にすべきではないか。」との意見がありました。

以上が審査の過程において、各委員から出された主な事項であります。

最後に、本市の財政状況は、大変厳しい環境下にあると言えます。今後は、熊本地震からの復旧事業に対する起債の償還が本格化するため、これまで以上の厳しい財政状況が続くと思われませんが、限られた予算の中にも、社会経済情勢の変化に対応した、効率的、効果的な予算の編成及び執行に心がけ、健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上のとおり、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、議案第86号から議案第92号までの7件について、全会一致で原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 決算審査特別委員長の報告に対し、4議案の決算認定に反対をいたします。

議案第86号，令和3年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

正職員数と非正規職員数，その賃金状況を見ますと，正職員は平成10年の364名から，令和3年には258名となっております。この間，介護保険制度や後期高齢者医療制度などが新たに導入され，大規模災害も発生するなど，業務量が大幅に増えているのに，正職員の削減は進んでおります。非正規職員は平成13年に68人から，令和3年には223人と大幅に増えております。賃金は令和3年度正職員の賃金総額14億5,300万円で，一人当たり563万円となっております。非正規職員は令和2年度に会計年度任用職員制度が導入され，期末手当が支給されるようになり，賃金は引き上げられましたが，賃金総額3億7,800万円，一人当たり169万円で正職員の30％となっております。会計年度任用職員の72％が女性で，安い賃金で正職員と同じような仕事をし，行政の仕事を支えているわけがあります。正職員を増やし，有給休暇を十分取れるようにし，会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するなど，処遇改善をすべきとの立場から反対をいたします。

議案第87号，令和3年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。国民健康保険の加入者は，年金生活者やパートなどで働く所得の少ない労働者の加入が増え，加入者の8割強となっております。そのため，年間所得200万円以下の世帯が8割を占めております。所得が少ないのに，中小企業の労働者が加入しております協会けんぽに比べ，2倍の保険税の負担となっております。同じ公的医療保険での格差は問題であります。また，全く収入がない子どもも，均等割として一人当たり2万9,200円課税されております。子どもの均等割は廃止すべきと思います。高い国保税に対し，全国知事会は国に対して1兆円程度の財政支援を行い，保険税を協会けんぽ並みにすべきだと提言，国に要望をしております。国の財政支援を増やし，加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に，議案第89号，令和3年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。令和3年度末の介護保険特別会計の基金は5億8,696万9千円で，翌年繰越黒字は2億1,541万円，合わせて8億237万9千円となっております。令和3年度の保険料収入

総額は7億3,257万2千円で、保険料総額を超える金額となっております。明らかに保険料の取り過ぎであり、第9期事業計画では保険料の引下げが必要であります。高齢化が進み、介護を必要とする人は増えておりますが、認定は厳しくなっており、改善が必要であります。コロナの影響もあって、介護施設の運営は苦しくなって廃業するところも出ております。施設に対する介護報酬の引上げ、職員の待遇改善を行い、施設でも在宅でも安心して介護が受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第91号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。75歳になれば、これまで加入していた保険から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面からも、保険料の面からも差別するような制度は廃止をし、元の制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療が受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号、令和3年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第86号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第87号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第87号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第88号、令和3年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。  
次に、お諮りいたします。

議案第89号、令和3年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、議案第89号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。  
次に、お諮りいたします。

議案第90号、令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。  
次に、お諮りいたします。

議案第91号、令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、議案第91号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。  
次に、お諮りいたします。

議案第92号、令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。  
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日7日火曜日，午前10時から，地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので，よろしくお願ひいたします。

次の本会議は，8日水曜日に開き，代表質問及び質疑・一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。

-----○-----

午前11時14分散会

第 2 号

3 月 8 日 (水)

# 令和5年3月宇土市議会定例会会議録 第2号

3月8日（水）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 代表質問及び質疑・一般質問

### 1. 宇土市政研「志」 今中真之助議員

- 1 行政主導による大規模な土地開発について
- 2 本市への転入促進策，西部地域への移住・定住策について
- 3 高齢者や子育て・教育に関する施策について
- 4 観光資源の付加価値について
- 5 情報発信について
- 6 教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」について
- 7 保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」について
- 8 産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」について
- 9 生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」について

### 2. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルス感染症の5類移行について
- 2 市営住宅の入居状況と住まいの支援について
- 3 不登校・ひきこもりの子ども支援について
- 4 会計年度任用職員の処遇改善について

### 3. 山村保夫議員

- 1 犯罪被害者等支援条例について

### 4. 中口俊宏議員

- 1 宇土市の特徴を活かした土地の利活用について
- 2 給食センターの建て替えの検討について
- 3 安全で安定した水道水の提供について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君

2番 杉本寛君

3番 中野 洋一 君  
 5番 佐美三 洋 君  
 7番 今中 真之助 君  
 9番 園田 茂 君  
 11番 柴田 正樹 君  
 13番 野口 修一 君  
 15番 藤井 慶峰 君  
 17番 村田 宣雄 君

4番 浦本 晴美 さん  
 6番 小崎 憲一 君  
 8番 西田 和徳 君  
 10番 宮原 雄一 君  
 12番 檜崎 政治 君  
 14番 中口 俊宏 君  
 16番 山村 保夫 君  
 18番 福田 慧一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元松 茂樹 君	副 市 長	谷崎 淳一 君
教 育 長	太田 耕幸 君	総 務 部 長	杉本 裕治 君
企 画 部 長	加藤 敬一郎 君	市民環境部長	野口 泰正 君
健康福祉部長	岡田 郁子 さん	経 済 部 長	小山 郁郎 君
建 設 部 長	草野 一人 君	教 育 部 長	山口 裕一 君
会 計 管 理 者	野田 恵美 さん	総 務 課 長	光井 正吾 君
危機管理課長	東 頭 君	財 政 課 長	北谷 太示 君
企 画 課 長	宮崎 英児 君	まちづくり推進課長	中山 好美 さん
福 祉 課 長	深田 徹 君	子育て支援課長	山口 るみ さん
新型コロナウイルス感染症対策室長	西山 祐一 君	農林水産課長	湯野 淳也 君
商工観光課長	清塘 啓史 君	土 木 課 長	渡 邊 聡 君
都市整備課長	上木 淳司 君	上下水道課長	岩崎 広美 さん
学校教育課長	池田 和臣 君	文 化 課 長	淵上 真行 君
給食センター所長	渡辺 勇一 君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木 教明 君
議 事 係 参 事	村田 有美 さん	庶 務 係 参 事	松本 浩典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 代表質問及び質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，代表質問及び質疑・一般質問を行います。発言通告がっておりますので，順次これを許可します。

宇土市政研「志」を代表しまして，7番，今中真之助君。

○7番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」代表を務めております今中真之助でございます。令和5年3月議会におきまして，会派を代表して代表質問をさせていただきます。

まず，質問に入ります前に，トルコ，シリアで発災しました大地震に際しまして，犠牲になられた方々の御冥福をお祈りしますとともに，被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を祈念申し上げるところでございます。

さて本日は，3月8日ということで，元松市長の58回目の誕生日ということでございます。誠におめでとうございます。市長が市長に就任されたのが，たしか45歳だったと記憶しております。私は今年45歳を迎えます。この宇土市の3万7千人弱の市民のリーダーシップをこれまでずっととられて，その始めが45歳ということで私のこの年齢ということでございます。まだまだ市長の足元にも及ばないと思いますが，同じ志を持っている者としてですね，一緒に今年も共に宇土市政の発展のために寄与していきたいと思うところがございます。

それでは，質問に入らせていただきたいと思います。まず，所信の中にありました五つの重点施策についてお尋ねいたします。そのうちの一目，行政主導による大規模な土地開発についてでございます。土地開発は将来への投資です。本市もこれまで昭和の大合併時の土地開発や現国道3号の開通が民間企業誘致の呼び水となり，今の本市中心市街地を構成しているというふうに思います。自然を切り崩すような大規模な開発でない限り，私も土地開発には賛成です。しかしながら，土地開発は夢と希望が伴わないなりません。それは単純に申せば，税収と人口増加であるというふうに思います。市長も所信で述べられた開発候補地は，決算委員会で報告が上がりまして，ウキウキロード沿線，宇土シティ北側，城塚インターチェンジ，神馬町都市計画道路東側そして神馬町都市計画道路西の5か所がありました，その認識でよいのか。またその土地の開発による効果を税収，人口規模でどのように考えているのかお尋ねいたします。

続きまして，本市の転入促進策，西部地域への移住・定住策についてお尋ねいたします。

先ほど触れました土地開発の多くは東部による開発でございます。その東部開発により、市外からの転入促進は大いに期待されると思いますが、西部地区は単純にはいきません。人口の40%が70代、80代、90代を占める西部地区は、今後自然減の増加が否めません。また、それとは反して、子育て層は現段階で年々減少の一途を辿っているのが現状です。10年後、20年後のシミュレーションをすると、社会減が全くなくてかつ今の児童数が維持できるということを仮定したとしても、網田・網津・緑川地区、現人口7,600人は、20年後5千人よりも減ってきます。私独自の調査ではございますが、人口だけで計れないことは十分認識しておりますが、歴史・自然豊かな西部地区が衰退の一途を辿り、地域の維持管理などが放置されていく姿を想像すると背筋が凍るような思いでございます。そこで、特に西部地区への移住・定住策は、かなりインパクトのある異次元な施策が必要だというふうに思いますが、具体的な施策をお尋ねいたします。

次に、三つ目の高齢者や子育て・教育に関する施策についてでございます。

子育てしやすいまちなのかは、子育て層に選ばれるまちなのか出生率に表れるというふうに思います。またその出生率は、子どもを産まない女性が分母として入っておりますが、全国的に少子化の問題は突き詰めると、少母化の問題もあるというふうに思います。結婚したい女性を増やすこと、女性に優しいまちづくりをすることが鍵なのではないかというふうに考えますが、その見解と、現在の出生率と比較してどれくらいまで出生率を上げる目標があるのか、また具体的施策を尋ねたいと思います。

そして、教育についてでございます。教育はますます多様化し、一人も取り残さない、切れ目ない教育が大切であるというふうに思います。最近ニーズの高い民間フリースクールに対しての考え方や、不登校児童生徒また教室に入れない児童生徒への支援策、さらに発達障がいなど支援が必要な児童生徒への取組についてお尋ねいたします。

次に、四つ目の観光資源の付加価値についてでございます。

観光資源の付加価値を与えて、経済波及効果を見いだす観光開発を行うと、所信で言及されておられます。本市は、御輿来海岸の干潟や本来は漁業従事者用の道である海床路をはじめ、ほかには類を見ない観光資源を持ち合わせておりますが、これまで宇土マリーナ物産館以外の経済波及効果の流れはつくれておりません。ジンベエ像設置により、来訪者がさらに多くなった住吉海岸公園界限には、民間事業者による販売所が建設中ではありますが、本市全体の観光資源に対する今後の具体的内容をお尋ねいたします。また、若者来訪者を中心に住吉海岸公園や長部田海床路は、SNSやWEB、地図アプリなどで、かなり検索をされています。経済効果の一環として、住吉海岸公園に対するネーミングライツ募集の可能性を尋ねます。

重点施策の最後でございます。五つ目の情報発信でございます。

本市の情報発信は、部署間の連携ができていないように思います。例えば二十歳のつどいでは、宇土市の取組を発信する絶好の機会ですが、なかなか宇土市の取組などの情報が行き渡りづらい若者へ、積極的に発信がなされていないように感じました。また、社会的背景から、日中に電話での相談ができない市民も多くなっています。LINE@などを活用した相談窓口や各種手続も行えるようなサービスも必要だと年々感じています。現在、広報うとをはじめとする紙媒体とホームページやLINE@などのSNSが存在しますが、スピーディかつ効果的な具体的な手法を尋ねます。

それでは、次に予算案の施策について六つお尋ねいたします。

まず、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてでございます。全小中学校でコミュニティスクールを実施し、地域と一緒に特色のある学校づくりを進めていくとありましたが、コミュニティスクールの良さはどんなところにあり、どんな効果を期待しているのか。目指す学校像を尋ねます。

そして、コミュニティスクールは網田から始まりました。全校でより特色のある学校づくりを進めるために、網田を第二ステージのモデル地区として特色ある学校づくりを提案いたします。例えば、網田の地域資源を生かし、経済的思考を育むような取組があれば、これからも日本人に必要な感覚だというふうに思いますし、子育て層から選ばれる地域になり得るかもしれません。併せて、御見解をお尋ねいたします。

次に、文化遺産保存・活用に関してでございます。花園町佐野地区で行われてきた佐野山王祭礼が、昨年は神事のみ実施となりました。山の神の使いであるサルに扮した地区の若者が甘酒を奪いかけ合いながら集落を巡り、五穀豊穡を祝い、里山へ降りてきた山の神を山へ返す神事でございます。700年以上続いているというふうに言われています。そのように、古くから伝わる地域のお祭りが、今後消滅することを私は危惧をしております。網田においても前例がありますが、一度途絶えると復活は難しいと思われれます。市として、文化として残すべき歴史あるお祭りは、何がしかの手立てをして継続していくべきだというふうに考えますが、今後の考え方をお尋ねいたします。

次に、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」についてでございます。重点施策にもありました子育て施策は、本市にとって最重要施策であるべきだと私も考えます。これまで本市では、保育所の環境整備などへ厚く支援を講じてまいりました。私も子育て中の身ではありますが、同様に保育所の環境整備が子育てしやすいまちづくりの一丁目一番地であるというふうに考えておりましたが、先般話題の岡山県奈義町の取組などから、保育所へ預けることだけが安心できる子育てしやすい保育ではないというふうに考えるようになりました。土地的にも条件不利地である岡山県奈義町の出生率は2.95であります。まさに子育て層から選ばれる自治体となっています。人口5千人ほどではありますが、

認可保育所は一つしかない、町による保育所に特化しない様々な子育て施策は、本市のみならず、日本国全体で見習うべき施策であるのではないかというふうに考えます。そこで、保育所へ預けない保護者への環境整備についての考え方をお尋ねいたします。

また、同じ子育て支援についてでございますけれども、子ども食堂を運営する団体の補助や聴覚検査に対する補助以外に、働くお母さんのサポートの一環とした病児・病後児施設の条件緩和など、ほかに取り組むべき施策についてお尋ねいたします。

次に、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてでございます。本市の基幹産業は農業・漁業でございます。しかしながら、担い手は年々少なくなり、生産者にとって希望がないように感じています。市長の考える農業・漁業のビジョンをお尋ねいたします。また、様々な事態に備え、自給率を担保することは必要であるというふうに考えますが、食料自給率目標値についてもお尋ねいたします。

最後になります。生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてでございます。道路交通法の整備について言及されておりました。市長の掲げる新たな都市計画マスタープランの策定の取組と未来に向けたまちづくりを推進することは、是非進めてほしいわけでございますけれども、その中の一つに加えてほしいことがあります。緊急車両が出にくい、入りにくい道路や踏切の改善・改良でございます。消防署に勤める現場の救命救急士との意見交換で、本市に幾つか点在する緊急車両が出にくい、入りにくい道路や踏切の指摘がございます。人の命は、時として1分1秒を争う状況があるかというふうに思います。救える命が道路事情などにより救えないことになることは避けたい事態でございます。国道や踏切が関わる箇所は、国土交通省やJRとの協議が必要で、市独自で解決する課題ではないと重々承知はしておりますが、改善改良計画を尋ねます。

以上でございます。全ての質問において市長に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 宇土市政研「志」今中議員の代表質問に一括してお答えをいたします。

まず冒頭に、行政主導による大規模な土地開発についてでございます。今年度を実施しております宇土市宅地等造成事業調査業務において、行政主導による土地開発の候補地として、先ほど御指摘がありましたウキウキロード沿線、宇土シティ北側、城塚インターチェンジ、神馬町都市計画道路東と西の5か所を選定しております。この調査結果を受けまして、事業採算性や土地の用途等を検証した上で、今後開発を行う土地の絞り込みを行いたいと考えております。この5か所全て手を付けるわけではないということは御承知おきください。

また来年度は、新たな部署を設置し、効率的かつ効果的、また本市の特性を生かした土地開発に向けて取り組んでまいる計画でございます。併せまして、本市の西部地区であります緑川・網津・網田地区を含めた五、六か所になろうかと思いますが、別の土地についても、

引き続き同様の調査を実施して開発の可能性を探りたいと考えております。

土地開発による効果を税収、人口規模でどのように考えているのかという御質問でしたが、令和4年9月定例会における柴田議員からの御質問への答弁をさせていただきましたが、ウキウキロード沿線で土地開発を行った場合の効果については試算しておりますが、前述の開発候補地5か所全てに当てはまる効果というものは現時点で試算してございません。市が主導して開発を行う土地の絞り込みにおいて、税収や人口の増加といった中長期的な土地開発による効果というものも併せて試算した上で、開発の可否について判断していかなければならないと考えております。

次に、転入促進策、特に西部地域への移住・定住についてでございます。

まず、宇土市における人口の現状と将来の展望を示すものとして、平成27年10月に、宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基礎資料として、宇土市人口ビジョンを策定しております。その中で、安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るという四つの目標を設定しまして、2060年の目標人口を3万1千人としているところでございます。また、令和2年8月に改訂しました第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、移住の裾野拡大に向けた関係人口の創出、切れ目のない子育て支援、安定したしごとの創出や多様な主体による持続可能な社会づくりといった四つの基本目標を設定しております。この第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の現状分析につきまして、国勢調査ベースでの総人口は平成17年をピークに減少傾向に転じております。国立社会保障・人口問題研究所の人口推移においても、今後減少し、2045年には3万人を下回ると予想されております。特に、西部地域に位置する網津地区、網田地区は人口減少が進んでおり、また、同時に高齢化も進み、令和3年度末時点で65歳以上の割合が網津地区で42%、網田地区におきましては48%を超えております。このような現状から、今回新たに策定します第6次宇土市総合計画後期基本計画においても、2026年の目標人口を3万6千人とし、将来に向けて住み良い定住環境の形成に取り組み、「住みたい、住み続けたい」と思っただけのまちづくりを進めてまいります。このように、議員の御意見と同様に、移住・定住施策については、子育て環境や仕事の創出など全面的な施策が必要であると認識しております。

この第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第6次宇土市総合計画後期基本計画における一つ一つの施策が移住促進だけでなく、今お住まいの皆様への定住につながるものと思っておりますが、特に人口減少の著しい西部地域につきましては、東部地域との格差を少しでも解消すべく力を入れていくことが、宇土市全体の人口増につながるかと考えております。その具体的施策につきましては、今検討段階でありまして公表できるものではございません

が、西部地域に特化した定住・移住の取組を構築してまいります。

次に、少子化の問題に係る見解と本市の出生率及び具体的施策についてお答えいたします。

令和4年版少子化社会対策白書によると、25歳から34歳の未婚者の独身でいる理由は、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」というもの、男性が45.3%、女性が51.2%と最も多く、次に多いのが男性では「まだ必要性を感じない」が29.5%、女性では「自由さや気楽さを失いたくない」が31.2%となっており、さらに、過去の調査と比較すると、女性では「仕事（学業）に打ち込みたい」という理由も増加傾向にあります。

また、2016年における我が国の6歳未満の子どもを持つ夫婦の一日当たりの家事・育児関連時間を比較すると、妻の7時間34分に対し、夫は1時間23分となっており、この負担と夫婦間の差を敬遠する心理が、女性の「自由さや気楽さを失いたくない」及び「仕事に打ち込みたい」という考え方につながっているものと思われます。実際に、夫の休日の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第2子以降の子どもをもうける割合が高くなる傾向にあるとされております。

このことから、結婚したい女性を増やし、出生数を上げていくためには、現状の女性に重くのしかかっている家事・育児の負担を軽くしていくことが重要だと思われれます。男性が共に育児・家事を担っていく社会づくり、具体的には、性別役割意識を変え、男性の育児・家事参加を促す啓発や、男性も育児休暇を取りやすい職場づくり、子育て支援の充実等、男女共に仕事と家事・育児を両立できる環境整備が必要だと考えています。

なお、本市の合計特殊出生率は、第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略における独自推計の数値であります。平成30年度の実績値が1.74、令和6年度の目標値を1.90としているところでございます。

この目標値の実現を目指し、現在、実施しております妊娠・出産包括支援事業や不妊治療費助成事業の拡充など、更なる少子化対策事業の実施に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、不登校児童生徒や発達障がいなど支援が必要な児童生徒への取組についてでございます。

令和3年1月、学校教育の在り方について、国は中央教育審議会において、誰一人取り残すことのない令和の日本型学校教育を目指すとし、本市においては、令和3年に熊本県教育委員会が示しております「熊本の学び」アクションプロジェクトに沿って進めているところであります。

このプロジェクトは、熊本県教育委員会が「本県が目指す子どもたちの学びの姿の実現に向け、これまでの授業の在り方を抜本的に見直す。」として令和3年度から開始され、本プロジェクトにおいては、これまでにない大きな視点での転換が図られており、主体的な学び

の基礎づくりを進めていくことと示されています。

今回の見直しで大切になるのが、これまで主に教師の側、教える視点から示していた授業を、子どもの学びの視点で再構築するという点にあります。

具体的に申し上げますと、授業づくりでのポイントとして、子どもの「わくわく」や「なぜ」・「やってみよう」などの知的好奇心や疑問・興味・関心を醸成し、「分かった」「できた」などの実感や達成感が、授業を工夫することで生まれてくるという点を示したことでございます。

このように、視点を変えることで、一方的に教えるのではなく、子どもたちに主体性を持たせることで、誰一人取り残さない切れ目ない教育を目指すとされています。

本市でも、「熊本の学び」アクションプロジェクトの取組を実践するとともに、不登校児童生徒への支援の在り方についてを改めて整理をし、不登校児童生徒への学校としての考え方や評価について、フリースクールやオンライン学習などで「一定の要件を満たす場合には、通知表や指導要録については出席扱いにする。」と、見直しを行っているところでございます。

今年度、フリースクールに通っている児童生徒の数は、児童3名、生徒4名の合計7名です。また、インターナショナルスクールに1名が通っています。今後は、民間のフリースクール等との協力体制をさらに進めていく必要があると考えております。

不登校児童生徒に対しての学力保障に関しては、現在、1人1台タブレットを用いたオンラインによる対面指導及び授業配信やアプリによる学習などを進めています。今後、教室にいる子どもたち（リアル）と自宅などにいる子どもたち（オンライン）が共に学ぶ、ハイブリッド型配信を目指した指導の工夫ができていければと考えているところです。

また、支援が必要な児童生徒においても、ICTを用いた学習は視覚的な支援、聴覚的な支援、操作的な支援等、様々な場面において効果的であると考えています。今のタブレットでできること、できないことを精査し、子どもたちにとって、また、教師にとって、タブレットがより有益なものになるよう支援していく必要があると考えております。

次に、観光資源の付加価値についてお答えをいたします。

本市には、轟地区の轟水源や大太鼓収蔵館をはじめ、網津地区の海床路やジンベエ像がある住吉海岸公園、網田地区の干潟で有名な御輿来海岸や宇土マリーナなどの観光資源が点在をしております。

その中でも、現在、御輿来海岸、宇土マリーナ及びジンベエ像のある住吉海岸公園など、国道57号沿いのスポットの集客力が増してきています。

その住吉海岸公園では全体的な公園の整備を計画しており、民間による直売所の整備も進められております。

また、御輿来海岸干潟景勝地では、駐車場や展望所の整備事業に取り組んでおり、今後、国道57号から展望所までのアクセス道路等も含めた整備が進めば、ますます立ち寄る方が増えていくと思われま。

これら住吉海岸公園、御輿来海岸干潟景勝地、宇土マリーナ等の相乗効果により、今後も観光客が増加するものと考えられ、まずは、住吉海岸公園及び御輿来海岸展望所駐車場の整備を着実に進め、その上で、様々な視点からの観光資源の価値を高める施策、お金が落ちるということも含めてでございますが、それを考えたいと思っておりますし、議員が御提案されておられますネーミングライツの導入についても、今後検討してまいります。

次に、情報発信についてでございます。

まず、SNSを活用した情報発信としましては、通知方法は違いますがLINE、Facebookによる行政情報や防災情報等の配信、Instagramを活用した本市の魅力発信を実施しております。今年度はLINEでの周知において、画面が見やすくなることで利用促進できるよう、文字情報ではなくイラストを表示し、そこから詳細ページにリンクできるよう工夫を行いました。Instagramについては、熊本県立大学の学生と共同で効果的な投稿について研究を行ったところでございますが、Instagramでは、イベント情報は反応が悪く、日常の何気ない風景や飲食店を積極的に取り上げていくことが効果的で、その頻度についても提案がっております。今後も、情報発信の内容、情報の伝え方等を検討し、迅速に発信できるよう、また効果的に発信できるよう取り組んでまいります。また、登録者や閲覧者の増加を図るため、関係課と連携を取りながらイベントでの周知を行い、投稿の方法についても引き続き検討してまいります。

しかし、スピード感を持ちタイムリーに情報発信を行うには、担当課のみではなく、全庁的な取組が必要でございます。そのため、これらのツールの活用方法を職員に対して啓発を行い、共有してまいりたいと考えております。

また、相談窓口や各種手続のオンライン化につきましては、既に、今年度から介護関係や子育て関係、転出手続についてはオンライン申請を導入しており、今後より活用していただけるよう普及、啓発を行ってまいります。さらに、様々なツールが開発されており、先進地の事例も参考にしながら、可能なものから積極的に導入してまいります。

次に、網田地区の地域性を生かした将来に役立つ先進的な取組についてお答えをいたします。

網田小・中学校は、市内でもいち早く平成17年にコミュニティスクールの導入を行い、学校、保護者、地域との連携による学校づくりを目指してまいりました。

コミュニティスクールの現在の活動として、小中合同の学校運営協議会の活動、保育園と小中連携活動の推進があり、地域と学校との連携を深めることで、児童生徒の愛郷心を高め

る取組を行っております。

地域資源を生かした特色ある学校づくりについては、本年度、網田中学校において、起業体験プログラムの一環として、民間企業から講師を招いて、地域の資源を有効的に活用する取組である第6次産業について学習をしております。今後、継続して、地域の貴重な資源を知ることができるような学習機会の充実を図り、地域外へ網田の魅力についてPRできるような人材の育成に取り組み、愛郷心を育むとともに特色ある小中学校づくりを推進してまいります。

特に、少子高齢化が顕著な網田地区においては、単年度だけの取組ではなく、網田小中合わせた9年間を通して、議員が御提案されているような地域資源を活用するなどの他所にない特別な教育カリキュラムを導入することで、移住のきっかけや促進にもつながる可能性があるのではないかと考えております。これに関しては、今後検討を進めてまいります。

次に、歴史あるお祭りの存亡等についてお答えいたします。

本市においては、文化財の指定の有無を問わず、先人から伝えられてきた数多くの伝統行事やお祭りが今も各地区で継承されています。

しかし、過疎化や少子高齢化による担い手不足が加速しており、これに加えて近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域の祭りや伝統行事等の中止・延期が相次ぎました。このままの状態が続けば、地域における伝統行事等の継承活動が困難になり、途絶えてしまうことも懸念されます。

古くから守り伝えられてきた伝統行事やお祭りは、地元の誇りであるとともに、郷土愛の醸成や地域コミュニティの維持においても重要な役割を果たしています。市では、これまで県や市指定の無形民俗文化財を保存継承する団体に対し、補助金を支出するとともに、宇土大太鼓フェスティバルや地域伝統芸能祭等のイベントを支援していますが、高齢化等によって伝統の継承が難しいような状況の場合、資金の助成だけでなく、後継者をいかにして育成していくのかも重要なポイントであると考えております。

先日行われました市民会館の地域伝統芸能祭において、城塚と宮庄地区の雨乞い大太鼓保存会の発表がございました。地域の人は1人、2人でありまして、そのサポートとして宇土高校などの太鼓チームのメンバーが加わって演奏をしておりました。これは大きなヒントになるとそのときも感じたところです。伝統や芸能をそのまま継承できなくなる時代に入っております。従来の手法や枠にこだわることなく、柔軟に対応していくことも一つの手法であると感じているところです。

今後とも地域や保存団体の方々と連携し、どのような課題があり、どのようなことが求められているのかなどを精査するとともに、伝統行事やお祭り等の保存継承に対する支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭で保育をする世帯への支援などについてお答えをいたします。

本市では、令和4年4月1日現在、3歳未満児で保育所等を利用している子どもの割合は全体の約6割となっており、約4割が自宅で育児をされている状況です。

保育所以外の支援としましては、0歳から3歳までの子どもと保護者が気軽に訪れることができる、地域子育て支援拠点3か所を設け、保育士などが育児の相談を受け、また保護者同士の情報交換や、子育て中の親が孤立しないための精神的支援の場としても御利用いただいております。また、そのほかの事業としましては、ファミリーサポートセンター事業の協力会員による子どもの預かりや、現在、保育園に通っていない就学前の子どもを保育所でお預かりする一時預かり保育などを実施しております。

保育所を利用しない家庭に対し、在宅保育手当などの経済的支援を実施している自治体もありますが、女性の経済的自立の重要性が増し、結婚、出産後に働き続ける女性が多い中、男女の役割の固定につながる可能性もあるため、他の自治体の状況を注視し、状況に応じた支援策について適宜検討してまいります。

次に、病児・病後児支援施設の条件緩和などについてお答えいたします。

本市の病児・病後児保育は、宇土地区医師会の御協力を得て、事業を委託、実施しているところでございます。利用定員は、原則として1日3人とし、保護者には、利用前日までに予約し、かかりつけ医による病状連絡票を利用当日に提出するようお願いしております。

これらの取扱いについては、感染力が強い疾病や疾患などの場合、他の利用児童に感染させてしまう恐れがあり、さらには施設内でスタッフを含め感染症が広がれば、施設を閉鎖する事態になりかねないため、事前に医療機関を受診していただく対応を行っているものでございます。

御質問の子どもが発症した当日でも、定員に空きがあり、感染拡大の恐れがないと診断を受けられた場合には、お預かりをしているところでございます。

併せて、子どもが病気のとときに保護者が気兼ねなく休める職場環境や、看護休暇制度の普及について周知をしていく、社会全体で取り組んでいく必要があると考えております。

次に、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり」についてお答えします。最初に、本市の農業ビジョンについてお答えします。

議員御指摘のとおり、農業従事者の高齢化や後継者不在等による慢性的な担い手不足が大きな課題となっており、耕作放棄地の有効活用や農地の集積による集団化などによりまして農業の生産性・収益性を高めることで、新たな担い手の確保が求められております。

このような中、本市においては、令和6年度までに策定する、地域の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画に基づき、農地の受け手を確保しつつ、農地の集約化を推進し優良農地の確保に努めることとしております。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、経営改善に取り組む担い手に対する支援や、新規就農者に対しての経営開始後の資金助成や、経営発展の機械・施設の導入等を支援するといった担い手への支援を引き続き行うことで、担い手の確保を図ってまいります。

さらに、高齢化や後継者不足等の様々な課題を解決する手段として期待されるスマート農業を推進することで、労働力の省力化や農業生産の効率化及び品質向上を図り、農業従事者の負担軽減につなげてまいります。

今後も、「“輝く”産業～活力のふるさとづくり」を目指し、県やJA等の関係機関や民間事業者と連携し、本市の農産物の付加価値を高めるウブランドづくりや地産地消に努めるとともに、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

次に、本市の漁業ビジョンについてお答えをいたします。

漁業においても、漁業従事者が減少しており、水産資源の回復や生産コスト削減等の取組に加え、資源管理型漁業により生産性・収益性を高めることで、新規就業者や後継者の育成・確保が求められております。

このような中、本市においては、市内の各漁港の計画的な整備・改修を図りながら、稚エビの放流や育成等に係る補助を行うなど、つくり育てる資源管理型漁業の取組を支援しております。

また、漁業従事者を育成するため、アサリ貝の調査や漁業に関する研究学習等に要する活動費に対しても支援を行っているところです。

さらに、海苔共同乾燥施設については、持続的な海苔養殖業の振興には必要不可欠な施設であり、また、省力化や生産コストを削減することで、海苔養殖業に係る労働力負担の軽減など就労環境の改善が図られることから、本市としても事業支援を積極的に取り組む必要があると考えております。

今後も、持続可能な漁業生産基盤を強化し、漁獲量の確保や品質向上を進めるとともに、担い手人材が育つ生産性・収益性の高い漁業振興を図ってまいります。

基幹産業を守るために、地元のを自治体で買い上げてというような取組もあったかと思いますが、災害時などの場合はもちろんできるのかもしれませんが、恒常的に地元のを買い上げるということは、地元の商業者にも非常に大きなマイナス影響が生じます。税金で民業を圧迫することはできないと思っておりますので、このあたりは災害等に限定した対応が限定的かなと考えているところでございます。

続いて、食料自給率についてでございます。

食料自給率は、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標となっております。熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。

食料自給率については、本市独自の数値を示せるものはございません。そういう状況でございますので、国の数値を申し上げますと、令和3年度におけるカロリーベースの食料自給率は38%でございます。目標年度の令和12年度において45%と設定されております。また、令和3年度における生産額ベースの食料自給率については63%で、目標年度の令和12年度において75%と設定されております。

御承知のとおり、食料自給率が低いということは輸入に頼るしかなく、食料の多くを輸入に頼っている我が国にとって、輸入が制限されると食料不足に陥る可能性があるため、いつ食料の危機的状況になってもおかしくはないと実感しております。

本市においても、国の目標値を目指すために、担い手の育成と併せ、農水産物の生産拡大を図る取組を積極的に行う必要があると考えております。

続きまして、住吉町、長浜町の国道57号からJR三角線を渡って集落に出入りする道路や踏切の改善改良計画及び方針についてということの御質問についてお答えします。

現状、住吉町や長浜町では、国道57号とJR三角線の高低差があるため、国道と踏切の間に斜路が設けられております。国道からJRを横断する際、踏切やこの斜路を含め前後の道路の幅員が狭く、併せて斜路と踏切が直角に曲がっていることから、非常に通行がしにくい状況となっております。

そのため、議員が御質問されているように緊急車両の出入りが難しく、迅速な対応にも影響があるものと考えております。

この状況を改善するために、理想としては、国道の嵩上げを行い、国道と踏切が丁字交差する交差点改良が考えられますが、国道と踏切の間に車が停止するスペースを確保することとなり、国道をずらすなどの大掛かりな工事が必要となります。

また、国道と踏切の間にある斜路を拡幅することも考えられますが、こちらも国道側にせり出す必要があるため国道をずらす必要があり、容易な工事ではございません。

そのほか、踏切部だけの拡幅も考えられますが、踏切前後の道路幅員が関係することから、難しい状況となっております。

しかし、令和3年度から今年度かけ、小部田区の笠岩踏切において、少しでも車両通行の改善ができないかということで、JRと何度も協議を重ねて、踏切の拡幅はできませんでしたが、落輪防止壁と遮断機の移設、併せて集落側の道路拡幅により、通行しやすい踏切になったケースもございます。

そのため、市としましては、地域の利便性の向上につながるよう地域の意向や現地の状況に応じ、今後も国土交通省やJRと協議しながら、効果的な改善を行い、安心して暮らせる環境づくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 最後に一言だけ申させていただきます。今回の代表質問ということでございました。真摯な対応そして御答弁に感謝するところでございます。私は議員3期目、9年目に当たりますけれども、今回ほど市長の所信に力強さを感じたことはありません。強い意気込みを感じております。しかしながら、第6次宇土市総合計画後期基本計画の中身を見ましたけれども、様々な目標数値が定められておりますが、ちょっとこの所信に対して物足りなさを感じております。今回の所信で述べられた以上のことが実現できるよう、是々非々の立場で、本市の課題解決やまちづくりを私自身の我が事として取り組んでいく所存でございます。また、我が会派は西部地区の活性を基本理念としております。併せて、共に全身全霊をかけて3人力を合わせて、西部地区活性についても頑張っていく所存でございます。共に宇土市政発展のためにやっていきましょう。

以上で、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これより議事の都合上、5分間休憩いたします。換気をお願いいたします。

-----○-----

午前10時46分休憩

午前10時51分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。新型コロナウイルス感染症の5類移行問題など、4点について質問をいたします。市長はじめ、担当部長の誠意ある答弁を求め、第1点の新型コロナウイルス感染症第8波の状況と5類への移行をどう考えているのか。これらの点について質問をいたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類に、5月8日より移行するとしております。これは、新型コロナウイルス感染症の第8波が減少傾向にあることや、肺炎などの重症化のリスクが少ないことを挙げております。こうした政府の方針に対し、新型コロナウイルスの位置づけを議論しております厚生労働省の審議会部会では、「1年に3回も流行を起し、そのたびに医療が逼迫する疾患を5類に当てはめてよいのか」など複数の委員から懸念する声があるとされており、医療の現場からもあまりにも拙速ではないかと不安や批判の声が出ております。コロナウイルスは季節性のインフルエンザとは違い、感染力が強く、第8波でも全国で多くの患者が出ております。第8波の

全国での感染者数、死亡数はどうなっているのか、この点について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

いわゆる感染の第8波は、昨年11月頃から始まり、ピーク時には全国で一日の感染者が20万人を超える日もありましたが、1月から2月にかけて全国的に減少傾向が続き、県内も同様の傾向となっております。

第8波の特徴としては、第7波の際よりも報告される感染者数は少ないものの、特に高齢で基礎疾患のある方等の死亡が増え、一日の死亡者数は連日過去最多を更新し、また多数の高齢者施設や医療機関でのクラスター発生が報告されました。第8波の感染者数が少なくみえる要因としては、昨年9月から感染者の全数把握を簡略化したことにより、実際には潜在的に感染者が多数発生しているにもかかわらず、正確にその人数を把握できなくなったためと考えられます。

次に、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の2類から5類へ移行すると、季節性インフルエンザと同等の取扱いとなり、入院措置や勧告、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が行われなくなり、また医療費の公費負担もなくなります。しかしワクチン接種については、季節性インフルエンザと異なり、無料で接種できる予防接種法の特例臨時接種が来年3月まで延長されることになりました。

5類に移行しても、ウイルスの特性が変わるわけではなく、また新たな変異株の発生、流行も予測されることから、感染の再拡大を懸念、危惧する意見もあり、引き続き感染予防対策が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長が答弁されたとおりでございます。

次に、5類になれば患者を診る医療機関は増えると言っております。しかし、政府は入院については、公的な支援を段階的に縮小し、廃止するとしております。公的な支援がなければ病院の経営は厳しくなり、治療を減らすのではないかと思います。また、今までコロナ患者を診てこなかったクリニックなどの多くは、ほかの患者に動線を引くなどして対応できなかったから診てこなかった中で、5類になったからといってコロナウイルスの性質が変わるわけではなく、感染力は強いため、感染防止対策を取って対応しなければならず、治療する医療機関は減るのではないかと思います。この点についてどう考えておられるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在の新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の2類から5類へ移行すると、行政や医療機関での対応が大きく転換することとなります。

国は、5類へ移行後は、一般の医療機関においても検査や診療を行うことができ、医療逼迫が改善されるとしてはいますが、実際のクリニックなどでは、感染力の高い新型コロナウイルスが院内にまん延することを懸念し、発熱患者等の診療を敬遠することも考えられます。また、自宅療養や待機を要請する法的根拠がなくなるため、濃厚接触者や無症状の感染者は必ずしも自宅にいる必要がなくなり、それらの方が市中で通常の生活を送ることで、ほかの方への感染拡大につながる恐れもあります。

そこで、先月末、市内の医療機関を対象に、5類移行後の診療体制について、意向調査を行いました。基本的には、既に発熱外来を開設されている医療機関は今後も継続の意向ですが、そのほかの医療機関においては、今後の発熱患者の外来診療については慎重な意見が聞かれました。また、かかりつけ患者の大半が高齢者である医療機関においては、ほかの患者への感染を心配する声や、医療従事者が感染した場合の対応などを心配する意見もありました。

このようなことから、5類へ移行後においても、高齢者施設や医療機関、学校、保育所等でクラスターを発生させないためにも、引き続き感染予防対策を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 次に、新型コロナウイルスの感染症への医療支援が廃止された場合の影響についてお聞きいたします。政府は、患者への医療費の公的な支援を一定期間後に廃止するとしております。コロナの支援については、現在では感染した場合には、医療費の患者負担は感染症法や国の予算措置によって全額公費でみるようになっております。検査も医師が必要と判断すれば全額無料であります。PCR検査やコロナワクチン接種も有料になれば、治療を必要とする人が治療を控えて重症化する患者が増えるのではないかと思います。アメリカで大流行した感染力の強いXBB.1.5は、国内では余り増えておりません。しかしこうした変異株が流行することも考えられます。そのため、これまで同様の感染防止対策が必要であると思います。病院や高齢者施設、学校、保育園など、引き続き感染防止対策が必要であり、その点でも国の財政支援は不可欠だと思いますが、この点についてどう考えておられるかをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の医療費は、原則公費負担となっておりますが、5類に移行すると、季節性インフルエンザと同様に、医療保険は適用されるものの自己負担が発生することになります。これにより、何らかの症状があっても受診を控えることで結果的に悪化し、適切な時期に治療ができず重症化する人が増えることや、ほかの人に感染させてしまうことが懸念されています。

また、無症状の人を対象とした、県の無料PCR検査事業なども終了する見込みであるため、感染者を無症状のうちに発見することが難しくなります。

ワクチン接種については、先ほども答弁しましたとおり、予防接種法の特例臨時接種が来年3月まで1年間延長されることが決定し、無料で接種できるようになっています。

また、現在、保健所等で行われている医療機関等に対する支援が継続されるか不明ですが、市内医療機関からは、2類相当である現在でもCT検査の予約や入院等の受入先を探すことにも苦慮する場合があります、5類移行後の診療体制を懸念する御意見もありました。

5類へ移行した後も、地域で診療を行う医療機関を支えるための支援などは、引き続き必要になると思いますが、この支援は市が単独で行えるものではなく、国や県に対し医療逼迫につながるような施策を継続するよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） これまでどおりの財政支援を強く国に求めていただきたいと思えます。

次に、市営住宅の住まいの支援について質問いたします。市営住宅は、現在10団地ありますが、団地の入居状況と入居をされている方々の年齢及び家族構成について、さらに空き部屋が100以上ありますが、全体の15%程度になっております。なぜこんなに部屋が空いているのか、この点について建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

一つ目の御質問の団地の管理戸数と入居状況についてですが、本年2月末現在の数値でお答えします。

まず、入地団地は特定公共賃貸住宅を含め全184戸を管理しており、うち164戸が現在入居中となっております。次に境目団地は、単独住宅、災害公営住宅を含め全146戸のうち、現在118戸が入居中となっております。その他、市全体で申しますと、全部で10団地、727戸を管理しており、うち617戸が現在入居中となっております。

次に、空き部屋110戸の状況とその理由ですが、まず、退去後の修繕が完了し入居ができる住戸が、中堅所得者ファミリー向けの住宅である特定公共賃貸住宅を含め12戸、最近

退去され、次の入居のための修繕を行う予定である住戸等が20戸となります。

このほか、本年1月に公募を行い、現在入居の手続を行っているのが5戸、今年度から実施しています浴槽・浴室給湯器等の設置事業のため一時的に新規募集を停止している住戸が30戸、建物の耐用年限等により今後廃止と位置づけし、新規入居を停止している政策空家が43戸となっております。

なお、空き部屋となっている理由は様々なことが考えられますが、その一つとして、民間住宅と設備等の違いがあると思われれます。市営住宅の家賃は安価ではありますが、民間住宅と比較した場合、その設備に差があることは否めません。例えば、エレベーターがある団地はなく、特に高齢者の方は、4階や5階など上層階の部屋への入居を希望されない傾向があります。また、入居時に個人負担で浴槽等を設置していただいている団地もあります。その対策の一つとして、先ほど答弁しました浴槽・浴室給湯器等の設置事業に着手しているところでもあります。また、家賃の見直しを行った住戸もあります。特定公共賃貸住宅は中堅所得者ファミリー向けで、2LDKの間取りの住戸ですが、昨年4月から一番低い所得階層の家賃を4万7,600円から4万4,600円に引き下げております。

二つ目の御質問である入居世帯主の年齢及び家族構成についてお答えいたします。

まず、世帯主の年齢ですが20歳代が12世帯、30歳代が34世帯、40歳代が82世帯、50歳代が100世帯、60歳代以上が389世帯となっております。このうち65歳以上の世帯は334世帯、全体の半数以上を占めている状態です。

次に家族構成ですが、現在入居中の617世帯のうち275世帯が単身世帯、残りの342世帯が2人以上で入居されています。

世帯主が65歳以上の334世帯では、単身世帯が202世帯、2人世帯が103世帯、3人以上の世帯が29世帯であり、約6割が単身世帯となっている状況です。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 65歳以上の入居者が334世帯で、全体の54%を占めておりますし、その中で高齢者の一人世帯が202世帯、60%を占めております。高齢者は知り合いも少なく親戚もいない人が多く、保証人を確保することができず、入居を諦める人もいると思います。保証人がいなくても入居できるようにするため、国土交通省は全国の自治体に対し、2回にわたって、入居の要件である保証人規定を廃止するよう要請しております。県や熊本市では既に廃止しておりますが、宇土市においても廃止すべきだと思います。廃止しない自治体もありますが、その理由として家賃の滞納が入っております。本市においてここ3年間の家賃の滞納状況と滞納保証人が払った金額はどうなっているのか、併せて建設部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず，連帯保証人の廃止についてございます。本市で連帯保証人を廃止していない理由の一つ目は，入居者の緊急連絡先としての役割を求めていることです。先ほど答弁させていただきましたが，高齢者の単身世帯の入居も多い状況にあります。過去には，単身世帯の入居者について近所の方から，「倒れているのではないか。」との通報があり，連帯保証人に緊急連絡を行うことで，幸い大事には至らなかったという事例もございます。

二つ目の理由として，議員御発言のとおり滞納家賃の増加への懸念もございます。現在滞納者には督促状，催告書等の送付や訪問等を行っていますが，滞納状況次第では連帯保証人への通知，電話連絡等も行っております。中には，連帯保証人から納付するよう連絡を受けたとのことで，滞納家賃を納入されるケースも見られます。

そのような事情はありますが，今回，国が通知を発出するに至った大きな理由である，連帯保証人が見つからない方への対応も当然必要であります。

その対応として，本市では国の通知に基づき，入居希望者の努力にもかかわらず連帯保証人が見つからない場合を想定し，令和2年3月に，宇土市営住宅等連帯保証人免除取扱要綱を策定しております。

この要綱では，入居決定者の2親等以内の全ての親族を対象として連帯保証人の選任に努めても選任が困難である方で，60歳以上の方や障がい者，生活保護受給者などの条件に合致する場合は，連帯保証人を免除できることとしております。なお，免除した場合は，身元引受人及び緊急連絡人の届出をしていただいております。

このように，本市では連帯保証人の規定自体は廃止しておりませんが，特に事情があらわれる場合は対応できる制度整備を行っております。

次に，過去3年間の住宅使用料の滞納額についてですが，現年度分と過年度分を合算した金額で申し上げますと，令和元年度が1,493万3,922円，令和2年度が1,395万1,957円，令和3年度が1,475万6,707円となっております。

なお，滞納家賃を連帯保証人が支払われるケースも当然ございますが，議員御質問の連帯保証人が支払った家賃額について，その総額は把握できておりません。これは，例えば滞納家賃は口座振替ができず，納付書での支払いとなりますが，市の窓口で支払われる場合のほか金融機関の窓口で支払われるケースもあるためです。

以上のようなことから本市においては，現段階では，入居の際に連帯保証人を不要とすることは考えておりませんが，他自治体の状況を今後も注視してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 連帯保証人を廃止しない理由として2点を挙げられました。一つは、入居者の緊急連絡先としての役割を求めている。もう一つは、家賃滞納の増加を懸念しているとのことでありました。どうしても保証人が確保できない人に対しては、宇土市営住宅等連帯保証人免除取扱要綱があるとのことではありますが、この要綱では、身元引受人及び緊急連絡人の届けで対応するとなっておりますので、そういうことであるならば、保証人の規定は要らないのではないかと思います。この制度を利用し、免除をされているのは大体何人ぐらいおられるのか。また連帯保証人に対して滞納家賃を払うよう何人に通知したのか、保証人が納入した額は分からないということではありますが、県や熊本市と同じように保証人は要らないのではないかと思います。この点について建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） まず、別に要綱を定めているのであれば連帯保証人を廃止しても問題がないのではないかと御質問についてですが、先ほどの答弁と重複しますが、連帯保証人の規定は廃止しておりませんが、連帯保証人の選任が困難な場合は、別に定めた要綱で免除する取扱いとしています。

実務においては、連帯保証人を全て廃止してしまうと、特に滞納家賃への影響が大きいと懸念しています。議員御質問のとおり、高齢者の方など事情がある方への配慮は必要とは考えますが、連帯保証人が支払われたり、入居者へ納付催告をしていただいている状況がなくなるのは、滞納額の増加につながる恐れがあるものと考えられます。

なお、令和4年11月27日の熊日新聞の記事によれば、全国7割以上の自治体で廃止されていらないようであります。

次に、要綱制定後の実際に連帯保証人を免除した件数についてですが、令和2年3月に要綱制定後、同年4月から施行していますが、令和2年度に2件、令和3年度に1件、連帯保証人の免除を行っております。

次に、連帯保証人に納付の通知を送付した件数についてですが、連帯保証人には3か月おきに通知を送付しています。入居者の連帯保証人には、その時点で6か月以上の滞納がある場合、また退去者の連帯保証人にはその時点で1か月でも滞納がある場合は、送付の対象としています。直近では、本年1月に、連帯保証人32名に通知を行いました。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 連帯保証人の規定を廃止しないということではありますが、市営住宅の入居を希望されている人の立場に立って是非考えていただきたいと、そのことをお願いしておきます。

次に、風呂の未設置と今後の設置計画について質問いたします。多くの市営住宅では風呂

が未設置で、原則として入居者が風呂を設置することになっております。しかし、今どき風呂のない住宅など問題であり、入居される方々は、行政に対し設置すべきではないかとの強い要望が起こっておりますし、これに対してようやく行政側が設置することになりました。未設置の団地と戸数それと今後の設置計画について、建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、市が浴槽及び浴室給湯器を設置していない住戸についてです。

団地内全ての住戸が未設置であるのが、戸口団地，袋内団地，旭団地，新町団地であり、そのほか、境目団地と駅前団地については一部の住戸が未設置となっています。その合計は333戸となります。

未設置の住戸のうち、境目団地，戸口団地，駅前団地は、先ほどの答弁で御説明しました今後補充入居を行わない政策空家としている住戸であり、浴槽等の設置は予定しておりません。その戸数は113戸となります。

次に今後の設置計画ですが、政策空家以外で浴槽等を設置していない袋内団地，旭団地，新町団地の220戸につきまして、今年度から浴槽と浴室給湯器を設置する工事に着手しております。整備期間としましては、今年度から令和8年度までの5年間を予定しており、現在、新規募集を停止している空き部屋を優先的に実施してまいります。現在入居されている住戸についても、今年度から建設年度の古い袋内団地，旭団地，新町団地の順に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 空き家政策を取っている団地を除いて、3団地220戸について令和8年度までに設置するということではありますが、是非計画どおり実施いただきたいと思えます。

次に、住宅セーフティネットの利用状況と住宅確保給付金の継続支援について質問いたします。コロナの影響で職を失ったり、収入が減り、その上物価高騰で生活が苦しくなった人が増えている。住宅確保給付金の申込みが急増しております。しかし、この制度は支給期間の延長はありましたが、期間が限られており、恒久的な支援を求める要望が強く出されておりますし、国に対し、是非計画的な支援を求める必要があると思えますが、この点についての考え、さらに民間のアパートの空き部屋対策として、高齢者などの入居を断らないなどの条件で、一定の条件を備えた民間のアパートに対する住宅セーフティネットの制度が2017年からつくられ、入居者に対しては所得に応じて家賃の補助を行うことになっております。宇土市においてはどのくらい県に登録されて利用されているのかを、建設部長にお聞きいた

します。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず，住宅セーフティネット制度の登録住宅と入居者数についてです。

住宅セーフティネット制度に基づく登録住宅とは，賃貸住宅の賃借人が，住宅確保要配慮者，これは低額所得者，被災者，高齢者，障がい者，子育て世帯等が該当しますが，その方々の入居を拒まない住宅として，県にその賃貸住宅を登録したものです。

登録に当たっては，賃貸人が，住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能であるほか，住宅の規模や構造等について一定の基準に適合することが求められています。

宇土市内の登録住宅戸数を，登録窓口である県に確認したところ，2月24日現在，セーフティネット住宅情報提供システムにおいて，宇土市内で登録されている住宅は，82棟，635戸とのことでした。

なお，実際に登録住宅に入居された住宅確保要配慮者の数については，住宅確保要配慮者以外も登録住宅に入居できるため，県では把握できていないとのことでした。

次に，住宅給付金についてですが，住居確保給付金という国の制度があります。これは離職や自営業の廃止などにより経済的に困窮し，住居を喪失した方又は住居を喪失する恐れのある方に対し，世帯員数に応じて設定された上限額までの家賃相当分を給付するものです。

支給期間は，原則3か月間で，一定の要件を満たせば，最長で9か月間まで延長できます。また，支給期間終了後に勤め先を解雇された場合は，さらに3か月間の再支給が受けられます。なお，今年度2月末までの支給件数は，23件となっております。

この給付金は，住居及び就労機会等の確保に向けた支援であるため，対象者と支給期間が限られており，継続的な支援については，今後，国・県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） コロナ禍や物価高の中で生活が厳しくなっている人が増えておりますし，より多くの方が救済されるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に，不登校・ひきこもりの子ども支援について質問いたします。全国で2021年，公立の小中学校で30日以上欠席をした不登校になった児童生徒は，前年より25%増え，24万人になり，初めて20万人を超え，今後も不登校の児童生徒が増加すると見られております。宇土市においても当然増えているとは思いますが，過去3年間の不登校の児童生徒の数と不登校の主な理由について，教育部長にお聞きたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

市内小中学校の不登校児童生徒の状況につきましては、昨年12月の市議会一般質問において、土黒議員の質問に対し、毎年10月末時点を基準とした3か年分の数値を答弁させていただいたところですが、改めて本市の直近3年間の状況について申し上げますと、30日以上欠席している長期欠席者及び病気や経済的な理由を除く理由により不登校である者の推移として、令和2年度末で84人、うち不登校55人、令和3年度末で160人、うち不登校97人、本年度は1月末で163人、うち不登校75人となっております。

また、急増していると言われている不登校に関する要因や背景としましては、不安などの情緒的混乱、無気力、遊び・非行等、以前から定義されているとおりの理由に加え、人間関係がうまく構築されなかったり、学習のつまずきが克服できない児童生徒の増加、家庭の生活環境の急激な変化や親子関係をめぐる問題、家庭の教育力の問題等、家庭生活に起因する要因の多様化などが多く見られます。しかし近年、複合的な要因が絡み合っているため、原因を一つに特定することは難しくなってきております。

特に一昨年からの不登校児童生徒が急に増えた要因は、コロナの感染が子どもに広がり、不安が強まったことが影響していると考えられます。一昨年度からの休校や学級閉鎖で生活のリズムが崩れたり、学校を休むことへの抵抗感が薄れたりしたこと、コロナ禍の活動制限で学習意欲が低下しやすかったことも要因であると考えられます。

これまで、学校においては、一人一人に丁寧な対応をされてきておりますが、様々な要因や背景が複雑に絡み合っていることから、今後は、多様な方向から、特に、不安を取り除くための取組が必要になってきていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 小中学校における令和3年9月の不登校の児童生徒は97人、本年は1月末で75人ということであります。不登校の要因として、無気力や遊び・非行などに加え、人間関係がうまくいかない、学習のつまずき、家庭の生活環境の問題など多様化、複合的な要因が絡み合っており、その上、コロナ感染が広がり不安が強まったことが影響しているとのことでもあります。こうした不登校の児童生徒に対する教師やスクールカウンセラーなど、対策を取られていると思いますが、どんな支援、取組をされているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

近年、様々な要因により不登校児童生徒が急増していると言われておりますが、学校においては、精一杯の愛情と責任感で不登校の対応を行っているところです。しかし、学校の業務が多様化し、業務量が増え、学校だけでの取組では難しい部分が出ています。

そこで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理の専門家や福祉の関係機関との連携を図り、不登校児童を支援する取組を行っております。

スクールカウンセラーは、心理面の専門家として宇城教育事務所から派遣され、全学校において、月に1回から4回程度、定期的に相談活動を行うほか、緊急事態の場合は臨時で派遣されることもございます。

スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、学校・家庭・地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用を通して、児童生徒や家庭への支援を行っています。宇土市においては、迅速にかつ柔軟に対応できるよう市独自の事業として、鶴城中学校及び宇土小学校を拠点とする鶴城中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣しております。

また、住吉中学校区及び網田中学校区については、宇城教育事務所のスクールソーシャルワーカーを活用しております。毎年、学校からの要望が多くあることから、教育委員会としましても、今後も支援体制の充実を図ってまいります。

なお、今年度、教育委員会では、不登校児童生徒への支援の在り方を再度整理し、不登校児童生徒への考え方や評価・出席扱いについての方針を定めました。この方針に基づき、現在、民間のインターナショナルスクールや何らかの理由から学校に行くことができない子どもたちを受け入れ、学びの場を提供しているフリースクール等と連携し、一所懸命、社会的自立に向けて努力している児童生徒を支援しています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 教師やスクールカウンセラーなど、学校も大変努力されていると思いますが、教師も不足しておりますし、手が届かず支援を待っておられる方もおられるのではないかと思います。私のところに昨年9月に、不登校の家庭の2人の方からお手紙をいただきました。1人の方は、「私の子どもは中学生2人の不登校で手を焼いています。なぜ学校に行かないかを聞いても言わない、学校に連絡をしても連れて来てくださいと言われるばかりで、子どもの将来がとても心配で毎日不安です。そういう子どもたちが学校へ行かなくても学べるような場所や手頃な金額で家まで訪問して、学習を教えてくれるようなサービスがあればと思う。」ということであります。この方は9月に宇土市に転入された方で、この時点では学校への転入手続はまだされていないということでした。もう一人の方は、「子どもが不登校になり、まだ小3なので、家で一人で留守番をさせられない、親も仕事に行けない。学校にそういう子どもたちの居場所をつくってほしい。」ということであり、子どもも手紙を書いて入っておりましたが、「母子家庭のママも医療費を毎回窓口で一割にしてほしいと。払うお金がないからママは病院に行けない。たった3千円も母子家庭にはない。」このように書かれておまして、生活の厳しさを訴えております。こうした人たちの支援をし

てくれる、県内で不登校の支援に取り組んでいる熊本学習支援センター、この団体は熊本市内の私立高校の先生方が2015年に団体を創立され、現在熊本市内に6か所の支援センター、そのほかに御船町や甲佐町、人吉市、菊池市など合わせて10か所に180人の子どもが利用しているということであります。高校と連携し、通信制も取り入れ、通信制を卒業し専門学校や大学に通って頑張っている子どもも多くいるとのことであります。通信高校も、年収590万円以下の家庭では、3年間で6万3,200円と安く設定されているということであります。センターでは、熊大生など60人の学生が学習支援に当たっており、今後は宇土市や八代市、天草市にセンターを設立する準備を進めているということであります。行政に対しては、市の施設など居場所確保を是非協力してほしいということであります。特にこのセンターではひきこもりの子どもに対し、何か月も家庭を訪問し、話し合い、信頼関係を築き、努力をしながらセンターに来てもらうようにしているとのことであります。こうした団体と協力すれば学校の負担も軽減されると思いますが、教育長の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

本市では、不登校児童生徒の居場所として、適応指導教室、通称ほっとスペースを開設しております。この施設は、市民会館駐車場の一角にある焼き物教室の一部を利用して、鶴城中学校の生徒を受け入れることを目的に運営されておりましたが、近年は、議員御指摘のとおり不登校の低年齢化が見られることから、小学生も受け入れるようになり、現在14名の児童生徒が利用しております。

また、指導員として3名の会計年度任用職員が常駐しており、保護者の相談にいつでも対応できる体制となっております。学校においても職員が、この施設を随時訪問し、子どもたちや保護者との関係づくり・意欲づけ等を行っています。ここで活動することで、学習や生活に対する意欲を高めることができ、学校に少しずつ行けるようになる子や卒業後、元気に次の学校で生活できるようになった子も多くおります。

また、学校には行けるが、教室に入れない子は保健室など別室への登校を各学校で工夫されております。特に鶴城中学校では、このような生徒の学びの場としてサンシャインルームを設けられ、支援員の職員を配置するなど、個別の学習や活動を支援しています。

近年は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、民間のインターナショナルスクールやフリースクール等に通っている児童生徒も増えてきているなど、学び方や学ぶ場所が多様化してきている状況にあり、また、受入先についても年々増えてきております。

今後、本市としても、重要施策として市長公約にもある「家庭でもない・学校でもない・安心して過ごせる第3の居場所」としてのサードプレイスの整備を進めるとともに、様々な

民間企業や他市町村との連携を図りながら、子どもたちが安心して学べる居場所の確保を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 是非、民間の団体との協力をお願いいたしまして、支援を強めていただきたいと思います。

次に、会計年度任用職員の処遇改善について質問いたします。平成10年、平成20年、令和3年度の正職員数と非常勤職員数の推移とそれぞれの賃金総額について、さらに任用職員の男女比と年齢構成、60歳以上、50歳台、40歳台、40歳未満についてどうなっているのか。また週30時間以上勤務している任用職員はどの程度おられるのか、総務部長に1、2を合わせて答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、各年4月1日時点の正規職員数と人件費の推移についてですが、平成10年度が364人の約24億円、平成20年度が279人の約16億1千万円、令和3年度が258人の約14億5千万円となっております。

なお、この人件費には、社会保険料などの共済費等は含まれておりません。

次に、非正規職員、いわゆる令和元年度までは非常勤職員、令和2年度からは会計年度任用職員の各年4月1日時点の職員数と人件費の推移についてお答えいたします。

平成10年度は既に資料等がございません。そのため、職員数、人件費とも不明でございますが、平成20年度が95人の約1億2千万円、令和3年度が223人の約3億8千万円となっております。

なお、こちらの人件費も、社会保険料などの共済費等は含まれておりません。

次に、会計年度任用職員の直近の男女比についてですが、本年度4月1日時点の当該職員数220人のうち、男性が62人の28.2%、女性が158人の71.8%となっております。

次に、年齢構成についてですが、60歳以上が94人の42.7%、50歳代が57人の25.9%、40歳代が40人の18.2%、40歳代未満が29人の13.2%となっております。

なお、週30時間以上の勤務をしている会計年度任用職員数は2人であり、いずれも女性であります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 正職員と非正規職員の推移を見ますと、正職員は、平成10年が364人、それから令和3年度が258人。非正規職員は平成13年から数字が分かりますが68人、令和3年では223人と大幅に増えております。正職員は仕事が減ったから削減したのではなく、この間、介護保険制度や後期高齢者医療制度が新たに導入され、大規模災害があるなど、仕事は大幅に増えております。増えた分を会計年度任用職員が行っております。令和2年度から会計年度任用職員制度が取り入れられ、期末手当の支給など処遇改善が行われ、賃金が引き上げられました。しかし、それでも賃金の状況を見ますと、令和3年度正職員の賃金総額は14億5,300万円、一人当たりでは563万円に対し、会計年度任用職員は賃金総額3億7,800万円、一人当たり169万円で正職員の30%となっています。こうした中、自治労連では全国の会計年度任用職員に対しアンケート調査を行い、1万3千人から回答が寄せられ、その内容を見ますと「賃金を上げてほしい」など賃金に関することが上位を占めております。回答者の86%が女性で、会計年度任用職員制度が女性のほとんどで成り立っていると思うわけであります。宇土市でも70%が女性ということであります。年齢も高く、主たる生計を支える人も多いと思います。期末手当の支給など処遇改善が行われていますが、それでも一人当たり150万円から170万円程度と賃金は低く抑えられております。賃金の引上げと継続雇用の保障など改善すべきと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員は、非正規職員の適正な任用及び勤務条件等を確保するため、令和2年度から新設された制度でございまして、従前の非常勤職員に比べ処遇面で大幅な改善が図られております。

具体的には、賃金面になりますが、従前の非常勤職員と異なり、同一労働、同一賃金の考えのもと、原則、正規職員の給料表を基準に報酬額を決定することとしております。ちなみに、正規の高卒の職員の初任給の時給と、会計年度一般職員の時給は同額等の額でございませぬ。

そのため、本市では、先の令和4年人事院勧告に基づき、正規職員の給料表の改定を行っておりますので、令和5年度の会計年度任用職員一般事務職の時給単価も上がることとなります。25円程度増額する予定となっております。

また、このほかにも正規職員と同様に、勤務年数に応じた昇給や年2.4か月分の期末手当を支給しており、従前の非常勤職員の賃金総額と比較しますと、一般事務職で令和4年度は年間約30万円の増額、令和5年度はさらに年間約4万円の増額見込みとなっております。

その一方、任用面についてですが、会計年度任用職員は、制度上、一会計年度内を任期と

して任用することが義務づけられております。

また、再度の任用、いわゆる任用更新を行う場合にあっては、人事評価による客観的な能力実証等を得た上で行う必要があるとされており、本市においては、国の指針に基づき連続2回まで更新できる取扱いとしております。

会計年度任用職員の継続した任用ができないかという御質問でございますけれども、当該職員は、正規職員と同様に地方公務員法の適用を受けることから、同法に規定する成績主義の原則、平等取扱いの原則に基づき、任用終了後は幅広く公募し、選考により任用する必要があり、現制度下においては、継続任用を担保することは困難であると考えております。

しかしながら、本市の会計年度任用職員は、その多くが正規職員の業務の一部を担っており、市民サービスを維持・向上する上で欠かすことができない存在となっていることは十分認識しております。

そのような中、国においては、地方自治体が会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう、令和6年4月からの導入に向け、関連規定を盛り込んだ地方自治法等の改正を予定しているというところでございます。

勤勉手当の導入は、会計年度任用職員の業務意欲の向上にもつながることが期待され、大変歓迎すべきところではありますが、併せてこれまで以上に当該職員の能力・資質の向上が求められるものと考えております。

会計年度任用職員の処遇改善には、勤勉手当の導入など、国の法整備が必要な部分もありますが、引き続き他の自治体の状況も参考にしながら、当該職員がやりがいと誇りを感じ、安心して働くことができる環境整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 市長の答弁のとおり、期末手当の支給など賃金は引き上げられましたが、それでも年間150万円から170万円程度で低い賃金になっており、会計年度任用職員は市の業務には欠かせない役割を果たし、誇りを持って仕事をされております。職務に専念できるように、手当など常勤職員と同じような待遇が必要ではないかと思っております。令和5年度には、時給を25円の引上げをするということですが、現在の時給897円から2.8%引き上げる922円ですが、これでは物価高の中で生活ができないのではないかと思うわけでありまして。1月の物価は4.2%上昇しておりますし、これを上回らなければ実質賃金はマイナスになるということになります。物価は、今後も多くの品物が値上げを予定されております。5%を超える賃金の引上げが必要ではないかと思っております。任用職員の雇用契約も制度上1年契約、更新2回までとされておりますが、希望者には継続雇用ができるように改善すべきではないか、任用職員は7割が女性で安い賃金で市の業務を支えておりま

す。ジェンダー平等の立場からも改善が必要ではないかと思いますが、市長に最後答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、会計年度任用職員の報酬は、正規職員の給料表を基準に報酬額を決定しているものでございます。先ほど少し説明しましたけれども、時給換算で申し上げますと、高卒の正規職員一般職の時給と会計年度任用職員の初年度の時給は同額となっております。もちろんこれは勤務時間が違いますし、勤勉手当もございません。期末手当の率も違いますので、年収換算にすると必然的に低くなるというのは事実でございます。そういうような状況で、私たちとしましては会計年度任用職員さんの処遇を改善したいというのは同様の考えでございます。ただ、できるものとできないものと確かにございますので、そこは是非御理解をいただきたいと思うところです。

また、会計年度任用職員という限定的な話でございますが、この賃金の問題は熊本県の最低賃金、全国の最低賃金も上がっておりますように、日本全国の問題でございます。市の会計年度任用職員さんの処遇だけどんどん改善するというのも、少し違うのではないかなと思います。できるものは私たちもやってまいります。あと生活が苦しいとかそういった部分に関しては、別の補てんといいますか、市のほうで、例えば子育てであったら子育ての負担を軽減する施策を打つ、あるいは今物価高騰で商品券を出したりしておりますけれども、そういったものを取り組んでいく、そのような内容を組み合わせて、生活の苦しさに対して対応していくべきではないかなと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 安い賃金でありながら誇りを持って仕事をされております。任用職員が安心して業務に専念できるよう、強く改善を求めます。

今回質問しました項目については是非取り上げていただいて、市政に反映できるようにしていただきたい、そのことをお願いいたしまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これより午後1時まで暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時54分休憩

午後 0時55分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

16番、山村保夫君。

○16番（山村保夫君） 久しぶりの一般質問でございます。一般質問する前に、先ほど今中議員が市長さん、誕生日おめでとうございませうと言われましたけど、今聞いていたら、村田議員も浦本議員も今日だそうです。誠にめでたうございませう。

それでは、六政会の山村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。3年ぐらい前からちょっと考えていたんですけれども、なかなかまとまりませんで、ようやくできましたので。先月警察庁が公表した令和4年度の犯罪情勢を見てみますと、刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少し続けてきましたが、令和4年、20年ぶりに増加に転じました。内訳を見ると、街頭犯罪及び重要犯罪が共に増加しており、今後の動向について注意すべき状況にあると思います。特殊詐欺やサイバー事案について極めて深刻な情勢が続いているということです。人身安全関連事案として、児童虐待又はその疑いで警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多に上るなど、注視すべき状況にあるとでございます。加えて、昨年7月には、街頭演説中の安倍晋三元首相が銃撃を受け殺害されるという、国民に不安を与えるような重大事件が発生しました。また、一般住宅等においては、多額の現金や貴金属等が強奪される強盗事件等が連続して発生し、検挙された実行犯はSNS上の闇バイトに応募して犯行に加担したものとみられるなど、我が国の犯罪情勢は厳しい状況にあると認められます。犯罪が発生すると捜査関係者が捜査を行い、検察が起訴し、裁判へと進んでいきますが、捜査や裁判を適正に行うためには、事件の加害者だけでなく、被害を受けた方々の協力が必要不可欠でございます。これらの方々が捜査に協力し、法廷での証言を行うなど、事件の真相が明らかとなり、加害者に対し犯した罪にふさわしい刑罰を科すことが可能というものでございます。しかし、現行制度では加害者の権利は一定程度保障されていますが、被害を受けた方々に対し、なお十分な保障がなされない状況にあります。戦後、犯罪被害者とその遺族が長い間適切な支援を受けることなく、社会の中で孤立してきましたが、被害を受けた当事者が声を上げることが少しずつ改善されてきました。犯罪被害者支援の歴史をみると、三菱重工爆破事件、1995年の地下鉄サリン事件など、不特定多数がターゲットとなった事件を機に、1999年に全国被害者の会が設立され、今回の活動が小泉内閣を動かし、2004年の犯罪被害者等基本法の制定につながっています。基本法は、犯罪被害者の支援や保護を国や地方公共団体が責務として実施することを明記したものです。この法律に基づき、2016年に策定された第3次犯罪者等基本計画において、警察庁において犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画指針の策定状況について、適切に情報提供を行うことを明記されたことで、地方公共団体の条例制定作業が進むようになりました。

ここで総務部長にお聞きします。国が地方公共団体に対して求めている犯罪被害者等支援

条例とはどういうものかをお伺いいたします。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

近年様々な犯罪が後を絶たず，犯罪に遭われた被害者をはじめ，その家族や遺族などの犯罪被害者等の多くは，犯罪による直接的な被害だけでなく，捜査や裁判などによる精神的な負担や時間的な負担のほか，報道や周囲の人々の言動などによる精神的被害といった二次被害に苦しめられることも少なくありません。

そこで，先ほど議員がおっしゃいました，平成16年12月に制定されました犯罪被害者等基本法では，これらの犯罪被害者等の権利又は利益を保護するため，国や地方公共団体等に対する責務として，様々な総合的支援策を互いに協力しながら推進していくことが定められております。

よって，この法律に基づき，地方公共団体が地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に取り組むため，任意に根拠規程として制定するのが，この犯罪被害者等支援条例でございます。

なお，自治体によっては，安全で安心なまちづくりの推進を主な目的として制定する条例において，施策の一部として，犯罪被害者等に関する支援を盛り込んでいるものもございますが，今回，御質問いただいております犯罪被害者等支援条例は，専ら犯罪被害者等の支援に特化して制定するものを指しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 山村保夫君。

○16番（山村保夫君） 答弁ありがとうございました。今の説明では，自治体が制定する条例には2種類あって，一つが，安全で安心なまちづくりの推進を主な目的とするもの，もう一つが，犯罪被害者等の支援に特化するものということで，国が地方公共団体に求めている条例とは後者になるのではないかと思います。

それでは次の質問に移ります。地方公表団体の条例として都道府県条例と市町村条例がありますが，その役割分担についてお聞きします。地方自治法の第2条で，市町村は，基礎的な地方自治体として，一般的に都道府県が処理する事務以外の地域における事務等を処理するのに対して，都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として地域における事務等のうち広域事務，連絡事務等を処理するものとされていますが，毎年警察庁が公表している犯罪被害白書によりますと，数多くの都道府県で都道府県条例と市町村条例が存在しています。これは熊本県においても同様であります。熊本県では，市町村に先駆けて犯罪被害者等支援条例が導入されていますが，熊本県の内容について総務部長にお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

熊本県は、令和2年12月に熊本県犯罪被害者等支援条例を制定されております。

条例の主な内容としましては、まず、第1条で、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として条例を制定していること。

次に、第2条では、犯罪被害者等基本法には定義されていない二次被害について定義し、第3条では、犯罪被害者等に対する必要な支援を適切に行うための基本理念が規定されております。

また、第4条から第8条までにおいて、県や県民、また事業者に対する責務に関する規定のほか、県の市町村に対する協力や民間支援団体の役割等についても規定されております。

さらに、第9条で、支援に関する指針を定めることを規定し、当該指針に基づく基本的な施策が第10条から第22条までにおいて定められております。

このうち、幾つかを例として挙げますと、まず、県が被害者等の相談に応じ情報を提供することや、被害に係る損害賠償の請求に関する情報の提供、また、被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、国の犯罪被害者等給付金を補完する事業として、県が実施する見舞金制度に関する情報提供などのほか、犯罪等による身の安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護の支援に加え、居住の安定を図るための施策として、県営住宅への入居による支援も定められております。

このほかにも、被害者等に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供、また、県民の理解の増進や被害者支援を担う人材の育成、民間支援団体の活動促進なども挙げられております。

そして、第23条には、県が市町村その他の関係機関と協力して、犯罪被害者等に対する支援を推進するための体制を整備し、死傷者多数の重大事案が発生した際は、相互に連携して必要な緊急支援を実施することが規定されております。

以上が、県が制定している条例の主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 山村保夫君。

○16番（山村保夫君） 県の犯罪被害者支援条例の内容については、大体分かりました。県条例だけでは十分な支援とならないと思います。そのために、市町村条例が必要になるのではないのでしょうか。

次に、相談窓口についてお伺いいたします。私も相談窓口は福祉かなと思っていたのですが、総務課だろうということになりましたけれども、どこに相談していいかなかなか分からないと思いますけれども、今20年ぶりに増加に転じている状況で、SNSでの闇バイトに応募し、全く面識がない者同士で行われた強盗殺人事件など凶悪な集団犯罪事件が全国で後を絶ちません。つまり、いつ誰が犯罪に巻き込まれてもおかしくない状況なのです。宇土市

だから、田舎だからというのは通用しないと思います。もし宇土の市民の方々が犯罪に遭われてそのような状況になったときに、宇土市での対応窓口はどこなのか、総務部長にお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、少なくとも、ここ10年間で、犯罪被害者等からの相談を受けた実績はございませんが、仮に相談等がございましたら、総務課が窓口となり、支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 山村保夫君。

○16番（山村保夫君） 10年は相談を受けていないというのは、やはりどこに相談していいかなかなか分からなかった人もおられると思いますし、今日このようなことで一般質問させていただいて、宇土市で、もしそういう目に遭われた方は総務課のほうにお願いするというふうなわけではないのですが、それで分かっていただいたら非常に助かると思います。

それでは、次の質問に移ります。犯罪被害者等基本法が基本理念として、第3条第1項で「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」として、第3項で「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と定めています。また、国及び地方公共団体の責務として、第4条で「国は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」としてあります。第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。これが地方公共団体の条例制定の根拠となっているわけです。全国における条例制定の状況は、警察庁が毎年公表している犯罪被害者白書に掲載されているところですが、改めて総務部長にお聞きします。熊本県内における犯罪被害者等支援条例の制定状況はどうなっているのか、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

県内の市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定状況につきましては、本年度4月現在の状況になりますが、南阿蘇村が平成20年6月に、南阿蘇村犯罪被害者等基本条例を制定されております。また、平成21年3月には長洲町が、長洲町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例を制定し、同年4月から見舞金制度を実施されております。

当該制度で支給する見舞金には、２種類ございます。

まず、一つ目が、遺族見舞金でございます。これは、犯罪行為により死亡した方の遺族に対して支給されるもので、見舞金の額は１５万円でございます。

二つ目が、障害見舞金でございます。これは、犯罪行為により障害を受けた方に対して支給されるもので、見舞金の額は５万円でございます。

参考までに、県におきましても、類似の見舞金制度を実施されておりますが、県の給付額は、犯罪行為により死亡した方の遺族に対して支給する遺族見舞金が６０万円、犯罪行為により重傷病を負った方に対して支給する重傷病見舞金が３０万円となっております。

犯罪被害者等に関する現在の支援につきましては、県や県内の市町村、また、県警や民間支援団体のくまもと被害者支援センターなどで構成します、熊本県犯罪被害者等支援市町村連絡会議が定期的開催されております。その中で、研修や情報交換を行っておりますので、相互に連携しながら、それぞれの活動を効果的に推進するための体制は整備されていると認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 山村保夫君。

○16番（山村保夫君） どうもありがとうございました。最後になりますけれども、ちょっとした私の知り合いで、中野区議会議員さんがおられます。この前研修のときにお会いしようと思ったんですけど、ちょっと私たちの研修が中止になりまして、先方のほうも議会中でちょっと会えなかったんですけど、この方は御主人をこの犯罪被害で亡くされました。そのときに一番話を聞いて分かったのが、私たちが想像もできないような日々を送ってきましたというようなことを話されました。議員の活動として、議会に働き掛けて相談窓口を作られたそうです。相談窓口でどういうふうなことをされたかという、家事のサービスや通院の付き添いサービスなどを始められたのですが、最終的に条例制定へと動いていきました。条例をつくるということが、広く外に対して情報を発信することなんですというふうな話をされました。条例がなくても市長の権限でやられることはたくさんあるでしょうが、中野区では傷ついた隣人を見捨てない、明るく支え合う地域づくりを目指す自治体であるということ、犯罪被害者等支援条例の制定を通じて全国に発信しているというふうなことを話されました。

宇土市においても犯罪被害者等支援の条例化を通じて、弱い立場にある人々を守るまちづくりであることを市長、議会が一体となって、全国に発信すべきではないでしょうか。この点について市長の考えをお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、総務部長が答弁しましたとおり、県内で条例を制定している市町村については、南阿蘇村と長洲町の二つの自治体であり、ほかにはございません。

ただし、全国的に多種多様の凶悪な犯罪が発生しておりまして、犯罪の被害に遭われた方、その御家族、御遺族などの抱える苦しみやつらい気持ちなどを相談できる窓口や、寄り添っていく体制は必要だと感じております。最近ニュースとかを見ておりますと、被害に遭われた方の御家族、御遺族がネット上で誹謗中傷を受けるといったことも決して少なくなく、被害のつらい気持ちの上に、そこにまた追い打ちをかけるようなむごい状況になっておられるような案件もあるようでございます。そういう意味では金銭的な面ももちろんですけども、やはりそのつらさに寄り添っていく、公的に寄り添っていくということが非常に重要ではないかなと感じております。

そこで、本年4月から包括的に対応する、重層的支援体制整備事業ふくしの相談窓口を設置し、支援体制を充実させたいと思います。

その中で、被害に遭われた方やその御家族などが被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適切に行っていくよう、体制を強化していきたいと考えております。

なお、本市の条例制定につきましては、見舞金の給付制度等に係る施策の内容を含めまして、他の自治体の動向を注視しながら、検討してまいります。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 山村保夫君。

○16番（山村保夫君） ありがとうございます。まずは重層的支援体制整備のためのふくしの相談窓口を設置するという事で、犯罪被害者等を含め、その包括的な相談に対応していくということで安心いたしました。しかし、相談窓口の設置は、犯罪被害者等支援のための最初の一步です。今後、見舞金の給付制度を含め、条例化を検討していくということですが、できる限り早い段階での制定をお願いしたいと思います。県内では、長洲町と南阿蘇村の2町村のほかに熊本県条例があり、熊本市も本年度制定を予定しているということをちょっと聞きました。全国の公共団体の制定状況を警察庁の犯罪被害者白書で毎年公表されています。今や犯罪被害者等支援条例を持つことがスタンダードとなっています。次世代の宇土市を担う子どもたちのため、全国に誇れる宇土市を築いていけたらと思います。市長が先ほどおっしゃいましたように、宇土市をどれだけPRできるか、そして定住・移住の人たちをどれだけ定住させて人口増加につなげるかということも、こういうふうな条例があれば、一つは安心して住まれるのではないかと思います。是非、市長それから執行部の皆様方には、この条例が制定されますことをお願い申し上げまして、本日の一般質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。午後1時半から再開します。議場内の換気に御協力をお願いいたします。

-----○-----

午後1時24分休憩

午後1時27分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 中口でございます。私、先日鼻の病気を発症しまして、鼻呼吸ができませんので、声が聞きにくい面が多々あるかと思っておりますので、御理解のほどよろしく願ひいたします。

それでは、早速質問に入ります。質問の一つが、宇土市の特徴を生かした土地の利活用についてです。まず、タブレットを御覧ください。一つが宇城市のことです。熊日新聞の切り抜きですけれども、左が「宇城市アリーナ誘致へ、ヴォルターズ運営会社計画、JR松橋駅西側に。」それと次に内容はまた後で見たいと思います。次が、八代市のことです。「八代市2千人規模施設整備へ、27年度完成予定、スポーツやコンサート。」新八代駅東側に誘致をすると、これは市長さんが表明されたとした記事です。それぞれの市町村におきまして土地開発、まちづくり等々が進んでおります。本市におきましては、元松市政4期目、この施政方針の中で、一つ目に行政主導による大規模な土地開発を行うと、長期的視点に立った企業進出用地や住宅用団地を確保すると、そのため、本市の立地条件を生かして、企業等の進出候補地となる、そして、また市外の方の移住・定住の候補地として、「選ばれるまち」となるよう、大胆な政策を打ち出していくというようなことがあります。これには期待感が膨らみます。先ほど今中代表からありましたように、是は是、非は非として取り組みながら、しっかりと応援するところは、支援するところは、支援・協力してまいりたいと、そういうふうに考えております。これを念頭に置きまして質問に入ります。

一つが、土地開発公社の現状についてです。市長の施政方針の中に、本年は「未来につながるまちづくり」を本格的始動にかじを切るとあります。そして五つの重点施策を掲げてありましたが、その一つにただいま申しましたように、行政主導による大規模な土地開発を行い、企業進出用地や住宅団地用地を確保するとあります。宇土市が土地を確保するためには、取得するためには、土地開発公社が関係してくると思っておりますが、そこで、現在の宇土市土地開発公社の現状と今後の取組につきまして、企画部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

宇土市土地開発公社は、昭和48年に宇土市の出資100%により、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立された特別法人です。主な業務としては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこととなっています。

これまでの主な業務としては、宇土・花園・緑川の三つの工業団地の造成と販売、公共事業に伴う用地の先行取得などを実施してまいりました。

現状としましては、これまで長期にわたって保有していた花園工業団地や宇土駅前土地区画整理事業用地などの売却により、売却可能な公社保有地も残り僅かとなりました。

今後、市において行政主導による土地開発を実施していく上で、用地の先行取得の必要性などがあった場合は、土地開発公社がその役割の一端を担うことも考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） だんだん土地開発公社が忙しくなることを期待しております。

次に、二つ目の質問に入ります。市長4期マニフェストの土地開発の進捗状況とその成果につきまして質問いたします。第4期市長マニフェストによる、今行政主導による土地開発があります。これによりますと、今年度は宇土市宅地等造成事業調査業務委託を実施するとあります。先ほども一部あったかと思いますが、その進捗状況と今後の計画につきまして、企画部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

第4期市長マニフェストに掲げられた行政主導による土地開発については、その実現に向け、今年度は宇土市宅地等造成事業調査業務を実施しました。開発候補地として5か所を選定し、各候補地における開発計画案の検討や収支計画の作成を行い、事業採算性、実現可能性について検証しているところです。

開発地の選定に当たっては、TSMC進出や人口減少・少子高齢化などの本市の様々な課題に対し、それらを解決するための方策として、ウキウキロード沿線、宇土シティ北側は商業地、城塚インターチェンジは工業地、神馬町都市計画道路東、神馬町都市計画道路西は住宅地での土地開発を想定し、造成費用等の概算事業費を算出しています。

今後の事業の進め方としましては、専門業者や先進自治体との意見交換の内容を参考に、開発地の絞り込みや開発手法の検討、事業計画の作成、財源の確保、土地所有者の合意形成などを進めていくこととしています。

また、令和5年度からスピード感を持ってこの事業を進められるように部署を新設することとしています。

さらに、新たな開発候補地について来年度も同様の調査を実施したいと考えており、令和5年度当初予算に計上しています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 質問の本題に入ります。宇土駅周辺の土地の利活用です。宇土市の発展、活性化等を含めて、宇土市の長所を生かした宇土駅周辺等の土地開発は必要不可欠であります。昨年9月議会で、柴田議員が花園地区の土地利活用について質問をされております。その中でT S M C関係の物流関連での企業誘致等について質問されております。その趣旨目的は同感でありますし、改めて当時の議事録を読みました。いろんな税率等々を分析され本当にすばらしい考え方でよく調査・研究されているなというふうに関心いたしました。一緒にやるときは一緒にやっていきたいと、そういうふうに思っております。私はこれまで、平成25年6月議会、平成27年12月議会等々におきまして、これまで宇土市の長所を生かした宇土駅周辺の土地の利活用について質問をしております。答弁は担当部長あるいは市長から答弁がっております。いずれもその必要性、重要性等々の総論的な答弁がほとんどです。今回は、一歩進んだ具体的な答弁を期待いたしまして、質問をいたします。皆さん御案内のとおり、宇土市は熊本県の中央部に位置し、天草から人吉、水俣から熊本への中間です。これの長所を生かして、以前はスポーツ施設等々の誘致を提案いたしました。震災後いろんな角度から資料等々を持参いたしまして、防災拠点としたスポーツ施設、この誘致につきまして新たに提案をしたいと思っております。兵庫県三木市に防災公園があります。タブレットの1枚目を御覧ください。公園の中にドームがあります。これは屋内コートで災害時の拠点としての機能も備えております。公園の中にテニスコートがあります。2枚目をお願いいたします。2枚目には、防災の機能につきまして説明があります。機能の一つ目がスタンドの下空間を利用して備蓄基地を整備して、そこに荷物の積み下しができます。食料品等物資の備蓄機能があります。二つ目は救援物資の集積・保管機能です。三つ目が応急活動員の宿営機能です、自衛隊、消防署、警察の方々が休憩されたり、休まれたり、あるいは近くの方が避難されるようなところですよ。備蓄基地、例えば災害があった場合、天草から熊本に取りに行かなくても、宇土にこういったものができれば、天草から人吉から水俣から、宇土まで来ればそういった必要なものが揃うわけです。わざわざ熊本まで行かなくてもいいわけです。この熊本の企業も立地します宇土市、大いに土地の長所を生かして、取り組んでもらいたいと思っております。この三木総合防災公園は、阪神淡路大震災の教訓を基に災害時に全県を対象とする後方支援型防災拠点として整備されております。一つの参考事例として申し上げました。全国にはこれ以外に、秋田県や東京都三鷹市等々で防災公園が整備をされております。熊本県におきましては、令和3年3月に県議会で西山議員が宇土・宇城の振興

として、県立防災公園のような施設の整備を要望されております。蒲島知事は、「現時点ではその構想はないけれども、宇城地区の更なる発展に向けてこの強みである拠点性を生かした取組について、地元の市と連携しながら進める。」と答弁がっております。あとは、宇土市の熱意と働き掛けというふうに私は理解しております。私は、今後も宇土市の立地を生かした防災拠点化を前提としたスポーツ施設の誘致につきまして、調査・研究してまいります、勉強もしてまいります。また、このような施設は宇土市独自ではできません。熊本県の関係者の方々、それと本市の担当者の方々から指導を受けながら、教えを受けながら、連携を取りながら有志議員とともに取り組んでまいります。元松市長には、宇土市の将来像について幾つかあるかと思いますが、是非このことについても検討をお願いしたいと思っております。まずは、本市におきましても他県の防災公園を参考にされて、宇土市としての構想、青写真やイメージ図を描いていただいて、そして関係機関と事前説明、事前相談等々重ねて、5年後あるいは10年後を見据えて宇土市民のため、宇土市の発展のため、是非取り組んでもらいたいと思っております。このことにつきまして、元松市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

本市は、国道3号、国道57号、JR鹿兒島本線、JR三角線に加え、現在進められております地域高規格道路などの交通アクセスの良さや、熊本県のみならず九州においてもほぼ中央部に位置する地理的要件を持っており、ただいま御提案をいただいております、防災拠点施設及びスポーツ施設の誘致先としては、高いポテンシャルがあるのではないかと私も認識しております。

ただ、今議員がおっしゃられましたように、宇土市程度の自治体で大規模な財政力でというのは確かかかもしれませんが、宇土市程度の財政力で大規模な施設を市独自で整備することは、現実的には非常に厳しいと思っております。

そんな中、知事の答弁の内容を御紹介いただきましたが、それをお借りすると、熊本県においても広域的な防災公園の整備構想は今のところはないものの、宇城地域の更なる発展に向け、強みである拠点性を生かした取組については、地元自治体としっかり連携しながら進めたいとの思いがあられるということでした。

今後、このような防災拠点等を兼ねた県営の多目的なスポーツ施設が整備されるということになれば、これが宇土市にできるということになれば、これは大きなメリットであることは間違いございません。もちろん市独自でやるわけではございませんので、解決すべきハードルは多々あると思っておりますけれども、県が主体となって施設整備をされるというような状況であるならば、是非、本市を選択していただけるよう積極的に要望してまいらなければならないと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 市長からの答弁をいただきました。やはり県を動かす、そのためには宇土市の熱意と思うわけです。先ほどありましたように、前向きに要望してまいりますということでした。一つの望みを持っております。まずは、先ほど申しましたように、宇土市の将来像、青写真、イメージ図が必要です。それがなければ熊本県の担当者の方々、関係機関の方々との事前の相談、説明もできません。是非、県から宇土市にと言えるように、我々も一生懸命取り組んでまいります。執行部におかれましても熱意を持って取り組んでいただきますよう、よろしく願い申し上げます。併せまして、4月から市長直轄の部署ができます。その部署内でこのイメージ図を描いていただきたいと、宇土市の将来図を描いていただきたいと、市長、副市長に大きな期待をしておりますし、是非よろしく願いを申し上げます。

次に、給食センターの建て替えの検討につきまして質問をいたします。児童生徒、幼稚園児の給食を作っていただいております給食センターの現状について質問をいたします。給食センターは、昭和54年に建設されており、老朽化が目立っており、また調理設備も相当使用年数が経過していると思っております。そこで、建物の状態、調理器具設備の耐用年数、修理等の現状について、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

宇土市学校給食センターは、昭和54年3月に建設されて、現在小中学校10校、幼稚園2園に対して一日約3,450食の給食を提供しております。

給食の提供を行う上で欠かせない衛生管理面につきましては、建設当時の衛生管理基準に基づき当センターが建設整備されたものであるため、平成21年に改正された学校給食衛生管理基準に適合させるとともに、施設の老朽化に対応するために、年次計画により改修を行っております。施設に付帯するボイラーや給排水及び電気設備なども老朽化が進んでおり、定期的な保守点検や修繕等を行っておりますが、故障箇所の増加に伴い、要する費用は増加傾向にあります。

調理器具設備の耐用年数につきましては、おおむね10年から15年とされています。なお、調理場における調理器具類や洗浄機等の不具合や故障等については、必要に応じて修繕や買い替えを行っております。

維持修理の現状ですが、直近3年間の施設改修の主なものを申し上げます。

令和2年度は、センター高電圧変電設備トランス交換工事として482万3千円、令和3年度は、重油タンク設置等改修工事として123万3千円、本年度は、配送室プラットフォーム屋根防水改修工事として202万6千円、またトイレ改修工事として228万8千円の

工事請負費を支出しております。

施設建設から43年を経過し、旧衛生管理基準に基づき建設されていること、また老朽化した施設であります。学校給食衛生管理基準に適合するように施設整備を行い、安全・安心な給食が提供できるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 給食センターの修繕とか調理器具の買い替えとかで大変だろうと思いますけれども、その給食センター等の公共施設につきましては、平成29年3月、7年ぐらい前になるかと思えますけれども、宇土市公共施設等総合管理計画が策定されております。その当時、給食センターにつきましては、その基本方針として継続して使用していきましても、老朽化が進んでいることから改築や建て替え等について今後検討してまいりますというふうに明記してあります。給食センターは、この平成29年当時において建て替えが必要かなど、改築も必要かなというその担当者の意見で、宇土市公共施設等総合管理計画にあります。

そこで質問の一つが、平成29年以降今日まで、この給食センターの改築、建て替えにつきましてはの検討会があるのかどうか。検討会があれば、どんな議論があるのか。質問の二つ目が、建て替えについてですけれども、どうも建て替えの日が来ているのではないかというふうに思っております。建て替えにつきましては、いろんな関係者、学校関係者、PTA関係者、有識者等で構成する検討委員会も立ち上げられて、そして5年後、10年後を見据えて、基本方針等々を議論すべき時期に来ていると、来年度からでもそういった委員会で議論を進めてもらいたいと思っております。このことにつきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

先ほどの部長の答弁にありましたように、学校給食センターの施設は、建設から43年が経過し、施設や設備等の老朽化が進んでおり、毎年施設や設備等の改修・修繕等を行っております。

現在、給食センターは老朽化が進んでいますが、耐震性に問題はないことから継続して使用しております。ただ鉄筋コンクリート造りの学校施設の法定耐用年数、いわゆる税法上の減価償却費は47年と規定されており、県内でも老朽化した施設となっております。

議員御質問の建て替えについての検討会の開催につきましては、今までに給食センターの改修や建て替えを目的とした検討会は実施しておりませんが、本年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき開催された学識経験者やPTAから構成される外部評

価委員会で、給食センター施設整備事業を議題として議論しております。

その中で委員から給食センター施設の老朽化への御意見を受け、教育委員会としても、将来を見据えた給食センターの在り方について、検討を始める時期に来ていると認識しております。

議員御指摘の有識者で構成する検討委員会の設置につきましては、今後、定例教育委員会の中で協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） それに対しまして、元松市長に見解をお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。給食センター施設に加えて、調理器具も使用年数が経過しており、修繕や買い替えをしながら対応しているというならば、給食センター、調理器具も悲鳴を上げてはいないかというような気がいたします。隣の宇城市の給食センターを視察に行きました。南消防署の横に昨年8月供用開始されました宇城市の給食センターです。あそこは昨年の8月に供用開始したと、基本構想ができたのが平成27年ということでした。そのぐらいかかってやっと去年できたと、熊本地震もありましたけれども、いろんな土地買収からいろんな事業が続いて、そして五、六年は宇城市のあの給食センターはかかっているということです。宇土市におきましても、五、六年先を見据えてそして来年からでも、来年、再来年に給食センターを造ってくれと言うのではないんですね。来年度から検討を始めて、そして数年後に基本方針、基本構想をまとめて、そして4年後、5年後にそういった給食センターの建設を検討されていく場を設けたらどうかというような私の思いで、先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、市長の見解も併せてお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 学校給食センターについてでございますが、これまでに修繕や改修を行ってきておりますが、老朽化した施設となっております。この間、宇城市の給食センターの横をたまたま通って、これは何だろうかと思って調べたら宇城市の給食センターで、とんでもない規模でございますし、最新鋭の設備でございます。30億円かかったそうでございますが、そこまではかけないでいいのかなと思ったところですけども、給食センターの建て替えに関して申し上げますと、将来の学校教育の進展や児童生徒数の推移、学校給食を取り巻く環境の変化などにより、求められる機能や水準も変わっていくことが想定されます。これらの変化を的確に把握・評価し、効率的に学校給食施設整備を推進していくためには、協議等が重要なことから、学校給食施設を所管する課が中心となり、関係部署と連携を図りながら計画を進めていくことが当然必要になってまいります。

しかしながら、施設の建て替えとなりますと市の財政負担も非常に大きいということで、

長期的な計画を立てないとなかなか難しいと、長期的な計画が必要だと思っております。私も給食の在り方についてどうなのかなという事で、実は最近疑問に思っております、3、450人分の給食、昼1食なんです、昼1食しか作らない給食センター。今まではそうだったと思うんです。現在、日本全国がどういう給食センターになっているか分かりませんが、ただ、施設としては非常に優れた施設、宇城市の施設を見るとびっくりするような施設です。昼1食しか作らないのにそれでいいのかということになったら、朝、別の高齢者施設ですとか保育園ですとか、そういったものをまとめて作ってあげるとか、夜は夜で別に使う、そういったことも今後は考えていく必要があるのかなという思いは持っております。単に、施設が古くなったから新しくするだけではなくて、そういった新たな時代の流れといいますか、費用対効果を満たすようなところも併せて考えながら、議論しながら検討していく必要があるのかなと思います。ただ、いずれにせよ、古いのはこれは事実でございます、これについては検討は進めていかなければならない、先ほど教育長が答弁されたとおりでございますので、今後、教育委員会で、まず給食センターの建て替えの必要性、それと、ただこれは今言いましたような民間活力を合わせて給食センターを工夫して運営を変えるとかというのは、恐らく教育委員会で議論できることではないと思いますので、その上で教育委員会での給食センターの建て替えの議論を進めながら、そういった別の考え方も併せて検討していく必要があるのかなと思っております。いずれにせよ、検討はスタートすべきだと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 給食センターの中の部分につきましては、先ほど市長がおっしゃったことも十分理解できます。そういったことで、検討をですね、是非始めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、安全で安定した水道水の提供につきまして質問いたします。私どもの家庭におきましては、水道の蛇口をひねればいつでも水が出てくる、つまり安定した水道水の提供は当たり前、また当然なことと思っておりますけれども、7年前になりますが、熊本地震の際には断水が続き、飲料水が不足しました。宇土市のコンビニに行きましても、飲料水あるいは食料がありませんでした。もう棚には何もなかった気がいたします。しかし、知人の話から上天草市大矢野地区は、地震の被害も少なく飲料水がありますよといったことで、大矢野まで買いに行ったことを思い出しました。そこで、最近のマスコミ報道によりますと、本年2月8日、八代の氷川ダムの水道管が割れて、上水道が不足して断水が発生した。周辺の約9千戸が断水し、給水車を設置して対応したという事案が発生しております。本市におきましても、昨年2月、本町で漏水事故が発生し、一里木、入地、南段原、栗崎、伊無田地区の約1,100戸が断水し、そういった事故が発生しております。そこで、過去5年間の漏

水事故とその原因につきまして、建設部長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず，過去5年間の水道管の漏水件数につきましては，平成29年度が109件，平成30年度が74件，平成31年度が90件，令和2年度が73件，令和3年度が178件となっています。

漏水箇所につきましては，全体の約2割が配水池から各家庭に供給する配水管であり，残りの8割は，その配水管から各家庭に分岐されている給水管となっています。

次に，過去5年間で発生した大規模断水を伴う水道管の漏水事故につきましては，令和3年度の1件になります。これは，先ほど議員からお話がありました令和4年2月に発生した本町一丁目の配水管の漏水です。

この事故は，椿原町にあります轟配水池から本町一丁目，入地町，伊無田町方面に水道水を供給している配水管で漏水が発生したものです。この漏水事故により約1,100戸で，約3時間，夜間断水することとなりました。

この漏水の原因につきましては，配水管の経年劣化等による腐食が主な要因であると考えています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 今，部長から本町の漏水事故は，配水管の経年劣化等による腐食が主な原因というような答弁がありました。それでは，こういった漏水事故の対策につきまして，今後予算措置を含めた対策につきまして，建設部長にお伺いします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市の水道管も含めた水道施設の多くは，昭和40年代から50年代に整備されております。

水道管の耐用年数は，管種によって異なりますが，一般的に40年から60年と言われており，本市の水道管の4分の1程度につきましては，既に耐用年数を経過している状況です。

水道管の更新につきましては，これまで，石綿管の更新や主要な水道管から順次，耐震化も含め更新を行っているところですが，本市の水道管の総延長は約255キロメートルあり，更新に長い期間を要しているところです。

漏水事故対策としましては，まず，老朽化した水道管を更新していきます。令和5年度の予算としましては，令和4年2月に漏水が発生した本町一丁目を含め7か所で，予算額1億300万円を上程しております。

また、漏水箇所を早期に発見するため、市全域を区域分けし、漏水調査を行っております。令和5年度は、旧簡易水道区域の調査を予定しており、調査費用として594万円を上程しております。

そのほか、水道管以外の施設更新につきましても令和3年度に策定しました宇土市水道ビジョンに基づいて実施していきます。

この計画は、安全・安心な給水の確保、水道施設の強靱化、経営効率の維持・向上の目標を設定し、今後10年間の水道事業の方針を定めたもので、令和5年度は、各水道施設の遠方監視システムの更新、また、緊急時の給水確保のため、老朽化し容量が小さい網津配水池の更新などに取り組むこととしています。

市としましては、今後も市民の皆様に、安全で安定した水道水を供給し続けるため、安定した事業運営を継続し、計画的な施設更新に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 先ほどの答弁におきまして、計画的に予算措置をして事業を進めていくということで安心をいたしました。今後とも、安心な水道水の供給をよろしく願いまして、質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の代表質問及び質疑・一般質問を終わります。

次の本会議は、明日9日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。

-----○-----

午後2時14分散会

第 3 号

3 月 9 日 (木)

# 令和5年3月宇土市議会定例会会議録 第3号

3月9日（木）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 野口修一議員

- 1 防犯・見守り
- 2 交通事故と公共交通
- 3 ふるさと納税
- 4 公共施設の運用
- 5 市のSDGs

### 2. 檜崎政治議員

- 1 高齢者支援対策について
- 2 マイナンバーカードについて
- 3 スマートフォン通報システムについて

### 3. 西田和徳議員

- 1 住吉海岸公園について
- 2 北部農免道路について
- 3 熊本県産アサリ貝について
- 4 海苔事業について

### 4. 浦本晴美議員

- 1 高齢者の健康寿命を延ばすための認知症予防・介護予防の環境づくりと取組について
- 2 少子高齢化における地域コミュニティとサードプレイス（第3の居場所）の必要性について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 土黒 功 司 君

2番 杉 本 寛 君

3番 中 野 洋 一 君

4番 浦 本 晴 美 さん

5番 佐美三 洋 君  
 7番 今 中 真之助 君  
 9番 園 田 茂 君  
 11番 柴 田 正 樹 君  
 13番 野 口 修 一 君  
 15番 藤 井 慶 峰 君  
 17番 村 田 宣 雄 君

6番 小 崎 憲 一 君  
 8番 西 田 和 徳 君  
 10番 宮 原 雄 一 君  
 12番 檜 崎 政 治 君  
 14番 中 口 俊 宏 君  
 16番 山 村 保 夫 君  
 18番 福 田 慧 一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	加 藤 敬 一 郎 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	小 山 郁 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん	総 務 課 長	光 井 正 吾 君
危 機 管 理 課 長	東 顕 君	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
企 画 課 長	宮 崎 英 児 君	ま ち づ くり 推 進 課 長	中 山 好 美 さん
市 民 保 険 課 長	伊 藤 誠 基 君	環 境 交 通 課 長	松 下 修 也 君
福 祉 課 長	深 田 徹 君	高 齢 者 支 援 課 長	久 多 見 さ と み さん
健 康 づ くり 課 長	田 尻 清 孝 君	農 林 水 産 課 長	湯 野 淳 也 君
土 木 課 長	渡 邊 聡 君	生 涯 活 動 推 進 課 長	内 田 雅 之 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

13番，野口修一君。

○13番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は，子どもの防犯・見守り，交通事故・公共交通，公共施設の運用ほか質問をさせていただきます。

最初のテーマ，防犯・見守りの質問の前に，私は網津校区の防犯や交通安全活動に地域の方の御縁で参加するようになり，生活安全パトロール隊網津支部，交通安全指導員，さらに交通安全協会網津支部事務局をやっています。小学校のPTAの役員もある意味子どもの見守り活動に含めると，もう二十二，三年というところでしょうか。その活動の中で地域の見守り活動の研修や会議に参加をしてきました。そこで，最近気がかりなのが，放課後の帰宅時間の見守りです。産業の変化で仕事をする人は昭和の自営業が多かった時代から，令和になり85%がサラリーマンに変わり，家から遠く離れた場所で仕事をしています。農村地域には大人が限りなく減っています。特にここ3年のコロナ禍で，大人たちがさらに外出をしなくなりました。私の子どもの見守り活動は登校時間だけですけども，低学年は学童クラブで夕方まで過ごす子どもが増えましたが，高学年は帰宅する子どもも多いのでとても気になっています。

そこで，防犯・見守りの最初の質問は，各小学校の下校時間の見守り活動の実態について聞くのですが，市内各小学校の見守り状況について，見守りボランティア登録者数と登録者の中で下校時の見守り可能な人数について報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） おはようございます。御質問にお答えします。

市内各小学校区ごとの見守りボランティア登録者数と下校時の見守りが可能な人数について，令和5年2月末現在で御報告いたします。

宇土小校区，ボランティア登録者数30人，見守りが可能な人数8人。花園小校区，ボランティア登録者数26人，見守りが可能な人数16人。走潟小校区，ボランティア登録者数8人，見守りが可能な人数3人。緑川小校区，ボランティア登録者数9人，見守りが可能な人数5人。網津小校区，ボランティア登録者数9人，見守りが可能な人数3人。網田小校区，

ボランティア登録者数16人、見守りが可能な人数6人。宇土東小校区、ボランティア登録者数37人、見守りが可能な人数10人。合計で、ボランティア登録者数は135人、見守りが可能な人数は51人となっております。

本事業は、「できる人が、できる時に、できることだけ」を合言葉に実施しており、必ず毎日、見守りを実施されるものではないため、実際の人数はこれよりも少ないと思われまます。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。たくさん志ある市民の皆さんに感謝する思いです。しかし、私もそうですが、午後に活動できない人が3分の2ほどに近い、走瀧小学校と網津小学校で下校時の見守りボランティアが3人という厳しい現実があります。社会不安から低学年の学童クラブ利用者が増え続けているのではと思います。昨年の西部地域の見守りボランティアのワークショップに参加して以来、登校時はそこそこ見守りボランティアはおられますが、下校時がとても気になるようになりました。宇土市内だけではなく仕事で熊本県下を動くとき、下校時には他の地域ではどんなことをしているのか聞いたり、見学したりするようになりました。氷川町のある小学校区では、下校時間になると区長さんたちが、交差点や主だったところに下校指導をされておられました。ほかいろいろ調べましたが、長くなるのでやめますが、地域地域でいろんな工夫で見守り活動をやられています。

そこで、宇土市内の特徴的な見守り活動についてです。見守りボランティアの会に参加した折、これは良い活動と思ったのが、網田小学校の下校、登校ですけれども、お散歩隊の見守り活動と、宇土東小学校の下校時の交通安全指導員の見守り活動への参加です。まずこの二つの活動が発足したきっかけと、現在の下校時の活動状況について報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） まず、網田小校区のお散歩隊の発足のきっかけと現在の下校時の活動状況についてお答えいたします。

網田小校区では、平成17年度に子どもたちの安全を確保するために、網田お散歩隊が結成されました。当時、網田駅の自動販売機の放火など悪質な事案が数件発生したことから、網田の子どもたちの安全を網田の力で守るため、地元の有志数名が、網田お散歩隊の趣旨に賛同する隊員を募り発足しております。

活動内容としましては、小学生の下校時間に合わせて1時間程度の散歩を行い、下校中の子どもたちに挨拶や声かけを行いながら、子どもたちを見守っていくものでございます。

現在は、102人の方が網田お散歩隊の隊員として登録され、県の子ども見守り支援事業

を活用して活動されています。網田の特産品であるネーブルカラーのベストを着用し、それぞれの隊員ができるときにお散歩をすることで、網田小校区の犯罪の抑止力となり、子どもたちの下校時の安全を守っておられます。

次に、宇土東小校区の下校時の見守り活動に交通安全協会が関わることになったきっかけと、現在の下校時の活動状況についてお答えします。

先ほど答弁しましたように、見守り活動を行う宇土市子ども見守りボランティア事業は、令和2年度を事業立ち上げの準備期間として、令和3年度から本格的に、国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用してスタートしました。事業立ち上げに際し、見守りボランティアを募る中で、日頃から交通安全活動に携わっておられる交通指導員や、生活安全パトロール隊及び交通安全協会の各地区の代表者に御協力を依頼したことが、関わるきっかけとなっております。

宇土東小校区は、ほかの小校区より、見守りボランティア事業の趣旨に御賛同いただいたボランティア登録者数が37人と多く、このうち交通安全協会員7人もボランティアとして御登録いただいております。下校時の見守り活動状況については、市から配布された黄色のベストを着用し、横断歩道や見通しの悪い交差点等、通学路の危険ポイントでの声かけ、あるいは小学校周辺を巡回するなど、それぞれの形で子どもたちの安全を見守っておられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく発足から現在の活動まで報告をいただきありがとうございます。まず網田のお散歩隊の人数が102人はすごいですね。最初に報告してもらった網田小学校の見守りボランティアで、当時の見守り活動で6人が可能とありましたが、メンバーが重なっているにしろ、6人以外の102人が下校時間に全員ではないにしろ散歩してもらえれば、頼もしい限りです。また宇土東小学校の見守りボランティアの登録者数は、大人数の二つの小学校と比較すると本当に多いと思います。下校時の見守りの10人と多いですね、これはたしか下校時の見守りに交通安全協会の7人が含まれていたように記憶しております。宇土市内の各小校区の見守りボランティア活動ですが、結構、地区地区で異なっていますし、関わる人も多岐にわたるのだと確認した思いがします。お散歩隊の活動も宇土東小学校の交通安全協会7人の活動にも、国や県の助成金が活用されています。今回取り上げたお散歩隊と宇土東小学校の交通安全協会の活動を他地区にも知らせ、お散歩隊創設と交通安全協会の参加を呼び掛けるのはいいのではないかと考えています。

そこで質問ですが、小学生の下校時、中学生の下校時に、網田小校区のお散歩隊や宇土東小校区の交通安全協会が取り組む見守りの良いところを市に広げることは可能かについて考

えをお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

子ども見守りボランティア事業は，登下校時の子どもたちの安全を確保するために，地域全体で子どもたちを見守ることを目的としておりますが，先ほど答弁しましたように，本事業の登録者数は，各小学校区で若干偏りがあるのが現状でございます。

まだまだ，本事業の周知が不足する部分もありますが，先ほど申し上げましたように，地域独自で子どもたちの通学路の安全を考え組織化されている網田小校区や，子ども見守り活動にとりわけ熱心で，交通安全協会の本事業への登録者数が多い宇土東小校区などの良い事例を参考に，本事業の更なる拡充に向けて，全ての小学校区の方々に広報紙や会議等で周知を行い，子どもたちへの声かけや見守りの輪が市内一円に広がるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 考えをお聞きし，前向きな答弁に期待するところです。一気に進まないと思いますが，隣の地区の良い活動は波及すると思いますので，良い啓発になるように広報をお願いいたします。ただ，見守り活動には幾つかの服装や用具が必要です。その支援に使えないかと思っているのが，2年前に交通安全協会の発足と活動目的について質問したときに，市民一人というか運転免許所持者一人かもしれませんが，一人200円計算で交通安全協会の各支部の活動費が配布されていることを知りました。実際私が交通安全協会網津支部の事務局をするようになり，その活動費が振り込まれてきます。コロナ禍の3年間は交通安全協会の活動が全くできず，毎年貯まっていっております。執行部との意見調整の中で，交通安全協会の各支部の補助金の使い道は地域で考え，活用できるようなので，ゴールデンウィーク明けに新型コロナウイルスが5類に変わったら，交通安全協会と交通指導員等で地域の防犯と見守り活動について議論し，小中学校の下校時の見守り活動で着用する服装や用具の購入支援に使えないか，検討を考えていきたいと思っております。またそのときはいろいろと御相談させてください。

後話が長くなりました。次のテーマ，交通事故・公共交通に移ります。事故の件数が過去最低のニュースにほっとする気持ちになります。しかし，高齢者の関わる事故は増えているようにも感じます。そこでまず確認のため，宇城署管内の交通事故で高齢者の関わる事故件数と，その事故の特徴を分かる範囲でよいので報告ください。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず，高齢者の交通事故について警察庁交通局の資料を基にお答えします。

令和3年に全国で起きた死亡事故の死者数は2,636人ですが、そのうち65歳以上の高齢者が1,520人と全体の57.7%となっており、半数以上が高齢者となっております。

高齢者に関わる交通事故の状態別死者数は、歩行中が722人で47.5%、自動車乗車中が443人で29.1%、自転車乗用中が249人で16.4%、二輪車乗車中が97人で6.4%となっており、約半数の方が歩行中に何らかの事故に巻き込まれ亡くなっておられます。

次に、自転車事故につきまして熊本県の交通要覧を基にお答えします。

令和3年に県内で起きた自転車事故は487件で、そのうち、死亡事故は5件、うち3件が65歳以上の高齢者となっております。

自転車による事故発生場所として一番多いのが、交差点における事故で324件となっており、全体の66.5%を占めております。このうち信号機のない交差点が222件で、全体の45.6%、信号機のある交差点が102件で、全体の20.9%となっております。

また熊本県警の資料によりますと、自転車事故における死亡の原因として一番多いのが頭部損傷によるもので、全体の約60%を占めております。なお、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比べて2.2倍となっており、ヘルメットを着用していれば救われた命が数多くあったものと思われまます。

なお、本年4月1日からは、道路交通法の改正により全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となります。本市におきましては、市内小中学校や高齢者向けの交通教室等の機会を捉え、自転車利用時のヘルメット着用について、今後さらに啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。報告を聞いていて思ったのが、交通事故死亡者に高齢者の死亡の割合がますます増えているように感じます。歩行者の安全対策あるいはAIによる自動運転化の研究が進む現役世代の事故は、減少しつつあると思っています。しかし、驚いたのが高齢者に関わる交通事故の状態別死者数が、歩行者が722人で47.5%、自転車乗用中が249人で16.4%、いわゆる交通弱者としての死亡者数と合わせると63.9%はすごい数だと思います。もっと事故に遭わない予防行動の呼び掛けが必要と思いました。それと令和3年に県内で起きた自転車事故は487件で、そのうち死亡事故5件のうち3件が、65歳以上の高齢者となっております。先ほど説明のように、この4月から、自転車にもヘルメット着用が努力義務化されますが、高齢者には小学生あるいは中学生のようにヘルメット着用を義務化すべきと思いました。事故に遭わないためにも、ヘルメット着用の呼び掛けを防災無線などでも時折してもらおうと、気を付ける人が増えるのではと思います。

次の質問にいきます。2010年、宇土市長選挙前、市民有志10人で5か月かけてまとめた宇土市民マニフェスト2010の公開研修の参加者の意見や電話によるアンケート等で一番多かったのが、市街地と過疎地の中山間地を結ぶ宇土市独自の公共交通の必要性でした。今走っているミニバスのことです。元松市長の1期目から取り組んでいただき、当初は乗り手が少ないことからいろいろ批判がありましたが、大分定着してきました。一旦始まった網田でのミニバスが利用者が増えず休止しましたが、デマンドバスが走り始め利用者が増えているように思います。交通弱者対策は、これからますます必要になっていきます。そこで危惧していることが一つあります。現在走っている路線に乗れない人たちの存在です。網田のデマンドバスはドア・ツー・ドアで自宅玄関前まで来ます。そのかわり産交バスの宇土―三角線の料金よりも低くできないルールです。その点、ミニバスは料金は200円ですが、宇土―三角線のバス停から500メートル以上離れた場所にしかバス停が作れないというルールがあります。そのところを踏まえて、まだミニバスやデマンドバスが通っていない地区が存在しています。その地域には高齢者がほとんどで、病院や買い物のためにいろんな苦勞をされております。その苦勞について、市はどのように認識しているかお聞きします。企画部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

昨今では、急速な高齢化と、子との同居世帯の減少などによる一人暮らし高齢者の増加など、高齢者の移動手段をどのように確保するかが重要な課題となっています。

加齢によってマイカー運転を続けることが難しくなる一方、交通空白地においては、公共交通での移動もままならない状況です。たとえ区内をバスが運行していたとしても、バス停までの距離が遠ければ、高齢者にとっては負担が大きいという御意見もお聞きしています。

さらに、経済面から見ますと、タクシーは本市においても2社が運行していますが、収入は年金だけという高齢者にとっては、日常的に利用するには負担が大きいと思われま

す。このように、身体的、経済的な負担が大きいと、外出を避ける傾向となってしまうことになり、健康面にも影響を及ぼすことにもなりかねません。

本市においては、宇土市コミュニティ交通として、コミュニティバス行長しゃん号、ミニバスのんなっせ、デマンドバスの三つを運行しています。しかし、それでもまだ交通空白地が存在することも認識しています。今後も更なる利便性の向上を目指し、見直し・改善を実施することで、高齢者の円滑な移動を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく答弁いただきありがとうございます。宇土市独自の公共交通

であるミニバスやデマンドバスが届いていない地域というか、自家用車でしか行けない地域が存在しています。ミニバスやデマンドバスが届いていない地域というと、皆さんあの辺かなあと想像ができると思います。地域というと広く感じますが、利用できない人は数えるほどの人数です。私は、その高齢者が高齢になっても運転の危険をおかして日々暮らすしかない、諦めておられることがとても残念でなりません。市が理解していただいているということなので、一つ提案があります。市の交通会議に諮ることが前提ですが、前の質問の事故の現状から、高齢者の事故防止も含めて、現在ミニバスやデマンドバスが走っていない交通空白地域の車を使えない高齢者に、網田のデマンドバスのようにタクシーを昼の時間、もちろん週に何回か決めて、低料金でドア・ツー・ドアの仕組みで走らせることをここで御提案します。この地域で若い人が隣にいても、平日には仕事でいません。休日には病院は開いておりません。私が言うのは無料タクシー券のことではありません。平日の昼に交通空白地の車を使えない高齢者が、デマンドバスのようにタクシーを使えるようにしてほしいということです。もちろん条件が必要です。その条件を市の交通会議で図ってほしいのです。交通事故は交通安全装置が発達し、どんどん事故死が減ってきました。しかし、高齢者の事故は減っているようには思えません。是非、買い物難民対策だけではなく、高齢者の事故防止のためにも市独自の公共交通の充実を再度お願いいたします。

次の質問に移ります。交通事故と公共交通の三つ目の質問は、内容は簡単です。利用者が増えてきたミニバスをあと1台増やす話です。10年前からすると本当に市民の利用が増えているミニバスですが、今後さらにバスを増やし、走っていない曜日にさらに増便したり、新コースの増設についての考えをお聞きします。企画部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

ミニバスのんなっせにつきましては、これまでも利便性の向上を図るため、ダイヤ改正やルート変更、増便・減便を重ねてまいりました。

近年では、花園北部線、南部線におきましては、利用者の要望により、令和2年10月から運行日を増加しています。

また、走瀉町を通過していたバス路線が廃線になったことを受け、令和3年10月から、宇土北部線のルートを変更し、バス停を増設することで補完しています。

今後も、利用者の声に耳を傾けながら、利便性の向上を図るため、増設・増便・コースの新設も含めて改善を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。昨年の9月議会で、JRローカル線の

廃線について質問をしましたが、報告にあった走湯を走っていた路線バスが廃止され、ミニバスのバス停を増設したように、JRローカル線の廃線危機もありますが、いずれ産交バスの路線バス宇土―三角線も廃線になり、現在利用している人の受け皿は宇土市と宇城市で、それこそコミュニティバスを走らせるしかないのです。決算委員会の中で多くの時間を費やして議論したのが、バス路線への補助金が毎年右肩上がりが増え続けていることです。決算委員会での報告でも早急な改革を検討、さらに廃止後の交通手段について議論されました。決算委員会皆さんの意見の宇城市との協議を急ぐように、最後をお願いをして次のテーマ、ふるさと納税に移ります。

7年前の熊本地震後、熊本県内ではふるさと納税が急増し、現在も続いていると思います。宇土市にもたくさんの善意あるお金が届けられ、多様な事業に使われていると思いますが、そこで、後の質問のために再確認の意味で、宇土市のふるさと納税の使い道について報告ください。企画部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、本市におきましても、全国の多くの方々から御寄附をいただいているところです。このいただいた寄附の使い道としましては、未来を担う子どもたちを育てる教育に関する事業、心豊かな子どもの成長を願う子育て支援に関する事業、将来世代に青く美しい地球を継承するための環境に関する事業、その他市政運営全般の4項目をあらかじめ寄附者の皆様にお示しし、寄附の際にその使途について指定を受けた項目に係る事業の財源に充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。教育、子育て、環境とそのほかの運用がテーマでしょうか。初めに話したように、熊本地震以来、宇土市への支援が増えていることがあります。しかし、市庁舎完成を最後に大きく風景を変えるような復興の姿は、危惧はないと思っています。市民の意識もそのような印象を持つと思います。これは以心伝心ではないですが、ふるさと納税者たちにも伝わり、他の市町村と差別化するには、教育、子育て、環境とそのほかではインパクトが弱いと思っています。

そこで次の質問なのですが、宇土市出身のプロスポーツ選手サッカーの植田直通さんがヨーロッパに行く前、鹿島アントラーズ在籍時代に毎年高額の寄附を宇土市にしてくれておりました。あるとき、「ふるさと納税はどんなことに使われていますか。」と聞かれたので、前の質問で回答いただいた内容を私なりに整理して説明をしました。すると翌年には、「子

どもたちに直接届くことに使ってほしい。」と提案があり、小学生用のゴールを買うことになった経緯を御存じの人は多いと思います。また、ふるさと納税サイトふるさとチョイスの新しい取組は、鹿児島県の奄美諸島の一つに宿泊施設がないので、ふるさと納税を施設建設費用に使うことを告知して、ふるさと納税を呼び掛けるクラウドファンディング的なやり方を始めています。要するに、納税者の満足度を上げる取組です。宇土市では、使用目的を明記するクラウドファンディング的なふるさと納税を実施する考えがあるのかをお聞きします。市長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

本市においては、ふるさと宇土応援寄附金、一般的にはふるさと納税でございますが、この使い道として、先ほどの答弁にございましたように、寄附者の皆様に四つの項目を示して、寄附の際に希望の項目をお伺いしているところです。

議員御提案のクラウドファンディング型ふるさと納税は、ふるさと納税とクラウドファンディングそれぞれの特性を生かし、応援したい地域を支援する仕組みで、自治体は特定の取組や事業に対して目標額を設定し、一定の期間において寄附を募集するものでございます。一方で、寄附者の方も、議員の御提案にありますように、寄附の使途が明確に分かることで、地域貢献の満足度をより得ていただけるものと考えております。

このクラウドファンディング型ではございませんが、宇土市が取り組んでおります企業版ふるさと納税というものがございます。こちらのほうは先ほどの四つの項目とは少し違いますが、例えばジュニアスポーツの支援というような項目を設けて募集をしているわけですが、そちらのほうにもやはりジュニアスポーツについてですね、幾つかの企業から、全く縁もゆかりもない企業から支援をいただいているというような事例もございます。ですから、ある程度目的といいますか、使途を明確にするというのは、やはり大事なものではないかなと私も思っております。

クラウドファンディング型のふるさと納税の事例としましては、地域の施設・環境整備や新規起業家支援、活性化プロジェクトなどが挙げられると思いますが、県下でも実施している自治体があります。その達成状況は、目標を大きく上回るものもあれば、ほぼ寄附がなかったというような事例もあるようで様々でございます。

本制度については、本市ではこれまで取り組んだ実績はございませんが、よその自治体の成功例を是非参考にさせていただいて、空振りしてもいいんですけど、空振りしないような項目をやはり選んでやらないと後に続かないかなと思います。そういう意味で、効果的に採用できるようこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 現時点では、クラウドファンディング型の呼び掛けはやっていないから、今後検討していくとのことなので期待をしております。この質問をなぜこの時期にするか、ふるさと納税も納税する人たちの志向、ふるさと納税の意義も変化してきていると思います。宇土市も復興から新たなビジョンを打ち出す必要がありますが、私は納税者の満足度を上げることが大事で、私が納税したのは何に使われたかが必要になってくると思っています。いわゆる使い道が見える化、事業内容を知らせることも大事と思っています。要するに納税者の満足度をいかに上げていくかという話です。これは参考になるかは別として、私が関わり市議になり、最初に取り組んだ東日本大震災の災害支援活動では、宇土市役所の市長はじめ、市民の皆さんには大変お世話になりました。それこそ活動は、宇土市社会福祉協議会と一緒に取り組んだ被災地へ支援物資を送る活動でした。中心になったのは宇土市の災害ボランティア、上村剛さんを含む20代、30代の若者40人で、東日本大震災熊本支援チームの活動でした。12年前、旧宇土市役所庁舎前で3月22日のトラックの出発式には、市長をはじめ、たくさんの方にお見送りいただき、さらに出発前には庁舎内を回り、職員の皆さんからたくさんの御寄附をいただきました、本当にありがとうございました。そのときの団体、東日本大震災熊本支援チームは、数年前の熊本地震でも3年前の熊本豪雨でも活動しました。活動資金は12年前同様、全て寄附金で賄いました。東日本大震災の支援活動中も、活動後も、活動状況報告を使用した寄附金の使い道をまとめ、ネットに公開をしてきました。改めて報告しますと、支援物資はこの6日間で市職員の御寄附を含め105万円が集まりました。中には女性リーダーの母親で会社社長が、「赤十字に寄附をしてもどこにいくか分からない。汗をかく若者たちに使ってほしい。」と現金20万円を宇土まで持参されました。その105万円は、1トントラック3台のレンタカー費用70万円、現地の燃料不足が報じられたのですが、元松市長のお力添えをいただき、軽油2千リットルの購入20万に使いました。元松市長には出発の前日、日曜日の仕分け作業にも参加していただきました。本当にお世話になりました。支援物資を大型トラックに積み、東北へと走らせた75万円、加えてボランティア50人を現地に送ることができました。集中的に活動した2か月で集まった寄附金は最終的に390万円になりました。私たちの団体が最初から取り組んだのが活動内容の見える化です。報告会、報告書、ネット上に活動内容をアップしてきました。その成果が熊本地震のときに出ました。災害ボランティア団体東日本大震災熊本支援チームから一般社団法人熊本支援チームに改名し、拠点を被災地に立ち上げ全国へ支援を呼び掛けました。7年前はスマホの普及で、災害直後から活動状況を逐次ネットに日々アップする中で、支援物資もボランティアも寄附金も集まり始めました。私自身は宇土市の災害支援活動に没頭していたので、熊本市の若者たちの活動を余り見ることはなかったのですが、東日本大震

災の経験が若いリーダーたち、あるいは熊本地震でさらに大きく成長しました。寄附金も海外からも含め1,600万円を超える活動資金が最終的に集まり、活動拠点への支払い、車両、物資の購入に使い、さらに残った300万円を震災後の避難所や炊き出し、あるいは子どもたちの心のケアをする活動を市民団体に援助することができました。様々な活動を熊本地震後に報告会、県下各地で活動した支援チームのメンバーたちの活動内容の報告書を作成し、ネットにアップしてきました。前回のチームのこの報告書なんですけれども、今タブレットにある字が青くなっているところがあると思います。そこを長押しするとサイトに飛びますので、興味ある方は読んでください。

後話が長くなりますが、何を言いたいかという二つの災害でのボランティア活動と報告・寄附の関係を検証して思うのですが、若いリーダーたちの発想をふるさと納税に生かせないかということです。2回の災害ボランティア活動までは、活動報告は何度も実施しましたが、寄附の呼び掛けはホームページに寄附先の銀行口座を掲載しているぐらいでした。3年前、熊本豪雨でも熊本支援チームは翌日から現地で活動を始めました。5日後に一般社団法人の理事会をしたとき、若い理事から提案がされたのが、コロナ禍なので県外ボランティアは期待できない、そこでコロナ禍でアルバイトがなくなった大学生を有償で雇って、泥出しボランティアをさせたい。人吉の拠点に常時15人ほどを泊ませ、一人5千円、食事1千円の6千円を払う。熊本市から1日だけ参加するボランティアは無料の送迎バスを用意する。活動資金はクラウドファンディングを活用して、2,000万円を目標に集めるという壮大な計画でした。我々年配理事が有償ボランティアに対して批判を覚悟しましたが、メディアは意外に好意的な記事やニュースだったので驚きました。活動資金はクラウドファンディング以外にも豪雨の翌日から寄附金が集まっていたので、最初から学生たちは有償でボランティア活動をしていました。私たちの団体は大きな災害のときしか活動しない団体です。なぜ寄附が集まるのかが今回の質問の趣旨に当たるところです。一般社団法人熊本支援チームのホームページを見てもらうと、活動内容が理解できると思います。災害ボランティア活動の特性は、目的が明確で実効・実績を報告しやすい。現在のツールであるインターネットの広がりやスマホの普及で、現場の活動の様子をリアルに周知できるようになりました。そこで、災害ボランティア活動をしていただいた人たちの意見やメッセージからの発想です。ふるさと納税も始まってそろそろ10年でしょうか。運営サイトのふるさとチョイスなどの事業者も増え、テレビでもCMするようになりました。これからは運営サイトも差別化が求められていきます。その要望がいずれ自治体にもくることとなります。

そこで、新市庁舎完成を境として、ふるさと納税の使い道、教育、子育て、環境とそのほか、振り分けられた予算がどんなふうに使われてきたかの報告、見える化に取り組むことと、新たな呼び掛けに例えば教育なら、植田直通さんの意見ではないですが、子ども

たちが直接使うハンドボールのゴール5組を購入しますとか、小学校低学年の英語教育に充実に特化した人材を雇用するとか、目的を明確化し、事業の進行途中から実施内容を納税者向けに報告する見える化が必要と思っています。今後は、全国各地で始まるクラウドファンディング的なふるさと納税のやり方を研究し、早い段階でふるさと納税者の意欲を上げる取組を検討していただくことをお願いいたします。大分後話が長くなりました。

次のテーマは公共施設の運用に移ります。

○議長（藤井慶峰君） 野口議員，5分間休憩させてください。

○13番（野口修一君） はい，分かりました。

○議長（藤井慶峰君） ここで暫時休憩をいたします。10時50分から再開いたします。議場の換気をお願いいたします。

-----○-----  
午前10時43分休憩  
午前10時48分再開  
-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き，会議を再開します。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

野口修一君。

○13番（野口修一君） 続けて質問をさせていただきます。

小学校の部活が廃止され，社会体育になって小学生が優先的に利用していた市民グラウンドと地区グラウンドが，地域外の団体利用が増えております。小学校の部活動に関わる人たちがやっていたグラウンドの草刈りや整備をする思いが薄れているような気がします。最近では予約も減っているようで，管理者の現地確認もないようで，使えばなしの団体もあるようで危惧しています。一つの事例ですが，立岡グラウンドは数年前からサッカー団体が使用禁止なのですが，立岡グラウンドにあった植田直通さんが寄贈したゴールがずたずたに傷つき，ゴールネットもボロボロになっているなど，管理方針と利用マナーがなっていないと考えています。実は，運動公園に今ある植田直通さんの寄贈のゴールもひどい状況になっています。そこで聞きたいのが，市民グラウンドの管理と運用利用の状況について報告をください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

各グラウンド施設の管理につきましては，利用されている団体にグラウンド内の草刈りや市で準備した山砂を使用し，グラウンドの整地等を行っていただいております。そのため，利用者が多いグラウンドにつきましては管理が行き届いていますが，利用者が少ないグラウ

ンドにつきましては、夏場など特に管理が行き届いていない状況でございます。

一方、屋外トイレにつきましては、シルバー人材センターに清掃や消耗品の交換を委託しております。

次に、施設の予約方法についてお答えいたします。

利用者の利便性向上と施設の有効利用を目的に、宇土市公共施設予約システムを令和4年4月から導入し、令和5年2月末現在の利用者登録数は428件となっております。パソコンやスマートフォンを利用して、市の体育施設の空き状況の確認や予約ができ、新たな団体の利用が増えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。最後の部分の新たな団体利用が増えている状況は利用増なので、よいのかもしれませんが、使うマナーのことで宇土市内の団体が毎年同じ日に開催する大きな行事イベントに関しては、優先的に予約をさせてほしいし、県下全域から集まるような大きなイベントは、年度初めに予約ができるとよいと思っています。実は、宇土マリーナ広場が、最近県央地域の小学生サッカーチームが日常に使っていて、ちょっと予約を忘れると毎年同じ日に開催する大きな大会ができないことがあるので、その点を市内の団体を優先してほしいと思っています。

次の質問に移ります。宇土市の西部地区の市民グラウンド、地区グラウンドについてです。住吉中学校は野外の部活動がなくなり、住吉中第2グラウンドでもある緑川地区グラウンドの管理状況が日に日に悪化しているように思います。それと網田地区市民グラウンドの夏の雑草の広がりを見る中で、網津地区市民グラウンドの管理の良さが際立ちます。それこそどんな思いでグラウンドを使っているかの差であるのではないかと思います。そこで、緑川地区グラウンド、住吉中第2グラウンドですけれども、そこと網津地区グラウンド、それと網田地区グラウンドの管理と保全についてと、利用する団体に使用規定とか後片付けの指導とかそういうことについてどういうことをしているのか報告をください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、緑川地区農村運動広場、網津地区市民グラウンド、網田地区農村運動広場を主に利用している団体の利用状況につきまして、各グラウンドごとに公共予約システム導入前の令和3年度と導入後の令和4年度の2か年で比較しますと、緑川地区農村運動広場は、令和3年度が2団体、令和4年度が3団体。網津地区市民グラウンドは、令和3年度が3団体、令和4年度が4団体。網田地区農村運動広場は、令和3年度が2団体、令和4年度が2団体となっております。

緑川地区農村運動広場と網津地区市民グラウンドにおきましては、導入後、それぞれ定期的な利用を行う新たな1団体が増えております。網田地区農村運動広場につきましては、変動はありません。

次に、利用する団体に対しては、特に使用規定や後片付けについて、細かく指導は行っておりませんが、利用状況としましてはおおむねきれいに御利用いただいているところでございます。しかし、雨の日にグラウンドを使用した団体のグラウンド整備が不十分なときは、次に使用する団体から苦情がくることがあります。そのようなときは、直接市の担当課から使用団体に連絡を行い、グラウンド整備を行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。想像していたより利用団体が少ない印象です。三つのグラウンドも小学生、中学生サッカーの地域クラブが使っているのですが、少年サッカーチームのうち、宇土小地域と花園小地域が小学校のグラウンドを使って練習をしています。しかし、宇土の西側地域の野外スポーツは、なぜ地区の市民グラウンドを使うかと言いますと、指導者がどうしても夕方からなので夜間照明のある市民グラウンドが多いようになっているところですよ。

そこで、次の質問なのですが、宇土市内の小中学生の社会体育団体、今で言う地域クラブが市民グラウンドの夜間の利用状況を確認したいので、利用団体と利用時間を再度報告お願いします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

市内小中学生が加入している社会体育団体のうち、各グラウンドで定期的に夜間照明を利用している団体の令和4年4月から12月末までのチーム数と照明設備の利用時間の合計について申し上げます。

まず、宇土市運動公園グラウンドが2チームで94時間、鶴城中学校第2グラウンドが3チームで171時間、轟地区農村運動広場が3チームで33時間、走潟地区グラウンドが2チームで124時間、緑川地区農村運動広場が3チームで157時間、網津地区市民グラウンドが2チームで81時間、網田地区農村運動広場が1チームで57時間となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 説明ありがとうございます。前の質問でも話しましたが、最近の小中学生の野外スポーツ、社会体育化したスポーツクラブは、夜19時以降の練習が増えて夜間照明を使うところが増えてきました。どうしても少年サッカーチームのことになるので

すが、この夜間照明の使用料とか電気料金が地域クラブの運営に大きな負担となっています。地域クラブは社会体育ですが、コーチたちはみんなボランティアで子どもたちの指導を献身的にされています。小学校の部活動ぐらいのほぼ年会費ぐらいの運営費でみんなやっているんですけども、これまでも文教厚生常任委員会で何度か要望しましたが、動きがないので、提案とかお願いですが、宇土市内の小学生の社会体育の野外スポーツ団体が、夜間に市民グラウンドを使用するとき、主には野球やサッカーですが、照明費用の減免ができないかを検討してほしいのです。それこそ先ほどの予算がなければ小学生の社会体育団体が使用する照明費用を減免するために、ふるさと納税を使うのというクラウドファンディング的な呼び掛けに賛同する人は多いと思っています。とにかく宇土市内の子育て世代からと市外の子育て世代から、宇土市は少年少女のスポーツ育成の環境がとても良いと評価で移住してくるような取組をお願いしたいのです。実は今、野外スポーツの社会体育の保護者たちが、減免に向けた署名を集めているという話を聞いておりますので、もしそういうことが集まってきた場合には、是非検討いただければと思います。

次の質問に移ります。公共施設の運用の最後の質問です。宇土市内の小学生の社会体育団体は、ほぼ同じ体育館や同じグラウンドを日常的に利用しているのですが、特に野外の管理は大変で、本当に先ほどのサッカーのことではないのですが、熱心にグラウンドの片づけと保全に取り組んでおられます。そこで、日常的に利用している宇土市内のスポーツ団体に、市民グラウンドの管理も協力していただくと、立岡グラウンドでサッカー団体が利用できなくなったことは起きにくいと考えています。日常的に市民グラウンドを利用する団体を、保守点検やトイレ等の管理も含め活用する考えはあるかについてお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

日常的にグラウンド施設を利用している団体については、日頃からグラウンドの草刈りやトイレをきれいに御使用いただくなど施設に愛着をもって御利用いただいている状況にございます。

一つの良い事例を紹介しますと、網津地区市民グラウンドを利用し、小中学生が陸上の練習を行っているあみつジュニアがございしますが、グラウンドを活発に利用され、愛着と感謝の気持ちを持って、熱心にグラウンドの整備や片付けにも取り組んでおられます。

今後とも良い事例を各地区に周知するとともに、日常的にグラウンド施設を利用する団体とのコミュニケーションを密に取りながら、情報共有を図っていきたいと考えております。その中で、グラウンドの草刈りやトイレ清掃等の施設管理についても可能な限りそれぞれの団体へ管理方法等について相談をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。網津グラウンドの陸上クラブ、あみつジュニアを例に紹介をいただき、本当に熱心にグラウンド整備をされています。網津グラウンドに新しいトイレができた小学生たちがとても喜んでおります。ますます県下だけでなく、全国で活躍する子どもたちが出てくると思っています。次に、緑川地区グラウンドでもある住吉中第2グラウンドについてです。住吉中学校は数年前野球部がなくなりました。今年度サッカー部が休部になりました。前身のサッカー同好会をつくった年代としては、とてもさびしい限りですが、今花園地区、宇土地区の中学生を中心とするサッカークラブが緑川地区グラウンドを夜間とか土日に使っています。クラブのコーチから相談があり、とにかく水はけが悪く、たまった雨水の流れ先がどこか分からないので、「砂を10トンダンプ二、三台入れてよいか。」との相談がありました。昨年の中体連以来行く機会がなく、雨の日の翌日に見に行くと、これは雨の日の練習や試合ではけが人が出ると感じるぐらいひどい状況でした。コーチに連絡して、「砂は入れていいが二、三台ぐらいで変わるようなグラウンド状況ではない。」と感想を伝えました。雨の後の水はけの悪さを住吉中学校で陸上を指導されたことのある網津っ子ジュニアの野村英一コーチに話をすると、「住吉第2グラウンドは雨水の流れは野球とサッカーの間の用水路のほうへ溝を作って流していた。日常の管理も大事だが、雨ごとに砂が流れるので、時折いい砂を加えないと水たまりができ、けがの原因になる。」と話されていました。それをコーチに話すと、「水を用水路に出す場所には野球部が以前、補充用の砂場としていた砂が積んであって、草がぼうぼうで、その横にはグラウンド整備用のナンバーのない錆びた軽トラが置かれて、水の行き場はなく、すぐに水たまりになる。」と報告を受けました。

説明が長くなりましたが、何を言いたいかというと、日常的に使っている団体が一番気を付けるのは、子どもたちがけがをしないように考えているということが普通だと思います。特に使いやすいように草刈りをし、トイレの掃除やあるいは用品不足に困るのは子どもたちなので、時折来るシルバー人材センターではなく、日常的に使う団体に委託して任せたほうがうまくいくのではと思っています。その点を踏まえ、日常的に利用する団体と可能な限り管理方法を打ち合わせて、グラウンド運営をお願いしたいと思います。

次に、最後のテーマ、宇土市のSDGsについてです。初めは、やはり新しく建った新庁舎のSDGsの視点から省エネルギーや再生可能エネルギー、さらにはこれからの使い道も含めて庁舎の設計段階ではいろいろ説明を受けましたが、完成してどんな効果があるかについて再度説明をお願いします。企画部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

タブレットに登載しています新庁舎の環境計画を用いて御説明します。

SDGsの視点、特にSDGsの17の目標の7番目である「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を踏まえた、新庁舎における環境に配慮した取組としましては、大きく分けて三つございます。

まず一つ目は、負荷を最小化する建築デザインです。空調負荷を低減するため、奥行きが深いバルコニーや高性能ガラスを採用し、西日に対しては、縦ルーバーを設け日射を抑制しています。二つ目は、宇土の光と風を生かす環境装置です。吹き抜け上部トップライトから自然光を取り込み、拡散させた柔らかな光を市民交流エリアに導入することや、春と秋には風を生かした自然換気を行い、夏の夜間は冷えた空気を取り込み、翌朝の空調負荷を低減する装置を設置しています。三つ目の環境と執務者に優しい省エネルギーで快適なシステムにつきましては、執務スペースに床吹出空調を採用し、居住域のみを適温に保つ効率的な空調を行います。また、省エネ運用啓発のためエネルギーの見える化が可能なビルディングエネルギーマネジメントシステムを設置しています。

このほかにも、SDGsの6番目の目標である「安全な水とトイレを世界中に」を踏まえた、雨水を集めてトイレ洗浄水として利用する設備や、30キロワットの太陽光発電設備や蓄電池を設置しており、今後の庁舎管理において環境負荷の低減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。詳しく説明を聞きながら若い頃建築の分野で勉強した自然エネルギーを活用するパッシブソーラーの建築手法を思い出していました。最近では、高断熱にして太陽光発電の電気を貯めて、冷暖房に活用する考え方が広まっています。昭和のオイルショックに広まった太陽熱を利用した冷暖房の考え方はなくなってきました。しかし、昨年からはロシアによるウクライナ侵襲以来、地下資源の高騰から電気料金がどんどん上がり、生活を圧迫しています。妹たちが太陽熱温水器を使っていて助かっているので、昨年夏壊れて新しいのに替えました。秋からますますエネルギー利用料が上がり、大いに助かっていると冬を越した今改めて感想を述べていました。そんな電気料金、燃料高騰から振り返りになるかもしれませんが、次の質問をします。

SDGsの視点で宇土市がこれまで取り組んできた省エネルギー対策や支援・補助事業、加えて新しい太陽光発電、蓄電以外で新たに取り組めると考える事業や補助事業について報告ください。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市において、SDGsの17の目標の7番目の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に寄与する事業としましては、これまで太陽光発電システムと太陽熱温水器設置に対する補助を行ってまいりました。

まず、太陽光発電システムについては、平成21年度から平成26年度までの6年間で、668件の太陽光発電システム設置者に対して補助金交付を行いました。しかし、電力会社の売電価格低下等に伴い申請件数が減少したこともあり、国の補助金制度終了に合わせ、本市においても平成26年度で補助金交付を終了いたしました。

次に太陽熱温水器設置については、熊本地震があった平成28年度を除いた平成23年度から令和元年度までの8年間で、246件の補助金を交付いたしました。この補助金に関しても、年々申請件数が減少したため、令和元年度で補助金交付を終了しております。

現在、他自治体の取組としまして、発電や蓄電に対してや、省エネ家電の購入等SDGs実現に寄与する事業に対して補助金を交付されております。

本市におきましても、他市町村の取組や国の再エネ導入等に対する補助制度に関する情報を常に収集し、SDGs実現に寄与する新たな補助制度の創設を今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。二つの補助事業が既に終了しているのは残念ですが、昨年2月からのウクライナ戦争からエネルギー関連の料金がどんどん上がって、さらに物価高騰で生活費がずっと上がり続けておりますので、今後検討していただきたいと思っています。実は2月23日に開催された松村参議院議員の政見セミナーにいられた西村経済産業大臣が基調講演の中で、「地方自治体向けに5,000億円の省エネルギー対策予算を準備しています。御活用ください。」と話されました。これは電気料金や燃料高騰の対策費とも言えるので、太陽熱温水器や太陽光発電の補助の復活、さらにはSDGsの視点で国が普及させる電気自動車関連の助成にも使えるのか、西村経済産業大臣が紹介された交付金を調査・研究し、新たな省エネ補助が実現すれば、他市との差別化につながりますので、検討することを最後にお願いいたします。

次の質問に移ります。政府は発電事業の化石燃料依存から再生可能エネルギー利用の促進であると言いながら、ウクライナ侵攻以来、電気料金の高騰から即応できる原子力発電が中心になってきています。しかし、再生可能エネルギーの転換が世界の潮流であり、地方自治体にも国の目指すゼロエミッションの取組が求められていきます。例を挙げると、将来ミニバスのんなっせの更新時期が来たら、電気バスや燃料電池バスに替えるとか、あじさいの湯のボイラーを宇土市内の木材を利活用する薪ボイラーに替えるとかあると考えます。今回質問をしようと思ったきっかけは、2月28日の夜、熊本城ホールの会議室で開催された経済

産業省資源エネルギー庁、原子力発電環境整備機構NUMO（ニューモ）が主催した、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する対話型全国説明会に参加を申込みをしたら、参加証が遅れて送られてきました。それと原油高なのに、九州電力だけが春からの電気料金の値上げをしないのは、玄海原発と川内原発が稼働しているからともニュースで報じられたので、宇土市民に核のごみの現状を知ってほしいという思いから質問をしました。計画地はまだ未定の前置きがある高レベル放射性廃棄物の最終処分場の対話説明会で配布された、高レベル放射性廃棄物の埋設計画の資料の一部をタブレットに載せています。私は埋設の計画の説明を聞きながら、原子力発電の高レベル放射性廃棄物は、300メートル以下に埋設すれば大丈夫な物質なのか、言い方を変えれば、300メートル以下に埋めなければ危険な物質なのかと考えていました。また、溶けたガラスに混ぜた高レベル放射性廃棄物を何重にも封じ込め、地中に埋設した廃棄物の放射性の減衰期間は1万年以上かかると説明がありました。そんな核のごみを日々出しながら、九州の人たちは電気を利用しているのです。その説明を聞いたことから市民へのメッセージが必要と思い、環境に配慮した考え方、SDGsの視点で宇土市として特に電気利用に関して、原子力発電の電気、再生可能エネルギーで作られた電気の利用について、またSDGsの視点からの省エネルギー対策など、市長が目指す宇土市の未来の姿というか、将来のエネルギー利用のビジョンについての考えをお聞かせください。市長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻を要因としたエネルギー危機、そして円安の進行を受けて、電気代の高騰はとどまるところを知らない状況となっております。また、昨年6月には、この時期にしては異例な暑さを原因とした電力需要の増大を受けて、東京エリアでは電力逼迫注意報が発令され、全国的にも7年ぶりに政府から節電が呼び掛けられる夏となりました。

これらを受けて、岸田首相は昨年8月に「再生可能エネルギーと原子力はGX（グリーン・トランスフォーメーション）を進める上で不可欠だ。」と発言し、次世代革新炉の開発・建設と原発の運転期間の延長について検討を指示しました。

今の日本の置かれた状況を考えますと、安定して電力を供給するためには、現状原子力発電が不可欠であることは理解できます。一方で、福島第一原子力発電所事故や高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する問題などから、国民の間で脱原発を望む声が根強いことも当然のことだと思います。再生可能エネルギーの視野が大分広がってきておりますが、原子力が減った分、化石燃料を燃やして対応しているのが現状であって、CO2削減とは全く逆行するような部分も出てきているところだと思います。

議員御質問のSDGs的視点から言えば、更なる再生可能エネルギーの活用や、昨年6月

議会で議員から御紹介のありました、次世代の新技术を利用した節電等への取組が、今後は不可欠であると考えます。本市においては、網津防災センター等既存の施設5か所や今年5月から供用を開始する市役所本庁舎においては、太陽光発電を活用するなどの取組を進めているところでございます。さらに令和6年度中に完成予定の網田コミュニティセンターでは、太陽光発電に加えて電気自動車を導入して、移動できる蓄電池として災害時も活用できるようにしようということで今進めております。しかし、本市を含む18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏で宣言した、18市町村で2050年CO2排出実質ゼロを達成するためには、更なる取組が必要でございます。

そのためには、まず温室効果ガス排出量やエネルギー消費量、再エネ導入量などの基礎調査を行って、現状をまず分析をするということが一番になって、これにこれから取りかかる予定となっております。それを基に、本市で最も適したエネルギー政策がどのようなものなるかを明確にする、あるいはCO2削減の具体的な短期の削減目標を作っていくということが重要であると考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 説明ありがとうございます。世界が大変なことが起きると、日本にもあるいは宇土市にも、自分の生活にも影響するんだなあということを1年ぐらい考えていました。説明の後半にありましたCO2排出実質ゼロを2050年に達成することを目指して、18市町村で組織する熊本連携中枢都市圏は、ここでも国と一緒に取り組むことが必要なんだろうというふうに思っています。そこで一つの経験で、ビジネスにつながる話です。私は1997年11月に、九州東海大学で開催された自然エネルギー研修会の開催に関わった経験から、その研修会は九州で最初の最先端の自然エネルギー研究の発表会でもありました。当時再生可能エネルギーという言葉はなくて、自然エネルギーと言っていました。九州各地から予想をはるかに超える参加者が集まりました。その数400人以上、挨拶に立たれた福島譲二熊本県知事が事務所が準備した原稿を読まず、「熊本県を自然エネルギーの里にしてほしい。」と、自らの考えを発言され、すぐに県庁内で省エネ対策として、県庁内の暖房を18度まで落とされ、加えて太陽光発電関連企業の誘致に積極的に取り組まれました。熊本県の太陽光発電パネルの生産量は、ピーク時全国の1割を超えていました。首長の発言はとても大事と学びました。是非、元松市長にもCO2排出実質ゼロを2050年に達成することだけではなく、再生可能エネルギー関連などの未来を見据えた産業育成、企業誘致にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。宇土市でSDGsに取り組む姿勢を打ち出すことで、他の地域からあるいはそういう産業を考えている人たちから興味を持っていただけていると思っています。是非、御検討ください。私の質問はこれで終わります。

今回の一般質問は、子どもたちの防犯・見守り、交通事故と公共交通、公共施設の運用についてほか質問をさせていただきました。執行部の丁寧な答弁に感謝します。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時半から再開いたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時24分休憩

午前11時28分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） 皆さん、おはようございます。榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それではまず初めに、高齢者支援対策について伺いたいと思います。今まで数多くの高齢者支援対策についての質問をさせていただきました。前回は歯周病から病氣、認知症の予防、糖尿病の悪化を抑えるため、歯科健診を特定健診に入れていただきたいというような内容だったかと思います。国は歯科健診を生涯行い、予防対策に力を入れるということの発表がっております。本市におきましても、国からの通達・依頼等が来ましたら是非早急に対応をよろしくをお願いいたします。今回は、認知症と加齢性難聴についてまず伺いたいと思います。若年性死亡率の低下に伴い、認知症を含む高齢者の数は増加しております。認知症の予防、介入ケアに関する提言を行っているわけですが、その中で2017年に認知症の九つの危険因子として、教育不足、高血圧、喫煙、肥満、うつ病、運動不足、糖尿病、社会的接触の少なさ、そして聴覚障がい挙げられます。さらに危険因子として三つのことが追加してあります。それが過度のアルコール消費、外傷性脳損傷、大気汚染でございます。認知症予防の12の危険因子とも言われております。国際アルツハイマー病会議において、認知症の約35%は予防ができる、この九つの因子によるものだと示されております。この九つの因子、先ほども述べましたが、高血圧、肥満などが並びましたが、この中で最も認知症のリスクが高いものが、実は加齢性難聴が認知症のリスクが高くなると示されているわけでございます。難聴で意思疎通がうまくできない、または他人との会話を避ける傾向になりがちであり、次第に抑うつ状態に陥ったり、孤立してしまったりすることが認知症における危険因子と考えられます。加齢性難聴による認知症の発症リスクは、非常に高いわけですが、その原因としての高齢者における本市の対応は行っているのか伺いたいと思います。健

康福祉部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

加齢性難聴とは，加齢が原因の聴力障がいであり，60歳代になると聞こえが悪くなったことを感じる人が急激に増え，65歳から74歳まででは3人に1人，75歳以上では約半数の方が難聴に悩んでいると言われております。

高齢者が難聴になると，他者との会話によるコミュニケーションに支障を来すことが原因で，交流や外出が億劫になり，家に閉じこもりがちになる傾向があります。これにより人間関係や外界からの刺激が減少し，脳に伝えられる情報量が少なくなると，認知症やうつ病の発生リスクが高くなると言われております。

厚生労働省が認知症対策の強化を図るため2015年に策定した「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」の中でも，議員御指摘のとおり，難聴は，高血圧，肥満，糖尿病などとともに認知症の危険因子の一つに挙げられており，その中で最大の危険因子は難聴であるという研究結果も発表されております。

加齢性難聴の方に対しては，早期の補聴器使用のほか，会話の際にはまず相手の注意を引いてから，顔を見ながら，ゆっくり，大きめの声で分かりやすく話すなど，接し方や話し方のスキルを身につけるとともに，高齢者心理に寄り添う配慮が必要とされています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番，樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。家族内でも難聴の方がいますと，何回も繰り返し声かけしたり，聞き取りにくいために何回も大声で怒鳴っているように感じとったりしますと，話をすることを避けて孤立し，認知症のリスクが高くなるのでございます。高齢者の方々の難聴の方がいる家庭では，このような対応を是非しないようにというようなことを周知していただければと思います。よろしく願いいたします。

高齢者難聴の対策の中で，補聴器の購入の支援について伺いたいと思います。加齢性難聴については，以前執行部の回答の中で，障がい者の分野にとどまらず，介護，医療，事故防止や防災の分野にもまたがる，今後の高齢者社会における課題の一つと捉えているということであったかと思えます。日本の補聴器工業会の調べでは欧米の加齢性難聴について，医療保険が適用されたり，補助金を出して支援しているところもあるわけでございます。その中で補聴器の使用率は，イギリスで42.4%，ドイツで34.9%，フランスでは34.1%，アメリカでは30.2%となっております。日本は一部自治体を除いて，助成制度，補助制度がないために13.5%と半分以下となっております。また，日本では難聴については，障害者総合支援法がありますが，重度の難聴者が対象でありまして，加齢性難聴はほとんど

の人が規定に該当しておらず、補助の対象になっておりません。補聴器は20万円ぐらいで高価で、なかなか購入することができず、補聴器を付けている人が日本には非常に少ないわけであります。こうした中、自治体では加齢性難聴の補聴器の購入への補助を求める取組が全国で広がり、補助を実施する自治体も少しずつ増えてきているわけでございます。本市について、聴覚による身体障害者手帳所持者以外は、補聴器購入については自費になることから、加齢性難聴による補聴器が必要な人も購入せず使用していない人が多い。購入費を助成することが必要ではないか、是非支援をしていただきたいと思いますというわけでございます。また、補聴器購入について医療費控除になるのではないかと思いますので、この二つの点について伺いたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 補聴器購入の助成についてお答えいたします。

現在、補聴器購入の際に助成を受けられる方は、ただいま議員に御紹介いただいたとおり、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給制度に基づく、聴覚機能障害の身体障害者手帳2級から6級をお持ちの両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者の方に限られています。これにより、基準額内の公費助成を実施しており、自己負担につきましては、本人及び配偶者が住民税非課税の方は基準額内であれば無料、課税の方は1割負担となっております。

次に、過去3年間に聴覚機能障害で手帳を取得した65歳以上の方は、令和元年度12人、令和2年度12人、令和3年度8人となっております。また、過去3年間におけるこの制度による補聴器購入者のうち、65歳以上の方は、令和元年度は23人中20人、令和2年度は27人中23人、令和3年度は24人中20人となっております。

この補装具費支給制度につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の公費負担により実施しておりますが、身体障害者手帳の交付基準に達していない加齢性難聴者への補聴器購入の補助につきましては、現在は国・県等からの補助金制度がないことから、今後の高齢化の更なる進展や財政状況なども踏まえ、現時点で市単独での補聴器購入助成を行うことは難しいと考えております。

今後市民の方には、健康教育などの機会を活用して、補聴器を使用して音の聞こえ方を改善することは、認知症予防対策の一つになることを周知してまいります。

なお、補聴器購入費につきましては、平成30年から税法上の医療費控除の対象となっており、その要件は、医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（梶崎政治君） ありがとうございます。現在、国・県などからの補助金制度がないから市単独での助成実施は難しいということでございます。残念でなりません。現在、補助制度をつくり支援をしている自治体は、全国で令和元年で20自治体ありましたが、令和4年度では54自治体に増えております。今後ますます広がっていくと思いますので、早急に助成制度をつくられるように強く要望して、次の質問に入ります。

続きまして、带状疱疹ワクチン接種について質問いたします。この带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお尋ねいたします。带状疱疹ワクチンは、過去に水ぼうそうにかかった方で、加齢による免疫低下によるストレスや疲れなどが原因で突然発症いたします。神経が損傷されることで皮膚の症状が治った後にも痛みが残り、3か月以上痛みが続くこともあります。そういうことを带状疱疹後の神経痛PHLと呼ばれています。焼けるようで締め付けるようで、持続性の痛み、ずきんずきんとする痛みが特徴です。放っておくと後々も痛みを伴う後遺症で悩ませることもあるわけでございます。発症すると、皮膚の症状だけではなく、神経にも炎症を起し痛みが表れるわけでございます。50歳以上で带状疱疹を発症した人のうち、約2割がPHLになると言われております。带状疱疹は頭部から顔面に突如表れることもあり、目の症状としては角膜炎、結膜炎、ブドウ膜炎など合併症を引き起こすことがあります。重症化すると視力低下へ進んでいくこともあるわけでございます。また、耳の神経からの影響で耳鳴りや難聴、めまいなどを起こすこともあるようで、带状疱疹は様々な合併症を引き起こすことが知られております。現在、50歳以上の方は带状疱疹の予防接種を受けることができますが、予防接種を知らない方もいらっしゃると思います。少しずつ带状疱疹ワクチンで予防するという認知度は高まってきたように思います。その带状疱疹ワクチンですが、50歳以上の方に対する予防として、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチン、これは生ワクチンと比べると予防効果が高く、効果は長時間持続し、免疫が低下している人でも接種できる点が優れているということでもあります。しかし、この带状疱疹ワクチンの接種費用は、不活化ワクチンは1回実は2万2千円ほど高額で、しかも2回接種しなければなりません。带状疱疹の発症率は50歳から上昇し、その後ピークを迎え80歳までに3人に1人が発症すると言われております。全国的にワクチン接種費用については、一部助成が伴った自治体もありますが、本市でも一定の年齢を対象に市民の健康を守るため、費用の助成を検討していただきたいと思いますが、健康福祉部長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成については、昨年6月の市議会定例会におきまして、芥川議員の一般質問に答弁しておりますとおりでありますが、その後の経過及び現在の状況について

御説明いたします。

熊本県内では、長洲町が令和5年度からの助成を検討されています。具体的には、50歳以上の方を対象に、1回につき接種費用の2分の1、上限1万円で2回までの予定です。その他の市町村では助成を始めるところはなく、本市においても、带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく任意接種であることから、現在のところ接種費用の助成の予定はございません。

国の動きとしましては、現在、厚生労働省厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会において定期接種とすることが検討されています。審議経過を見ると、平成30年6月の会議において、引き続き期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされました。具体的には、带状疱疹は感染力が弱く、免疫力が低下したときの再帰感染であること、費用対効果は導入年齢、ワクチンの持続効果によることなどから、定期接種化については引き続き検討を要することとなっています。

市としましては、県内の取組状況を見ながら、まずは国の検討状況を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。带状疱疹にかかった初期の段階で带状疱疹疼痛などの後遺症に悩まされ、苦しめられないためにも、実は私も带状疱疹にかかったことがあります。発症後できるだけ早めに抗ウイルス剤を服用したら早めに治るわけですね、7日ほど服用しますと抗ウイルス薬もありますが、高価な薬で約3割負担で診察料を含めると8千円から1万円ぐらいするんですね。それが効かなかつたら、また新たに別な薬をステロイドの軟膏とそして飲み薬をもらわなくてはいけなくて、带状疱疹にかかったら、やはり結構費用がかかるということをお伝えしておきます。是非ですね、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を前向きに検討していただきたいと思うわけでございます。また、先ほど健康福祉部長から話がありましたが、带状疱疹に関しましては、予防接種啓発のポスターや広告などで注意喚起をしていただいて、市民の皆様に周知をしていただければと思うわけでございます。

続きまして、マイナンバーカードの活用について伺いたいと思います。マイナンバーカードの普及・活用についてお聞きしますが、現在本市では、行政手続のオンライン化に向けた環境整備を進めていますが、その実現に向けて、電子証明書を利用したオンライン上の本人確認が可能となるマイナンバーカードの普及が不可欠だと思います。本市におきましても、令和4年1月1日現在、全体では37.6%、男女でもそれぞれ37%台となっておりました。ちなみに全国の平均41%、男女で平均39.9%となっております。その後国がマイナポイント事業第2弾にしっかりと対応できる体制がスタートし、本市におきましても

早急に整備をし、普及につなげるよう要望しておりました。先月2月でマイナポイントを受け取るだけのマイナンバーカード申請が終了し、ポイント申請が5月まで延長しております。そこでマイナンバーカードの直近の交付件数と交付率について、本市でのマイナンバーカードの活用について、また手続きが便利なマイナンバーカードを活用した証明書自動交付機を市役所本庁舎に設置する予定はあるのかお聞きしたいと思います。市民環境部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、本市における令和5年2月末時点のマイナンバーカードの申請率は72.9%、国の平均は約72.2%となっております。また、本市の交付率は2月末時点で65.1%となっており、2万3,828人の方に交付しております。なお、国の平均は63.5%となっております。

国はマイナンバーカードの活用方法につきまして、令和3年10月から健康保険証としての機能を持たせた、いわゆるマイナ保険証の運用を開始しており、現在使われている健康保険証を令和6年秋に原則廃止する方針を明らかにしております。また、運転免許証や介護保険証とマイナンバーカードを一体化する方針も示しております。

行政手続としては、本年1月4日から児童手当の認定請求や介護保険の申請等が、2月6日からは転出届の提出や転入予約が可能となる引っ越しワンストップサービスが、マイナンバーカードを活用しオンラインでできるようになっております。

このほかにも、自治体独自でマイナンバーカードの活用に取り組む事例があります。

本市におきましては、マイナンバーカードを利用したコンビニにおける各種証明書交付、いわゆるコンビニ交付を平成29年3月から導入しておりますが、令和5年1月4日からは、窓口における交付手数料よりもコンビニ交付の手数料を住民票の写し等については100円、戸籍謄本・抄本については150円減額するサービスを開始しております。

また、先進自治体においては、図書館カードとしての活用や自治体ポイント制度の導入に取り組む事例もあります。

なお、国がマイナンバーカードの普及促進を図るため実施しているマイナポイント第2弾については、マイナンバーカードを2月末までに申請された方が対象となります。このマイナポイントの申込期限は、令和5年5月末まで延長されております。

このため、3月以降にマイナンバーカードの申請をされた方にはマイナポイントは付与されませんが、宇土シティでは3月の土曜・日曜・祝日に、既にマイナンバーカードの交付を受けられた方のマイナポイントの申込み支援と、マイナンバーカードの新たな申請受付を実施しております。今後もマイナンバーカードの申請は継続してできますので、更なる普及促進に努めてまいります。

最後に、市役所本庁舎におけるマイナンバーカードを活用した証明書自動交付機の設置については、先ほど御説明しましたコンビニ交付を推奨しているため、今のところ設置の予定はございません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番，榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。まず、本市における令和5年2月末時点のマイナンバーカードの申請率は72.9%、国の平均は約72.2%となっております。また、本市の交付率は2月末時点で65.1%、2万3,828人の方に交付しているということでございます。申請率が72.9%と1年前に比べると申請件数が上がっており、マイナポイント事業第2弾もしっかりと対応できる体制を早急に整備をしていただき、市民の皆様に分かりやすい対応を行ったおかげだと思っております。今後マイナンバーカードの活用をいかに市民の皆様へ伝え、促進していくかが大切になってくるわけでございます。平成29年3月に導入しておりますマイナンバーカードを利用した各種証明書交付、コンビニ交付でございます。これを開始しているわけでございますが、本市での普及率はたしか10%そこそこだったと思います。熊本市内では30%を超えており、今以上にコンビニ交付を普及していただきたいと思うわけでございます。私も証明書は必ずコンビニ交付を利用させていただきます。時間も慣れますと約3分以内で申請ができますし、1月からは住民票写しですと100円、戸籍謄本・抄本ですと150円も安くなるので利用しないもったいないわけでございます。市民課の窓口でコンビニの交付の説明書等を周知していくということでございます。先ほども言いましたが、庁舎に証明書の自動交付機が備え付けてあれば、その場で機械と接しながら説明ができ、便利であり、このコンビニの交付が増えるのではないかと私は思っています。是非検討していただければと思います。そして、マイナンバーカードの今後の利用としましては、マイナンバーカードを市内の図書館の図書貸出カードに利用することや、市の職員の出勤及び退勤の管理ですね、現在印鑑を毎回押して記帳しているやり方を行っているということですので、このマイナンバーカードを活用したらいかがでしょうか。また、期日前投票や選挙当日の投票受付、また避難所における入退所の事務、また自動交付機を利用した福祉タクシーとか、また本市でははり・きゅうマッサージの施術券などを交付するサービスがありますので、こういうことを検討していただければと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードでの公金受取口座の活用状況について伺います。口座の紐づけはメリットばかりであり、他の多くの振込業務にも活用できるため、本市としても積極的に推進すべきであると思うわけです。口座の紐づけをしても口座の中身を見る必要はなく、心配であれば公金受取口座を一つだけ紐づけするように、新たに専用の口座を開設して

もいいわけでございます。マイナンバーカードの公金受取口座紐づけを積極的に推進していると思っておりますが、公金受取口座の活用状況について伺います。市民環境部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

公金受取口座登録制度とは、マイナンバーカードを取得後に、金融機関にお持ちの預貯金口座を給付金等の受け取りのための口座として任意で登録していただく制度です。

口座を事前に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業が不要になります。

現在、市民保険課では、国民健康保険被保険者の方が出産された際に支給する出産育児一時金、亡くなられた際に喪主の方に支給する葬祭費、後期高齢者の被保険者の方が装具を作られた際に支給する療養費などの申請書提出時や、国民年金の請求書提出時に登録済みの公金受取口座での受け取りを指定することができます。

また国は、子育て関係や介護保険関係など多くの給付業務等において、公金受取口座の活用を促しておりますので、本市においても市民の利便性向上のため公金受取口座の活用を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番，樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。マイナポータルでの公金受取口座の登録は、窓口での書類確認の手間を省くことができ、給付金の迅速な受け取りができるようになるなど、行政運営の効率化にとって非常に優位なものだと考えております。紐づけを積極的に推進していく上で、市民の方の申請書類、口座情報の記入や通帳の提示が不要になることなど、メリットを理解していただくことが重要であるため、多くの方々に登録の上、活用していただければと、そして利便性と安全制をアピールしていただきたいと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、スマートフォン通報システムについて伺いたいと思います。皆さんはNet119を御存じでしょうか。聴覚の障がいでなく、音声の発生による通報が難しい方々を対象としております。このNet119緊急通報システムはどのようなものか、また高齢者にも何らかの形で活用できるのではないかとと思いますが、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、Net119緊急通報システムについてですが、音声による119番通報が困難な

聴覚障がいや言語機能障がいのある方が、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く、全国どこからでも119番通報することができます。

システムを利用するためには事前登録が必要です。操作方法につきましては、アプリを起動し、救急、火事、その他のいずれかを選んだ後、自宅か現在地を選択して通報する仕組みになっており、GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録した住所・氏名などとともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送する仕組みになっております。消防本部が通報を受け付けると文字でやり取りができるチャット画面に切り替わり、詳しい状況を伝えられるようになっております。

本市を管轄する宇城広域連合消防本部は、県内で最初にこのシステムを導入しており、現在の利用登録者数は、管内で23人、うち宇土市在住の方が7人とのことです。また、利用登録ができる方は、聴覚障がいや言語機能障がいの身体障害者手帳をお持ちの方に限ってはおりませんが、あくまで通常の音声による119番通報が困難な聴覚障がいや言語機能障がいのある方が対象となります。

今後は、障がいのある方が、急病や火災の発生など、いざというときに音声通話でなくても、スマートフォンを使用して、自ら通報できるという安心感を得られるよう、宇城広域連合消防本部とも連携しながら、このシステムについて啓発し、登録の促進を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。このNet119緊急通報システムは、発話による119が困難な方のためのサービスでございます。聴覚の障がい者だけではなく、音声の発声による通報が難しい方々を対象としております。緊急時に周囲に健常者がいる場合はすぐに緊急通報の依頼ができますが、通報できる健常者がいない場合は119へ通報することができません。このような場合、Net119緊急通報システムを利用するわけでございます。この緊急通報を受けた消防が、通報者へ身体の状態を問いかれたり、消防が到着するまでの処置を伝えたりするため、チャットによる文字対話を行うことができるわけです。本市を管轄する宇城広域連合消防本部は、県内で最初にこのシステムを導入しているというわけでございます。ただ、宇城広域連合管内で23人、その中の宇土市では7人しか登録されていないということは、まだまだ登録が少ないように私は思うわけでございます。私としては、このすごく便利なNet119、これは高齢者の方たちへの緊急通報にも役に立つのではないかと思ったわけでございます。なぜかと言いますと、車の運転時等で人里離れた場所で自損事故を起こしたり、急に畑仕事をして苦しくなったときに、119に電話、声が出

ないときなどチャット又は一番いいのはGPSが備えてあるので、居場所がすぐ分かるので、何かあったときにはすぐに対応できるかなと思ったわけでございます。こういう部分も是非検討して使えるようになったらいいのかなとすごく思ったところでございます。先ほども言いましたように、障がいのある方や急病や火災の発生など、いざというときに音声通話ではなく、スマートフォンを使用して自ら通報できるという安心感も得られるよう、宇城広域連合消防本部と今一度連携をしていただいて、このシステムについても啓発していただきたいと思うのです。私も半年前にこのことを知ったわけですが、執行部の皆様も御存じでなかった方もいるかもしれません。是非ですね、こういうすばらしいNet119がありますので、啓発していただければと思うわけでございます。

それでは、最後に道路損傷通報システムについて伺います。これは市民の皆様が見つけた市内の道路の舗装や側溝の破損箇所を、スマホなどのICT情報通信技術を使ってレポートしていただくことで、市民と市役所の行政がつながり、解決していく仕組みであります。

「安心・安全で暮らすことができるまち、宇土市」を推進するためにも、是非この道路損傷通報システムを取り入れていただきたいと思うわけでございます。これまでの市民通報は道路に穴が開いている、公園の道具が破損しているといった不具合を市民の方が気づいたとしても、それを市役所職員に伝える方法は、電話若しくは直接市役所の窓口に行くことが主な手段であったわけでございますが、これでは伝えたい情報があっても伝える時間がなかったり、手間が面倒であったり、そして途中でやめてしまう市民の方がいることが想像されるわけでございます。一方で、行政側としては電話などでの通報の場合、該当箇所を聞き取るだけである程度やり取りが必要であるため、職員の時間が取られてしまったりします。そこで近年各自治体で導入が進んでいるのが、この緊急通報システムであります。市民が日常生活の中で見つけた道路の陥没や道路以外での公園の道具が故障しているなどの情報を、宇土市のLINE公式アカウントから写真や位置情報を送信することができ、多くの市民の皆様にご利用いただくことで、道路損傷の素早い把握とより迅速な対応につながってまいります。要望が正確で、そして市の担当課に伝わるようになるわけでございます。また、災害時においても、緊急システムとしても今後生かせるのではないかと思うわけでございます。このスマートフォンアプリのLINEを活用して、その場所を撮影した写真、位置情報を共に市のほうに送信している担当課に送ることができるわけで、このようなことを行っている自治体が今増えております。市民の皆様からの情報提供できるLINEを活用した通報システムの取組ができないのか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市が管理する道路は約508キロメートルあり、維持管理につきましては、シルバー人

材センターに委託し、基本的に土・日・祝日・年末年始を除き、毎日巡回パトロールを行い、道路の損傷等の早期発見に努めているところです。

また、市民や道路利用者等からの通報や国土交通省の道路緊急ダイヤルの情報に対しても、迅速な対応を行っているところです。

今回、御提案がありました市民や道路利用者からのスマートフォン等を活用した通報につきましては、現場写真や位置情報等を提供していただくことで、現場の状況や正確な位置を把握することができ、迅速な対応が可能となると考えています。

一方で、運用に際しては、いろいろな情報が寄せられ、対応に混乱を来すことが想定されます。

現在、熊本県内の本市を除く13市の状況を確認したところ、2市において道路以外の公共施設も併せた通報システムが導入されております。

まずは、導入している他市の状況や課題、費用等の調査を行い、システムの導入の可能性について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。福岡市とか幾つかの自治体で、この全庁的な取組としまして、LINEアカウントを活用して、市民から市に対する市民通報システムに加え、さらに本市でも行っているイベント情報や子育て情報、ごみ収集情報など市から市民への情報発信、LINEのプラットフォーム上で行っております。このSNS双方向性を活用したもので、さらにLINEという利用者が既に多数いるプラットフォームを利用することで、市民の利便性を高めております。加えて災害時に災害報道に切り替わることで、必要情報をプッシュ式で情報発信することが実現しております。また、ツイッターを利用する方法もあるのではないかと私は思っております。拡張機能により通報内容を広く情報共有することができ、また通報者だけではなく第三者からも様々な反応も確認できるため、またコストも安くなるのではないかと思っております。緊急通報システムについて、市長の考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

ただいま建設部長の答弁にもありましたとおり、県内の市の中では、2市においてLINEを利用した通報システムが導入されていると、道路の不具合だけではなく、河川や公園施設などの不具合、水道管の漏水、ごみの不法投棄などが通報できるようになっているということでございます。

また、議員御提案のとおり、大雨や台風などの災害時に道路の冠水状況や公共施設の被災

状況なども通報いただくことで、災害対応に大いに役立つものと考えられます。

これらの通報においては、不具合の状況や位置を電話で伝えるのではなく、写真や位置図のように分かりやすく情報が提供されるため、現場の状況等を詳しく把握することができ、緊急度を判断し迅速な対応が可能になると考えております。非常にメリットが大きいシステムだと思えます。

ただ、先ほど建設部長が答弁しました内容にも被りますけれども、大きい災害になればなるほど大量の情報が寄せられるということは、もう当然のことだと思えます。一番怖いのはそれによって受け手側である市役所が動けなくなることです。情報は、有益な情報、少しの情報であるならば対応できますが、大量の情報が一遍に来てその情報に対する対応を、結構あるのがですね、あれはどうなったというようなことが頻繁に問い合わせられると、もう役所は災害対応どころではなくなるわけでごさいます、そういう意味ではいろいろな状況を想定して、役所側としても準備をしないと簡単に入れられるシステムでもないということも言えるのかなと思えます。ただ、内容は非常にいいことごさいますので、これについては、まずは先進自治体の事例の研究や課題の整理を行って、通報システムの導入について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。この道路通報システム、まずはその道路の損傷だけでも最初開始していただけないでしょうか。そういうことで、いろんな問題点も出てくるかと思えます。是非ですね、安心・安全なまちづくりのためにも、この緊急通報システムの構築を是非やっていただけるようお願いをして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

午後0時12分休憩

午後1時13分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

8番、西田和徳君。

○8番（西田和徳君） それでは質問に入りますけど、宇土市政会「志」の西田でございます。まず一番目に、住吉海岸公園について。公園内の今後の取組についてお伺いいたしますが、

今、長部田海床路に来訪者の方が増えまして、また昨年7月には、人気漫画ONE PIECEのキャラクター、ジンベエ像の設置に伴い、一層増加している状況でございます。現在建設中の直売所の概要と、今後の住吉海岸の整備計画についてお聞きしたいと思います。経済部長をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、住吉海岸公園内に現在建設中の直売所については、住吉漁業協同組合とカネリョウ海藻株式会社との共同により、本市の水産業に寄与することを目的に、地元産物を取扱う直売所として建設されております。

直売所の概要としましては、構造は鉄骨造平屋建てで、店舗部の建築面積が約190平方メートル、2階展望所部の建築面積が約78平方メートルとなっております。この直売所内では、本市の主な水産物である、海苔や貝類などの地産品コーナーや焼き海苔の焙煎室も設けられ、また、そのほか本市の特産品や農産物なども販売される予定となっております。

また、2階展望所部においては、来訪者が気軽に有明海や長部田海床路などを眺望できるポイントとして、店舗部と併せて建設中であります。完成予定といたしましては、今年の5月上旬頃を見込まれております。

本市としても、漁業及び観光振興、さらには雇用促進にもつながると期待をしているところでございます。

次に、住吉海岸公園の整備計画につきましては、御案内のとおり、先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、本公園は、近年観光名所となっている長部田海床路があり、また、昨年7月には、人気漫画ONE PIECEのキャラクターであるジンベエの銅像が設置され、多くの観光客が訪れる場所となっております。

今後は、直売所ができることで、さらに観光客の増加が見込まれますことから、本市としましては西部地区の活性化を図るため、住吉海岸公園の一体的な整備を計画しております。この計画の主な整備内容としましては、駐車場の増設や公園内の照明施設の増設、またキッチンカースペース等の確保なども計画しており、令和5年度中の完成を目指しております。

なお、本公園近くには、漁業者専用道路の長部田海床路もありますので、引き続き、漁業者が長部田海床路を通行する際に、観光客とトラブル等が発生しないよう交通誘導員を配置するなど、住吉漁協との連携もこれまで以上に強めるとともに、観光客の受け入れの形を模索していきたいと考えております。

今後、本市としましては、本公園を一体的に整備することで、住吉地区のより良い活性化につながるよう、漁業と観光の共存共栄を積極的に図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） 詳しい説明ありがとうございました。この直売所ができるに当たり、事業者も海苔が始まって、観光客の皆さんたちがものすごく多かったときでした。海床路を歩くたびに後ろからトラックが来て散らばって歩くというふうに、クラクションを鳴らしてもよけてくれない。非常に苦情が出て、それだったら売店とかを作ったら、なおさらお客さんが来るのではないかというような声がたくさんありまして、漁業者からは非常に反対された部分もありました。でも、やはりこれだけの観光客が来られる中で、あそこに売店もなければ何もなければ、観光にもつながらないと、1回来たらもう2回目はないと、そういったふうにならないように、せっかくあれだけ今お客さんが来ているんだから、何とか観光で漁業者の皆さんに話し合いをし、どうか観光にこれから力を入れられるよう、みんなをそれで漁業のアサリやハマグリ、魚といったようなものが売れるようになれば、また一つのビジネスが生まれるのではないか、いろいろみんなで漁業者の人たちと考えていきたいと思います。ということで、何とかですね、こういう売店を作ろうという漁業者も今喜んでいてところではないかなというふうに私も思っています。今回また駐車場の増設に伴い、キッチンカーのスペース等を確保される計画であるということです。今、私のところにも結構業者の方もいらっしゃいますが、個人の方、何とかあそこで売ることができないかという相談が今もう何件も来ています。そういうスペースを作っていただいて、土日はそういったもので非常ににぎわえば、西部地域の活性化にもつながるので、雇用にもつながるといふふうに思います。しかし今、ジンベエ像と今カネリョウさんが作られている鉄骨の状態でもジンベエ像にも上ったり、鉄骨にも上ったりして写真を撮っていると。そしてまた、観光客ではないと思うんですけど、隣は港なので船が止まっております。ガソリンの盗難も相次いでありました。そういった今状況なので、今回売店を作られて人が多くなれば、また夜も明かりが欲しいなど、結構明かりがないと自由に若い人たちが動いて、私もガソリンの盗難があったとき、3日続けて海床路のところに車を止めて、友人と二人で何かないかなということであつと3日間行ったんですよ。そしたら県外の車でした。潮が引いているものですから、海床路にぎあつと入って行って、私たちが待ってたらいつまでも来ないんですよ。Uターンして来ていたんですけど、近くまで来て来ないものだから呼びに行って「ここは塩水だから入らないほうがいいよ。」と「ここはもう禁止されているんだから。」ということで、「ああ、そうですか。」という、夜はもうやりたい放題というような状況でありますので、よかったら明かりをですね、ジンベエ像のところや売店のところは明かりが欲しいなというふうに思います。そういった方たちがいらっしゃるの、誘導員の方も大変だとは思いますが、漁業者も一生懸命協力して、観光に共存共栄を図り、西部地区の観光、雇用に一生懸命やりますので、これから西部地区にとっては最大のチャンスだといふふうに思っていますので、どうか御協力のほどよろしく

お願いします。

次の質問に入ります。信号機設置についてでございますが、昨年7月、ジンベエ像が設置されて以前より観光客が増加して、今年5月にカネリョウ海藻が住吉漁協と共同でオープンすれば、またこれまで以上に観光客が見込まれます。その中で国道57号ですが、観光客の中にはJRから歩いて海岸公園に向かう方たちがおられます。安全確保のため、地元区からも要望があっていると思いますけど、長部田から出る、そして港に入る、あそこの横断歩道に押しボタン式の信号が設置できないかというような思いで今回お尋ねします。市民環境部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、国道57号を長部田地区の集落方面から長部田漁港方面へ横断する場合、踏切付近にある横断歩道を利用することとなります。

この横断歩道は、地元行政区からの要望により設置されたものでございますが、信号機が設置されていないため、交通量の多い国道を横断する際には細心の注意が必要となります。

このため地元行政区からは、押しボタン式信号機の設置についての要望がっており、現在警察及び国土交通省に対して市から要望を行っているところでございます。

住吉海岸公園にジンベエ像が設置されたことに伴い、住吉駅から徒歩で住吉海岸公園へ向かう観光客が増加していることもあり、今後も引き続き、警察及び国土交通省に対し信号機設置の要望を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。漁業者も長部田の方々も観光客の皆様も、出入りに非常に危険な状況であると思います。長部田の方々にはですね、ちょっと「この国道57号に出るときどんなですか。」と言ったら、やはり「非常に危険なときが何度もあった。」と、「今は特に車が多い。」と、「何とか信号を付けてくれないか。」ということを再三言われましたので、今回の質問になりました。私も長部田海床路がこれだけにぎわえば、事故が多発しても遅いので、引き続きですね、警察と国土交通省に対して押しボタン式の信号の設置を強く要望して、一日でも早くできるようお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。次は北部農免道路について、令和4年6月30日に全面開通した北部農免道路から国道57号へ接続する交差点において、片側一車線であることから、右折だけでなく左折もできない。また、この交差点を通るとき、高齢者の方々も「非常に怖くて出入りができない。押しボタン式の信号があるけど、押しに行っても車に帰って来ても間に合わない。」と、「もうこの交差点は使いたくない。」と、「ほかの交差点を使っている。」

というふうに言われる方が多くあります。それに加え、非常に今国道57号が渋滞しておりますので、出にくいいため、国道57号に出るほうも渋滞してしまっているというような状況でございます。これから事故も予想されるため、感应式の信号に変更できないか、市民環境部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

北部農免道路は、県が宇土北部地区農道整備事業として、走潟町の国道501号から住吉町の国道57号に接続する事業延長約5.8キロメートルの事業で、昭和55年度から始まり、令和4年6月30日に全線開通しております。

御質問の北部農免道路から国道57号に接続する交差点の協議については、熊本県が主体となり、国土交通省、熊本県警察本部、本市の4者で協議を行い、交差点をコンパクト化し押しボタン式の信号機を設置した現在の交差点の形に至っております。

供用開始後、国道57号に接続する北部農免道路では、天草方面へ右折する自動車でも慢性的な渋滞が発生しております。また、国道に接続する車線が片側1車線であることから、右折だけでなく、左折する自動車もスムーズに進行できないことが、更なる渋滞の原因となっております。

このような現状を受けて、市としましては交差点付近の渋滞解消及び市民の安全性確保のため、左折専用レーンや感应式信号機の設置について、関係機関と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。信号機設置は非常に難しいというふうに認識はしておりますが、これだけ近くに5月の連休や夏場にかけては国道57号は多く通りますし、また鯨鯨方面から中村方面へ入る方々も非常に苦慮しておられますので、市民の安全確保のため、感应式信号機設置をできるよう関係機関と協議をしていただき、早期の実現をお願いしまして、次の質問に入ります。

3番目は熊本県アサリ貝について。今後の国・県・市、令和5年度の取組についてお伺いいたします。アサリ貝の漁獲量が激減して厳しい状況が続く中、資源回復に向けた毎年事業の継続をしていただき、誠にありがとうございます。そこで、令和5年度の国・県・市の事業をお尋ねしたいと思います。経済部長をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、国の事業として、水産多面的機能発揮対策事業がございます。この事業は、漁業者

等が行う水産業・漁村の持つ多面的機能発揮に資する活動に対して、交付金が支払われる事業となります。

本事業の今年度の取組状況としましては、干潟の地域資源の維持・回復を目的に、住吉漁協では漁場耕うんやアサリ貝の天敵であるツメタガイの駆除を実施され、網田漁協におきましても住吉漁協と同様の取組が実施され、ほかにも、ラッセル袋等を用いたアサリ貝の増殖試験も実施されております。

両漁協ともに、令和5年度も同交付金を活用して、同様の事業を行うことを予定されております。

次に、県の事業としては、アサリ貝の産地偽装問題が発覚したことを受け、熊本県産あさりを守り育てる条例が昨年9月1日付けで施行され、その条例で指定された、あさり資源育成促進区域内における資源回復の取組がございます。この取組内容としましては、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した、被覆網等の資材費補助を検討されております。

また、県の事業として、水産基盤整備交付金事業がございます。この事業は、漁業生産活動の向上と水産資源の回復・増大を目的に交付金が支払われる事業であり、本市もその事業に対して上乗せ補助を行っております。本事業の今年度の取組状況としましては、住吉漁協では、アサリ貝の天敵であるナルトビエイの駆除を実施され、網田漁協では、アサリの稚貝の着定を促進するラッセル袋等の設置に加え、カキ養殖用のバスケットにラッセル袋内の稚貝を移設し、増殖状況を確認する試験も実施されております。

両漁協ともに、令和5年度も同交付金を活用して、同様の事業を行うことを予定されております。

さらに、これらの取組以外でも、毎年、県において、住吉・網田の漁場でアサリ稚貝の分布量把握調査を実施し、その結果を基に資源回復の手法等について両漁協に伝えており、資源回復に大きく寄与しているところであります。本市も県が実施しております同調査に同行し、土壌や稚貝のサンプルの回収等を行っております。

これからも、県及び両漁協と連携し、効果的なアサリ貝の回復手法などについて研究・推進を積極的に行うとともに、漁場保全に対する整備補助や増殖支援を継続的に実施し、アサリ貝の産地復活を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。国・県・市の取組は分かりました。引き続き支援の継続をお願いいたします。先週でしたか、アサリ貝の調査に五、六名で住吉漁協も行って、稚貝は結構産まれてはいる、毎年稚貝は産まれるんですけど、なかなか成貝までいかない。3月の次の潮から、アサリの解禁で、行く人はというふうに申し込まないといけな

いんですよね、漁連に報告しないといけないものですから。申込みが何件あったかと聞いたらゼロと言っていました。それぐらいちょっととまらないのではないかなと。もう3月ですから、本来だったらもうアサリがおいしい季節が始まりますので、獲れなければいけないんですけど、まだまだちょっと時間がかかるのかなと、いろいろな事業をしていただいで非常にアサリ貝も産まれてはいるのですが、なかなか食害にも遭うのは遭っていると思うんですよ。エイは水温が低いときはもういませんで、あとはもう今だったらカモメ被害ばかりですね。ほとんどがカモメ被害であろうというふうに思います。その中でもまた今度答弁にもありましたように、昨年9月施行された条例で、あさり資源回復の取組として、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した被覆網等の資材費補助を検討されているとのことですが、是非こういうのをやっていただいで、何とかアサリが成貝までになるようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします

2番目に入ります。アサリ貝の今後の流通状況について、アサリ貝の産地偽装問題による緊急出荷停止を受け、今まで県が行った取組と、今後のアサリ貝の流通方法についてお尋ねをいたします。経済部長にお願いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

熊本県においては、アサリ貝の産地偽装問題の発覚を受け、熊本県産天然アサリ貝の緊急出荷停止を昨年2月8日から約2か月間実施され、産地偽装の根絶に向けて、県漁連及び各漁協などとともにとり組を実施されました。

その主な取組としては、風評被害の防止に向けた積極的な広報活動、産地偽装110番による疑義情報の収集、産地偽装対策の徹底に向けた国への要望活動、熊本県産あさりブランド再生協議会の設置などが行われました。

これらの取組の一つである熊本県産あさりブランド再生協議会においては、産地偽装を防ぐ、熊本モデルの流通販売の仕組みづくりが協議され、出荷から販売までの数量及び流通の追跡、DNA検査による流通監視体制の構築、さらに産地が保証された県産アサリ貝の販売店の認証制度の創設が行われました。昨年4月から5月の第1ステージとして、販売協力店を限定して試行的にアサリ貝の販売が実施されております。

次に、昨年6月以降は第2ステージとして、販売協力店を増やしながら、ただいま申し上げました第1ステージの仕組みをベースとして、産地証明のデータベースを構築し、また、QRコードを活用して、流通段階での県漁連や県の監視体制の強化が図られております。また、漁業者からの共販外流通いわゆる直接販売についても、県によるDNA検査及び漁協への報告を実施し、報告に基づき各漁協で数量等を把握した上でQRコードを発行し販売されております。なお、本市の両漁協も昨年4月12日の水揚げ再開から11月4日までに、合

計で約28トンのアサリ貝を出荷されております。

なお、現在、販売協力店は関西地方まで拡大しており、先月の17日時点で963店舗となっております。

この熊本県産あさりブランド再生協議会においては、先月の20日に最終となる第6回目の協議会が開催され、産地偽装抑制のための仕組みづくりや熊本県産のブランド力向上の取組の検証実施などを漁業者、販売事業者、学識経験者、弁護士等で協議がなされております。その中で、今後も3原則である産地偽装アサリの一掃、徹底的な調査・取締り、純粋な県産アサリの流通戦略を徹底し、関東方面などへの全国的なアサリ貝の流通を目指しております。

本市としましても、県産アサリ貝のブランド力向上及び産地復活を目指し、資源回復に向けた取組などを本市のホームページなどに掲載するなど、県産アサリ貝を全国に向けて発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。この第1ステージ、第2ステージ、販売店を第1ステージでは限定している、そしてまた第2ステージでは協力店を増やし、QRコードなどを活用し、流通段階での県漁連や県の監視体制の下やられるとのこと。今、各漁協がアサリを獲って漁連に出荷する、そして入札業者がいる。この入札業者の中にも養殖をやっている業者ばかりと、その中でDNA鑑定をするというふうに言われておりますけれども、漁業者が獲るのは地場のところで獲ったものだから、全然そのDNA鑑定をする必要はないのではないかと、なぜ県はしないといけないのか。養殖で揚げたのはちゃんと中国産という提示ができれば、わざわざDNA鑑定をする必要はない。だから、私が言いたいのはこの中で、共販外流通いわば漁業者が直接販売できる、これを是非やっていただきたいのですが、なぜかという、今度売店が長部田にできる、漁業者が直接売れないと、今の状況だったらアサリ貝を獲ってきても販売所に出すことはできない。漁業者が獲ってきたものを県がDNA鑑定をして、そしてその後漁協へ申請して漁協からシールを頂いてそれから売ると。生ものですよ、アサリ貝一日、二日しかもたないものを、そんなことをやっていたら夏場なんて多分もう売れなくなるのではないかと。自分ところの土地で獲ったものを、わざわざDNA鑑定をしなければいけないというその理由がよく分からないんですけど、私としてはですね。一昨日も漁協に行ってちょっと話して、漁業者が獲ってきたものはDNA鑑定をする必要はないのではないかと、直接漁協に数量を言って、今日は1ネット獲って来ました。これを地場の熊本産と認定してくださいと、数量が分かればそれを販売所に持って行って売ればいいのではないかと、そういうシステムができないのですかと言ったら、どうしてもDNA鑑定をしなくてはいけないというみたいでございしますが、この辺を県に、直接売れるようなシス

テムをつくってくれということに要望していただけないだろうかというふうに思います。実際考えて、今アサリ貝のことだけですけれど、ハマグリも別に共販をやっているんですけど、共販に出さないなら出さなくてもいい、共販をやっている組合とやっていない組合がありますので、個別に販売するんです。アサリ貝もそれでいいのではないのかというふうな思いでいるんですけど、アサリ貝だけは今なんか中国貝が出ていますので、産地偽装ですね。結局、誰が一番損をするかと、もう漁業者だけなんですよね。それを食べている消費者の皆さんですよ。一番入札業者側をちゃんとさせれば、偽装問題はなくなるというふうに思いますけれど、これだけ県がDNA鑑定をしたり検査したりしても、絶対また出てくると、もういつまで続くか分からない、必ず出てくると私は思います。その辺ちょっと共販外流通ができるように直接販売ができるように、県のほうにもちょっと尋ねていただきたいというふうに、漁協のほうにもちょっと強く言って、県漁連にも言っていただくように話しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。4番目に海苔事業について。今回突風被害による施設の撤去等支援策について。私が質問に当たる前に、福田議員、中野議員もこれを取り上げておられましたので、3人で話して、じゃあ、お前が漁業者だからお前がやれということだったものですから、代表してやらせていただきます。よろしくお願いいたします。令和5年1月24日から25日未明に発生した強風災害で、海苔網や支柱被害があり、住吉漁協では4,724万円、網田漁協では1億143万円、市全体で1億4,867万円という報告がありました。これはちょうど風が終わって、海苔の養殖はどうなっているかと、もう自分の同級生もやっているのでもっとどうだったかと聞いたら、「もう見られん。もうヤケ酒を飲んでる、もう今年は終わりだ。」と。突風でかき混ぜたんでしょうね、残っている海苔の色が悪くなくて。だったら残っている海苔を全部ちぎるようにしたらどうかと言って、それからもうどんどんちぎって、最終的にはですね、今年度が枚数からいくと、住吉漁協が去年は6,100万枚だったのですが、今年は3,800万枚、パーセントから言ったら62%なんですけれど、金額から言えば非常にどこでも獲れていなかったもので、金額がよくて、昨年よりも102%アップの状態です。金額で言うとですね。網田漁協が去年が約9,900万枚、今年が6,500万枚、昨年と比べたら約66%で、金額から言えば114%アップしているというふうに聞いております。そういった中でも、被害があったということで私たちは1月27日に、網津網田地区活性化議員連盟で市長のほうに時間を取っていただき、要望書を提出させていただきました。1月31日付けで宇土市漁業者緊急支援事業補助金という形で、いち早く創設していただき本当にありがとうございました。これを基に、県もいろんな動きがあったというふうに思います。今回県のほうから支援として、壊れた海苔網や支柱に関して、台船を活用して陸揚げの費用とか網の洗浄だとか、いろいろそういう補助をいただく

いう形になっていると思いますが、もう住吉・網田両漁協は、個人個人で今も網を揚げられている状況です。それとか話し合いながら共同で撤去作業を行っているというふうに聞いております。もうほぼ8回で入札は終わりだったと、大体10回あるんですけど、もう終わりではないかなと。昨日ちょっと漁協に海苔を見に行っただのですが、もうちょっと海苔ではないような海苔ができていたので、もう終わりではないかなというふうに思います。補助の支援があるかと思いますが、それに今度は撤去した網と支柱の処分が、漁業者にとっては多大なる負担になります。売上げは本当に良かったんですけど、これのまた処分に対してもそして資材の購入に対しても、非常に枚数にしても本数にしても、個人個人結構注文をしていたというふうに聞いています。何とかこの処分に対して補助ができないか、資材の購入費用に対して支援ができないか、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、被害の概要についてですが、今年1月24日から25日未明の強烈な寒波による強風の影響で、海苔養殖業で使用する海苔網や支柱などが破損する大きな被害がっております。2月末時点の海苔網や支柱など養殖施設の被害額は、先ほど議員がおっしゃいましたが、住吉漁協分で4,724万円、網田漁協分で1億143万円となり、宇土市全体では1億4,867万円と報告を受けております。

この被害を受け、1月27日に網津網田地区活性化議員連盟から、いち早く支援に関する要望書が本市へ提出されております。本市としましては、被害への早急な支援が必要と考え、1月31日付けで、令和5年1月海苔養殖漁場風波被害に伴う宇土市漁業者緊急支援事業補助金を創設しております。

この支援内容としましては、被害を受けた市内の海苔漁業者への支援として、被害復旧のために要した経費に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、1日の作業に係る一人当たりの人件費の2分の1で、上限5千円を補助するものをしております。また、1漁業経営体に係る補助金は15万円を限度とし、各漁協へ補助金を交付するものでございます。対象期間としては、早急な修復及び撤去があることから、被害があった翌日の1月25日から2月末までとし、事業費は915万円を見込んでおります。

次に、県の支援としましては、被害を受けた海苔網を放置した場合、漁場であかぐされ病が発生し、周辺の花養殖漁場へ拡散する恐れがあることから、漁場環境の保全を目的とした支援を2月16日付けで決定されております。

この支援内容としましては、台船等を活用した海上での海苔網等の回収、陸揚げ費用や各漁協が管理する仮置場までの運搬費用、また、仮置場での海苔網洗浄剤や臭気対策などの費用が補助対象経費とされ、事業主体である県漁連に対して県が定額で補助する支援でありま

して、事業費は2,000万円を見込まれています。また、被害を受けた海苔網等は今月中旬までに陸揚げされ、事業完了は今年度内を予定されております。

今後につきましては、撤去した海苔網等の処分方法をどうすべきかなどの大きな課題があります。塩分が付着している海苔網等の処分については、県内に数件受け入れが可能な民間処分場がありますが、処分する際にはやはり海苔網等に付着している塩分を除去してから処分を行う必要があるなど、処分方法について円滑に処理が進むよう、引き続き、両漁協と連携を図り、民間処分場と調整を行ってまいりたいと考えております。

また、処分方法については、被害に遭った荒尾市、長洲町、玉名市、熊本市も同様の課題がありますので、関係市町とも十分に連携を図りながら、早急な支援策を検討してまいります。

今後、次期作につながる資材費等への支援についても、国・県に対して、強く要望を行い、検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。海苔網等・支柱の処分、どうか支援をいただきたいというふうに思います。また次期作につながる資材費等へも支援を強く要望いたします。そしてまた、この件については先ほども言いましたけれども、網津網田地区活性化議員連盟で今協議中であります。また、市長に要望に行きたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次の質問に入ります。共同乾燥施設増設について、増設には早いところでございますが、今年はちょっと枚数が余り出なかったというふうには思いますが、今年から稼働した住吉漁協の海苔共同乾燥施設の現状と、今後の海苔共同乾燥施設の増設への支援についてお尋ねをいたします。経済部長にお願いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、住吉漁協海苔共同乾燥施設の現状についてお答えします。

本施設は、昨年9月に住吉漁業協同組合と株式会社伊藤海苔機械により総事業費1億5千万円で建設された施設で、24時間無人稼働の全自動製造機が1台導入されております。また、生産能力は、1時間に8千枚から9千枚の乾海苔を製造することが可能となっております。現在、この施設の利用戸数は、常時利用が3戸、個人乾燥機との併用が3戸で、合計6戸の海苔漁業者が利用されている状況です。

今期の利用状況としましては、昨年11月下旬から稼働されており、常時利用3戸の先月28日現在の総製造枚数は460万枚で、住吉漁協全体の約12%となっております。また、昨年12月7日の第1回入札から、先月28日の第7回入札までの常時利用3戸の平均単価

においては、1枚当たり19円98銭と、住吉漁協全体の平均単価19円73銭を上回っており、漁業者の労働環境改善及び海苔の品質向上に寄与されている状況でございます。

次に、今後の海苔共同乾燥施設の増設への支援についてお答えいたします。

海苔共同乾燥施設は、今後も、持続的な海苔養殖業の振興には必要不可欠な施設であり、住吉漁協の漁業者のみならず、網田漁協の漁業者からも施設等の整備計画についての相談等も考えられますので、本市としましても漁港区域内の施設用地の確保や事業支援などに積極的に取り組む必要があると考えております。なお、昨年、住吉漁協海苔共同乾燥施設が整備されましたが、もう一棟増設を予定されておられますので、隣接した場所を確保している状況でございます。

今後、新たな施設整備計画がある場合、本市では宇土市企業振興促進条例に基づき、産業の振興と雇用の拡大を図る施設等に対して、税の優遇措置もありますので、施設整備に関する相談に対しては、地元漁協と設置場所の選定等を十分に協議・検討し、活用可能な支援策等を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君。

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。私も議員になってこの共同乾燥に非常に興味を持ち、どうか共同乾燥施設を造ってくださいということで、一般質問をさせていただいたことが何度かありますが、思ったのが、長洲のほうに1回視察をさせていただいて、あそこも1棟しかなかったんです。5水槽あって3戸が管理されていて、どうでしたかと聞いたら、もう4円ぐらい上がりましたと、そしたら家で乾燥する代金は出ましたと。わあ、これはいいなと、これはもう非常にやりたくなってきて、これは必要ではないかなと。今回住吉漁協に入って、若干ではございましたけどやはり共同乾燥、海苔が一定で揃うという部分、同じ海苔ができるというところで、単価も上がるのではないだろうかというふうに思います。今、何かもう1棟増設を考えているということで非常にうれしく思います。海苔業者も年々減っています。もう住吉より網田のほうが著しく減っています。私が議員になったときは、たしか54件ぐらいあったのではなかったかなというふうに思うわけです。今はもう33件ぐらいではないかなと。住吉は28件ぐらいでしたか、5件ぐらいの差ではなかったと思うんですね。住吉が1件1件ぐらい、もう網田は四、五件ずつ一度に辞められると、非常に残念な思いでございます。こういった共同乾燥があれば、やはり乾燥機を買い替えること、その機械がなければですね、漁業だけ取り組めば、一年でも長くやれるというふうに思いますので、今後も増設をしていただくその支援を、何とか市のほうでやっていただければというふうに思います。是非、網田のほうにも網田の漁業者の皆さんにも必要だということであれば、是非増設のほうに新設のほうにも、いろんな支援をいただければと、一年でも長くで

きることを願いまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。2時10分から再開いたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午後2時03分休憩

午後2時08分再開

-----○-----

- 議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん。

- 4番（浦本晴美さん） こんにちは。浦本晴美です。よろしく願いいたします。では早速質問に入らせていただきます。

高齢者の健康寿命を延ばすための認知症予防・介護予防の環境づくりと取組について質問をさせていただきます。まず、高齢者の認知症・介護予防に対する意識についてです。仕事柄、高齢者の方々と触れ合う機会の多い私ですが、最近老人福祉センターを利用される方、老人クラブの会員さんらを見て、認知症予防、介護予防に対する意識が高くなっておられると感じています。宇土市における65歳以上の人口を、高齢者支援課にお尋ねしましたところ、令和5年2月末現在でお答えくださいました。男性が4,812人、女性が6,291人、合計の1万1,103人です。本市の高齢化率は30.4%です。実際、65歳以上の高齢者で認知症・介護予防活動や地域活動に積極的に参加されている方の割合と、閉じこもりがちな方の割合は一体どのくらいでしょうか。健康福祉部長にお尋ねいたします。

- 議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

- 健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

健康寿命とは、日常生活を制限されず健康に生活できる期間のことで、この期間を延ばし、平均寿命との差を縮めることが課題となっております。このため、2019年に策定された国の健康寿命延伸プランでは、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸することを目指し、介護予防・フレイル対策と認知症予防が掲げられ、認知症予防や介護予防活動を行う通いの場の更なる拡充と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、地域ぐるみで健康づくりを進めることが必要であるとされています。

そのため本市におきましても、新たな通いの場を昨年度は3か所、今年度は4か所開設し、市の健康づくり課が行う保健事業と連携して、健康教育に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響で、参加者数はコロナ禍前の6割程度となっておりますが、令和4年10月末現在、68か所で延べ1,983人、ひと月当たり約280人が利用されています。

ほかにも、通いの場を運営する介護予防サポーターや、認知症を正しく理解し認知症の方やその御家族を応援する認知症サポーターなどのボランティアを養成し、地域住民同士が支え合い、地域活動に参加する仕組みづくりやシルバー人材センター、老人福祉センター、老人クラブ連合会と連携した高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進してまいりました。

また、今年度から新たに、老人福祉センターにおいて、老人クラブ連合会の主催により、今注目されている、eスポーツによる認知症予防トレーニングや、熊本保健科学大学、地域リハビリテーション広域支援センターなどの専門機関と連携した健康づくり事業がスタートしており、高齢者の介護予防・認知症予防に対する意識や地域活動への関心が高まっていると実感しています。

次に地域活動については、市が令和元年度に65歳以上の要介護認定を受けていない、健康な方を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、地域活動への参加状況について、最も多かったのは、趣味関係のグループで25%、次いで町内会・自治会が24.9%、収入のある仕事で20.8%。お元気クラブなどの通いの場は12.2%、老人クラブは10.3%でした。

また、健康づくり活動や趣味等のグループ活動により、地域づくりに参加してみたいか尋ねたところ、「参加したい・参加してもよい」と回答した方は48.4%と約半数いらっしゃる事が分かり、地域活動への関心の高さがうかがえます。一方で、「ほとんど外出しない、外出は週1回」と回答された閉じこもりがちの方は17.8%で、年齢が高くなるにしたがいその割合が高くなり、また西部地域の方の割合が高いため、通いの場の西部地域への設置について、重点的に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御回答ありがとうございます。健康寿命と平均寿命の差を縮めることは、よりよい人生を歩むためにも必要なことではないでしょうか。高齢者に関わる保健事業と介護事業の一体的実施で、更なる健康教育にお取組をお願いいたします。また、65歳以上の方で介護認定を受けておられる方は約18%と聞いております。約8割の健康な方々の日常生活が気になり、今回お尋ねをしてみました。また、健康な方々へのニーズ調査も報告をいただき、ありがとうございます。この情報提供により地域活動への参加状況が具体的に分かりました。地域づくりに参加してみたい、してもよいと答えられた方が約半数いらっしゃるということは、大変心強いことだと感じております。また、その中で閉じこもりがちの方が17.8%いらっしゃるのと、年齢が上がれば、その割合も高くなります。早い段階で外とのつながりを持てるような関わりを、誰がどのように行っていくのか。関係する機関と協議をしていく必要があると思います。

続きまして、次の質問に移ります。次の質問は、高齢者に対してのデジタル支援そして環境づくりについてです。平成30年4月に建て替わった老人福祉センターですが、コロナウイルスの影響で利用者が減少しておりました。しかし、最近ではwithコロナが定着したこともあり、月に約700人程度の利用がっております。センターでは現在、フラダンス、囲碁、編み物などの七つのクラブ活動が開催されており、参加される方々は大変生き生きとされています。好きなことに取り組むということは生きがいづくりにもつながります。タブレットで写真を紹介しております。御覧いただきながらお聞きください。センターを利用される方とお話をいたしますと、老人福祉センターという名称に抵抗があるとおっしゃる方がいらっしゃいます。今の高齢者の方は大変お若いです。老人という表現は時代の流れからして、どうもそぐわないように感じております。新しく高齢者の仲間入りをされる方が増えてきています。その方々が利用しやすいように、下げられるハードルは下げてもよいのでしょうか。県内自治体の建物も愛称で呼ばれているところが増えているのは皆さんも御存じのところではないでしょうか。高齢者のつどいの場である老人福祉センターをより活性化するために、まず建物に親しみやすい愛称を付けてはどうでしょうか。また、高齢者に対してのデジタル支援の場として環境整備を進めていただけないか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

宇土市老人福祉センターは、老人福祉法に基づき、高齢者からの各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を、総合的に供与することを目的とした施設です。宇土地区と網田地区の2か所に設置し、平成18年度からは指定管理制度を導入し、管理運営を行っております。平成28年の熊本地震では、宇土地区の老人福祉センターが被災したため建て替え工事を行い、平成30年4月から現在の建物となっております。

老人福祉センターは、地域の方々や地域住民同士のふれあい、つながりを大切に、健やかな生活ができるように、個人利用者は憩いの場として、趣味の会や老人クラブは活動の拠点として利用されています。また、関係機関と協力して介護予防などの講座や様々な啓発活動を行うほか、送迎や入浴のサービスも行っており、御自宅での入浴に不安をお持ちの方の不安解消や閉じこもり防止にもつながっています。このことから、老人福祉センターは、高齢者の地域活動の場であり、居場所としての機能と効果があると考えられます。

一方で、利用者の減少や固定化などの課題に加え、開設された当時の昭和40年代と現在とでは、社会情勢が大きく変化し、高齢者の価値観も多様化しておりますので、支援する目的や内容も見直していく必要があります。このことから、老人福祉センターという名称につ

きましては、平均寿命が延び、多くの高齢者が元気に活躍される現在、「老人」という言葉に抵抗感を持つ高齢者が増えているようですので、他の自治体で公募や投票などで愛称を採用された事例を参考に、本市においても愛称採用に向けた準備を進めてまいります。

また、高齢者に対してのデジタル活用支援の場としても、老人福祉センターにおいて老人クラブ連合会の協力のもと、eスポーツによる認知症予防トレーニングのほか、高齢者がデジタル化から取り残されないように、スマートフォンの使い方を学ぶ講習会が開催されています。今後も、関係部署と連携し高齢者のデジタル活用に係る支援を継続するための人材確保と環境整備に努め、施設の利用者拡充を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございます。健康福祉部長がおっしゃいますように、社会情勢の変化、価値観も多様化しています。当然求められるニーズも変化していると思います。これから高齢者の方々が認知症にならず、寝たきりにならず、頭、体、心のバランスを取りながら、健康寿命を延ばしていかれることを切に願っております。先ほども申し上げましたが、宇土市の高齢化率も30.4%となっております。高齢者の数はどんどん増えていきます。これは誰にも止められないことです。だったらどうするか。まず高齢者の方々が気持ちよく足を運べる老人福祉センターを目指していただければと思います。また、デジタル支援については、現在、センター利用者の方からWi-Fi環境を整えてほしいとの意見も出始めております。高齢者がデジタル社会に追いつくために、今年度は老人クラブ連合会と老人福祉センターが連携し、eスポーツで認知機能向上のためのつながる広場を開催、また、パソコンを設置し、検索コーナーを設け、少しずつ環境が整えつつあります。タブレットの写真を御覧ください。eスポーツの取組は、老人クラブが中心となり、老人福祉センターと行政と共に手を携えて行っております。高齢者の方の注意力向上が期待されており、参加された方で生活の質が向上された方がおられました。来年度は、西部老人福祉センターでもこの取組を予定しております。高齢者が自分の居場所をつくり、仲間と共に元気に地域活動、趣味の活動などに取り組んでいくためには、誰かのサポートが必要です。「誰一人取り残さない」を目指し、行政、議会、市民の皆さんと手を取り合って、どこよりも元気な高齢者が多い宇土市をつくっていきましょう。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。少子高齢化における地域コミュニティとサードプレイスの必要性についてです。少子高齢化における地域コミュニティの重要性の認識についてお尋ねいたします。少子高齢化が進み、自治会や婦人会、子ども会、老人クラブ、消防団といった地域コミュニティにおいても、リーダーの高齢化をはじめとして組織運営が難しいといった声が多く聞かれるようになってきております。特に過疎化の進む地域では著しく、昨日の今中

議員の代表質問でもありましたように、伝承してきた行事を継続することができなくなってきているという話があります。地域コミュニティでは、防災の観点においても誰かがどこかで担わなければならない問題ではないでしょうか。このことについてどのように認識しておられるのか、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

地域コミュニティでは、地域での共同活動等を通じて、連帯感や信頼関係を築きながら、相互扶助機能、地域文化の維持機能、地域における防災・防犯機能等の役割を担っておりますが、少子高齢化等様々な要因により全国的にその維持が危ぶまれています。

本市においても少子高齢化が進行しておりますが、その他にもライフスタイルの変化、コミュニティ活動のきっかけとなる子どもの減少等の要因により、地域内での世代を超えた交流が困難になるとともに、地域コミュニティの担い手の減少を引き起こしています。特に西部地域においては、地域住民の高齢化が進行しており、議員の御質問にございましたような現状が顕著に表れております。

こうした状況の中、地域住民や各種団体が協力し、地域における災害時の助け合い、高齢者や子どもの見守り、防災・防犯対策等を維持していくためにも、地域のつながり、コミュニティは必要であり、市としましても、変化するニーズに対し地域コミュニティを持続させていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） ありがとうございます。地域コミュニティがしっかりしているところは防災に強いと言われていています。いつ、どこで、何が起こるか分からないこの自然災害のことを考えても、日頃からの人間関係をつくっていくことは必須です。これは行政だけ、または地域住民だけで解決できる問題ではなくなっていると感じます。現在仕事として関わらせていただいている老人クラブ活動ですが、高齢者1万1,103人のうちの1割が加入する組織です。それぞれの地域で明るく楽しいクラブ活動を展開されておられます。幾つかの老人クラブは区長さん、民生委員さんとともに支え合うコミュニティをつくっておられるところがあります。まさに地域支え合いクラブだと思います。地域の子どもの見守りや若い人たちが安心して働ける環境づくりのためにも、このようなコミュニティも必要であると考えます。横の連携を図りながら知恵を出し合い、早急に進めていくことが求められていると思います。

続きまして、次の質問に移ります。地域コミュニティに対しての現在の市の取組の状況、民間活動団体への連携・支援状況について、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

地域コミュニティの持続化を図るため，本市では，地域住民の交流の場として利用される自治公民館の環境整備や市民団体等が行うまちづくり活動などを支援し，自主的なまちづくり活動を促進するとともに，人材の育成を目的として，まちづくり活動助成金を助成しております。

また，熊本県が実施する，がまだす里モン支援事業を活用し，地域コミュニティの維持強化，地域資源を活用した特産品等の開発，人的ネットワーク構築や情報発信に貢献する活動などを行う地域団体等に対し支援を行っています。

このように，市独自の助成金や県事業を活用し，地域における人材育成や地域の交流の場となる施設の整備等を通して，地域コミュニティの活性化を支援しております。また，子ども会や婦人会などの社会教育関係団体，地域の安全を守る消防団や老人クラブなどの各担当部署においても，各種補助金の交付などの支援を行っております。

さらに，土木課では令和5年度より，市道や水路等の維持管理において，機能保全の確保と生活環境の維持や地域コミュニティの強化を図るため，自治組織が行う清掃等のボランティア活動に対し，新たな支援策の実施を予定しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございました。企画部長がおっしゃいましたように，市民団体のまちづくり活動の支援，自主的なまちづくり活動の促進，人材の育成，どれも大切な取組だと思います。熊本地震前にはまちづくり団体，各団体へのアンケート調査が行われ，そして交流会議が開かれていたと記憶しております。どうか今一度どのような団体が市内にあるのか，どのような活動をしているのか，そこは何を求めているのかなど，情報を収集されることをお勧めいたします。またそれを足がかりとして，行政から団体へ補助金のマッチングのお知らせなどありますと，団体としても活動に更なる力が入るものと考えます。行政も応援してくれていると感じられると思うのです。まちづくりは人づくりと言います。人の心がまちづくりを行います。行政と民間が信頼関係を築くことができるなら，宇土市のまちづくりはもっと発展していくと思います。どうか地域コミュニティ活性化の更なる支援に力を入れていただきますようお願いいたします。

次の質問に移ります。サードプレイス（第3の居場所）を推進するための今後の取組について。皆さんが考えるサードプレイス，どんなイメージを持たれていますでしょうか。私が考えるサードプレイスは，これまで各地域の活動の中にありました。また，現在もあります。熊本地震，コロナと続き，ことごとく中止・延期を余儀なくされた公民館子ども活動，特に

その中で走瀉小，緑川小，網津小，網田小で10年以上続けられてきた児童通学合宿，この児童通学合宿とは，小学4年生から6年生の異年齢の子どもたちが3泊4日，公民館で寝泊まりし，地域の大人のサポートを受け，炊事や掃除，身の回りのことを自分たちで行いながら，学校に通うという体験活動です。今振り返れば，そこにはスタッフのサードプレイスがあり，その安全・安心の居場所で児童通学合宿が行われていたとはっきり言えると思います。また，網田小学校の放課後子ども教室も，平成13年に網田公民館で保護者と元教師で立ち上げたみんなの寺子屋を受け継いで，20年以上の活動となっています。そこにも子どもたちを地域で育む受け皿があります。昨日，庁舎前の駐車場の喫煙所の前を通りましたときに思いました。何人かの方がタバコを吸っておられました，ここもほっとため息をついたり，荷を下ろしたりする大人のサードプレイスであるのだなと思って，ここを後にしたところでした。昨今は，家庭でもない，学校でもない，職場でもない，このサードプレイス（第3の居場所）を必要としている人たちがおられます。本市としても，サードプレイス（第3の居場所）づくりに取り組んでいただくことを前回の議会で市長からお話をいただき，いよいよ宇土も始まるとうれしく思っているところです。今後の取組として，どのような流れをつくっていかうと考えておられるのか，教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

先ほど企画部長の答弁にありましたように，今後，少子高齢化を背景に全国的に地域コミュニティの減退が懸念されているところでございます。地域のつながりが希薄になる中においては，学校や家庭の抱える困難が複雑・深刻化し，子どもたちが安心して過ごせる居場所がなく，孤立してしまう子どもも少なくありません。サードプレイスは，そのような子どもたちが安心して過ごせる環境で，異世代との交流を通して人や社会と関わる力を育むことのできる第3の居場所でございます。

サードプレイスは，現時点のスケジュールでは，令和8年度に現教育委員会庁舎の1階部分を改修して開館を予定しておりますが，施設にどんな機能が必要であるかを調査するため，市内大規模校の小・中・高校生を対象に，学年を絞ってサードプレイスに係るアンケートを今年度実施したところでございます。

今後の取組としては，今年度中に庁内協議を進めて，アンケート結果をできるだけ反映させるような施設の機能や，有利な財源等を活用できるよう事業計画を立てるとともに，類似施設の現地調査を行い，来年度以降に実施設計と改修工事を行う予定となっております。具体的な計画ができましたら，まずは多くの人にサードプレイスを知っていただけるよう，広報紙やホームページ及びSNS等で周知を図っていきたいと考えております。

このサードプレイスに設置につきましては，まだ，計画段階で不透明な部分もございます

が、企画・立案に当たっては、関係機関と連携し、サードプレイスが誰一人取り残されない地域子育てコミュニティの活動拠点となるよう設置に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） ありがとうございます。このサードプレイスは、県内では令和3年度に大津町、令和4年度には熊本市、玉名市、人吉市、益城町と地域ぐるみで見守り、応援する場として広がりを見せています。子どもたちのサードプレイスに関するアンケート結果は、どのようなことが書かれているのか気になるところです。これから具体的な計画に向けて動いていかれると思いますが、この計画の段階から行政だけで決めていくのではなく、市民や専門家など、幅広く意見を取り入れながら作り上げていただきたいと思います。場所、建物も大切ですが、そこで子どもたちを迎え入れる人材もとても大切です。私はソフト面は民間が担うというイメージを持っているため、これから3年の間、建物の完成を待つのではなく、そこで子どもたちに関わる大人たちの学びを深め、まず関わる大人が、心地よいサードプレイスを自分たちで目指していく作業の時間にとよいのではと考えております。早速ですが、先週サードプレイスの第一人者である表現活動クリエイターの北島尚志さんをお招きし、市民向けのサードプレイスについてのワークショップを開催しましたところ、平日にもかかわらず、市民の方々37名、20代から70代の参加がありました。北島さんは現在、東京都清瀬市の子ども第三の居場所コミュニティモデルの開設に関わっておられ、大変貴重なお話を聞くことができました。生涯活動推進課、福祉課、市民保険課の職員さんの姿もありました。職員の方は休みを取って参加してくださいました。また4名の議員も参加いたしました。このサードプレイスは、人づくりが一番大事だと感じます。宇土のサードプレイスに向けて市民の方々と共に考え、子どもたちを優しく包み込み、時には応援する仲間づくりをサポートしていきたいと考えております。

ありがとうございました。これにて質問を終了いたします。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日10日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後2時40分散会

第 4 号

3月10日(金)

# 令和5年3月宇土市議会定例会会議録 第4号

3月10日（金）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 中野洋一議員

- 1 安全・安心なまちづくりについて
- 2 高齢者施設の防災・減災対策について
- 3 男性用トイレへのサンタリーボックス設置について
- 4 宇土の歴史的財産の有効活用について

### 2. 杉本 寛議員

- 1 空き家・空き地問題について
- 2 2024年問題について

### 3. 土黒功司議員

- 1 子どもたちの小中学校受入環境について
- 2 子どもの遊びの場・学びの場に関して
- 3 宇土市商店街の活性化と、市内創業・開業への取組に関して

日程第2 常任委員会に付託（議案第2号から議案第27号）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君	2番 杉本 寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田 茂君	10番 宮原雄一君
11番 柴田正樹君	12番 檜崎政治君
13番 野口修一君	14番 中口俊宏君
15番 藤井慶峰君	16番 山村保夫君
17番 村田宣雄君	18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
福祉課長	深田 徹君	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	山口るみさん	商工観光課長	清塘啓史君
都市整備課長	上木淳司君	学校教育課長	池田和臣君
生涯活動推進課長	内田雅之君	文化課長	淵上真行君
図書館長	赤澤憲治君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

3番，中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 皆様，おはようございます。公明党の中野洋一です。ただいま議長のお許しをいただきましたので，本日の一般質問をさせていただきたいと思っておりますが，その前に，昨年12月の議会におきまして，伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施，出産・子育て応援給付金について一般質問及び本市として独自の給付の御検討をお願いしたところでございますが，宇土っ子応援給付金や宇土市学生支援特別給付金など，本市独自の給付金の支給を迅速に御決定いただき，支給対象の方から感謝の声を頂いておりますことを最初にお伝え申し上げて，通告いたしました1番目の質問，安全・安心なまちづくりについてに入らせていただきます。

安全・安心なまちづくりは，本市において最も重要な課題の一つであると認識をいたしております。今回は，その中でも子どもたちの登下校時の安全の確保について，現在本市においてどのような安全対策が講じられているのか，教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） おはようございます。御質問にお答えします。

教育委員会におきましては，全国各地で児童等の列に自動車が入り込み，死傷する事故が相次いで発生したことを受け，平成24年8月に関係機関連携のもと緊急合同点検を行い，平成27年10月には，宇土市通学路交通安全プログラムを策定しました。なお，平成30年5月に新潟市で，下校中の児童が殺害される事件が発生したことを受け，令和2年3月には，本プログラムに防犯の観点を取り入れ，宇土市通学路安全プログラムと名称を変更しております。

また本プログラムでは，宇土市PTA連合会，小中学校，教育委員会，国・県・市の各道路管理者，警察，市の交通安全・防犯担当課からなる宇土市通学路安全推進会議を設置しており，毎年8月にこれらの機関による合同点検を行い，危険箇所への対策を検討しております。危険箇所や対策の内容については，地域ぐるみで安全対策が行えるように，当該推進会議の構成メンバーのみではなく，必要に応じて行政区などとも情報を共有し，市のホームページでも公表しております。

さらに、本プログラム以外でも、子ども110番の家へのぼり旗等の配布や青少年センターによる登下校時のパトロールと併せて、令和2年度から地域ボランティアによる宇土市子ども見守りボランティア事業を立ち上げ、ボランティアとして御登録いただいている合計135人のボランティアの皆様、地域目で見守り活動の体制づくりに御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。全国各地で多発した登下校中の交通事故や下校中の殺人事件の発生から、宇土市通学路安全プログラムを作成し、宇土市通学路安全推進会議にて様々な対策を検討され、大変ありがたいことに多くの地域のボランティアの皆様に見守りの御協力をいただき、登下校時の子どもたちの安全の確保を図っているとの御答弁でございました。他自治体でも登下校時の安全確保に、地域のボランティアの力をお借りして見守りを行っているようでございますが、見守りが難しい時間帯や場所があり、対応に苦慮されているともお聞きしております。特に、下校時は様々な理由で子どもたちの見守りが手薄になる時間や場所があり、そのようなときに不審者が出没をし、児童生徒が被害に遭うことが多いようであります。熊本県警が配信しておりますゆっぴー安心メールで、昨年1年間で登下校時の通学路で、児童生徒が不審者の目撃、不審者からの声かけ、つきまとい、わいせつ行為などの被害に遭ったと配信された件数を調べてみましたところ、190件ほどございました。本年1月は10件、2月は18件ございました。内訳は声かけ11件、不審者目撃7件、つきまといが2件、暴行・わいせつ行為等が8件となっております。本年1月に県内で発生したと配信をされました声かけ事案は4件ですが、このうち2件は、本市の入地町と下網田町において下校中の小学生に発生しております。保護者の方から学校に通わせるのが心配である、子どもたちが安心して登下校できるよう通学路の改善はできないだろうかとお聞きをいたしました。そのときの状況をお聞きをいたしましたが、不審者は児童に話しかけながら、しばらく自動車で見守りの後を付いてきたということで、とても怖くて防犯ブザーはランドセルに付けていたが鳴らせなかったそうです。下校時間に通学路に人の目が届いていないところがあるのは、とても心配だと語っておられました。地域のボランティアによる見守り活動は、人の目が届くということで、子どもたちの安全を守る大変素晴らしい取組であります。しかし、その性質上どうしても人の目が届かない時間や場所が出てくるかと思えます。そこで、通学路や学校周辺に見守りカメラなどを設置することで、見守りカメラの機械の目が入り、見守り活動を人の目と併せてより安全な登下校ができるのではないかと考えております。教育部長にお尋ねをいたします。小学校の通学路や学校周辺に見守りカメラなどの設置を御検討できませんでしょうか。見守りカメラ設置の条件や制約について

でも教えていただければと思います。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

下校時の不審者等への対策としましては，令和4年度において，県内の小学校を対象に，熊本県警察が熊本県防犯協会連合会からの助成を受けて実施している事業，見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区事業において，昨年9月に，花園小学校区の通学路に2か所，学校周辺に2か所の計4か所の見守りカメラを設置しているところでございます。

ただし，本事業においては，学校からの申請が必要になります。また，カメラを設置するための場所の確保や，電源をどのように供給できるかなど，見守りカメラを設置するためには，幾つかの条件や制約があり，どこにでも設置できるわけではございません。

条件・制約の例を申し上げますと，電気・電話・道路信号機等の電柱に設置することはできません。新たに電柱を設置する場合には，敷地を用意する必要がございます。個人の敷地・家屋の一部を借りて設置する際には，場合によっては，土地の使用料や電気料金等のランニングコストが別途発生する可能性がございます。

この事業は，平成30年から始まっておりますが，このような条件等があることから，令和3年までは学校からの要望がありませんでした。

今回は，花園小学校から要望があり，結果として設置できたのは，地権者等の理解があり，交渉がスムーズにいったことが大きな要因となりました。

今後は，教育委員会が中心となって，学校と連携しながら，市内全域に広げていけるよう設置箇所の検討を行い，来年度以降も継続して熊本県警察へお願いできるよう，準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。花園小学校区の通学路に2か所，学校周辺に2か所の計4か所の見守りカメラを設置しているとのことで，人の目以外にも見守る目が増えるということで，子どもたちの安全確保へさらに一步前進したのではないかと思います。ただ，花園小学校区の広さから考えると，通学路に見守りカメラが2か所では足りないように感じます。兵庫県加古川市では，小学校の通学路や学校周辺を中心に，見守りカメラを設置し，通学時や外出時の子どもの安全を確保することで，市民の皆さんが安心して子育てができるまちを目指しているとのことであります。加古川市では，見守りカメラの設置を平成30年から毎年継続して行っており，見守りカメラ設置前の平成29年と設置後の令和3年では，刑法犯認知件数は半数に減っていることから，見守りカメラは犯罪の抑止に一定の効果が上がっている，子どもたちの安全に寄与していると言えるかと思います。設置条

件等のクリアしなければならない問題はあるかと思いますが、未来の宝である子どもたちの安全のために、教育委員会が中心となって学校と連携をしながら、通学路への見守りカメラの設置を前向きに進めていただきますようお願いいたします。

次に、子どもたちが安心して学校生活を送るための環境づくり、特に登下校時の通学路について、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

近年、登下校時の通学路で、子どもたちが事件や事故に巻き込まれる被害が後を絶たず、地域における子どもたちの安全確保が喫緊の課題となっております。そのため、学校・家庭・地域・子ども・行政が、交通安全や防犯意識の高揚を図り、連携して子どもたちを見守っていく必要があると考えております。

そこで、本市におきましては、先ほど、教育部長の答弁にありましたとおり、宇土市通学路安全プログラムを基に、通学路の交通安全施設について計画的に信号機設置のようなハード対策と、ゾーン30のような車の走行速度や通り抜けを抑制するためのソフト対策の両面から整備を行いながら、継続して安全確保に努めているところでございます。

併せて、人的な子ども見守り活動につきましても、令和2年度から子ども見守りボランティア事業を実施しており、「地域の子どもは地域で守る」の考え方に立ち、地域ぐるみで登下校時の通学路における本市の実態に応じた環境体制の構築に努めているところでございます。

教育委員会としましては、今後とも、子どもたちが安心して学校生活を送るため、地域や保護者の見守りの連携強化、通学路の再検討など、道路環境等の改善に関する関係機関への要望を行ってまいります。併せて、学校には児童生徒に対し、登下校時の安全確認及び防犯意識について、今後も継続して指導の徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。教育長の御答弁にありましたように、通学路での事故や事件から子どもたちの安全を確保することは喫緊の課題であります。学校、家庭、地域、行政が連携して子どもたちを見守ってまいりたいと思います。

続きまして、通告の2番目の質問、高齢者施設の防災・減災対策についてです。年々自然災害の被害状況は甚大になっており、いつ発生するのかも分かりません。そういった中で、自力で避難することが困難な高齢者の方が入所しておられる高齢者施設の防災・減災対策は、極めて重要かつ迅速な対応が必要ではないかと考えております。そこで、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の活用により、民間の高齢者施設の耐震改修や非常

用自家発電設備の整備等，事業者のニーズに応じられるよう，補助金を積極的に活用して安全対策のための整備を図るべきではないかと考えますが，健康福祉部長に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は，高齢者施設等の防災・減災対策や，新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進するための制度でございます。内容としましては，スプリンクラー設備の整備や耐震化改修・大規模修繕のほか，非常用自家発電・給水設備の整備，水害対策に伴う改修，倒壊の危険性があるブロック塀等改修，換気設備の設置などの防災・減災・感染症対策事業について補助金を交付するもので，事業ごとに国・自治体・事業者の補助率が定められています。

近年，避難が長期にわたる大規模災害が増加しており，自力での避難が困難な方が多数入所される高齢者施設においては，日頃から避難確保計画の策定と避難訓練の実施に加え，災害時における安全の確保と施設機能の維持が求められています。そのため，本市におきましても，高齢者施設等に対して本交付金の周知と意向調査を行い，これまでにスプリンクラー設備を整備した実績もございます。

今後も引き続き，国や県からの補助金公募の通知に基づき，市内の高齢者施設等へ周知し本交付金の活用を図り，利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。国や県からの補助金公募の通知がございましたら，高齢者施設等へ周知をし，利用者である高齢者の安全・安心の確保に努めていただきたいと思います。

それでは通告の3番目，男性用トイレへのサンタリーボックス設置についてです。現在，全国的に広まり，多くの公共施設に設置されるようになってきました男性用トイレへのサンタリーボックスですが，その設置目的と本市所有施設での設置状況をお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

近年，加齢や脳卒中の後遺症，前立腺の病気などにより排尿機能が弱まったことで，男性でも尿取りパッドやおむつの使用する方が増えており，外出先の男性用トイレに使用済みのパッドなどを廃棄できるサンタリーボックスの設置が進められています。市の施設でこのサンタリーボックスを設置しているのは，市役所仮設庁舎，保健センター，市教育委員会庁舎，

養護老人ホーム芝光苑，長浜福祉館及び宇土市健康福祉館あじさいの湯です。

また，本年5月に供用を開始する市役所新庁舎の男子トイレにも設置を予定しております。  
以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。引き続き，健康福祉部長にお尋ねをいたします。男性用トイレにサンタリーボックスを設置していない施設について，今後の設置計画はどのようになっていますでしょうか。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

未設置の市の施設につきましては，今後，設置済みの施設での利用状況などを勘案しながら，不特定多数の人が利用する施設を中心に，それぞれの施設ごとに設置を検討してまいります。

また，民間の施設におきましても，趣旨を御理解いただき，男性用トイレへのサンタリーボックスの設置を呼び掛けてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。病気や加齢により排尿機能に不安をお持ちの方は多いと思います。今後も設置の検討をしていただくということで，安心のまちづくりにつながるかと思えます。是非よろしく願いをいたします。また，サンタリーボックスの大きさにつきましても，使用済みのおむつや尿取りパット等を捨てるものでございますので，現在市役所仮設庁舎に設置してあるものより，若干大きめのものを設置していただきますよう，併せて検討をお願いをいたします。

通告の4番目になります。本市の歴史的財産の有効活用についてです。本市には，古墳や貝塚，城跡，雨乞い大太鼓等の数多くの文化遺産があり，キリシタン大名である小西行長は全国的にも有名であります。このような本市の歴史的財産の今後の活用について，教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

本市には，国指定4件，国登録1件，県指定9件，市指定106件の計120件の指定・登録文化財があります。昨年11月には，100年以上前から我が国を代表する考古学者に知られていた宮庄町の轟貝塚が国の史跡に指定されました。このような指定文化財以外にも，いわゆる遺跡と呼ばれる埋蔵文化財包蔵地や，古い石塔や仏像等の未指定文化財が多数存在します。また，発掘調査で出土した土器・石器等の遺物や古文書等，極めて膨大な資料を保

存管理しております。

市では、これらの文化遺産を適切に保存管理するとともに、公開活用につきましても様々な取組を行っております。西岡神宮裏手にある国指定史跡宇土城跡は、歴史公園として整備を行っており、事業に伴う発掘調査の際には現地説明会や体験発掘を実施しております。また、国指定有形民俗文化財の雨乞い大太鼓を展示公開している大太鼓収蔵館では、来館者が実際に歴史的価値の高い大太鼓を叩ける施設として知られており、県内外から多くの方々が来館されています。毎年開催されている大太鼓フェスティバルでは、これらの大太鼓を用いた演奏が披露されております。そのほか、市ホームページでは、宇土の歴史や文化に関する内容を豊富に盛り込んだデジタルミュージアムを公開しており、適宜内容を更新し、情報を発信しております。

今後の歴史資源の活用につきましては、これまでの取組内容や効果を検証し、必要に応じて見直しやブラッシュアップを図るとともに、歴史資料館の整備等、文化遺産の更なる公開活用に向けた新たな取組についても具体的な内容について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。より多くの人に本市の歴史的財産のすばらしさを届けられるよう、また活用できるよう、新たな取組についてしっかりと御検討をお願いしたいと思います。

次に、本年2月12日に宇土市民会館で開催された関ヶ原西軍サミットin宇土では、県内外から750名ほどの申込みがあり、入場者は抽選になったとお聞きをしております。第一部の城郭考古学者の千田嘉博先生の講演、第二部の小西行長をはじめとした西軍武将の研究者によるパネルディスカッションも歴史好きの方の知的好奇心を十分に満足させる内容であったと思います。広島や東京、長野などの遠方から参加される方がいるのも納得の大盛況でございました。コロナ禍でやはり様々な制限がある中、このイベントの企画や運営に中心的な役割を担ってこられた文化課の皆様には、感謝を申し上げたいと思います。このような講演会等のイベントに、わざわざ足を運んでくださる方は、本市の歴史的財産の持つ魅力に興味を持ってくださっている方であると思います。そのような方を講演会が終わってそのまま帰ってしまうというのは、大変もったいないのではないのでしょうか。講演会等周辺で本市の特産品等を販売するなどにより、本市の魅力を存分にアピールできるのではないのでしょうか。

そこで、教育部長にお尋ねいたします。先月開催された関ヶ原西軍サミットのような本市の歴史的財産に関するイベントを有効に活用することで、本市の魅力をもっとアピールできるのではないかと思慮いたしますが、いかがお考えでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

平成20年度に開始した小西行長関連事業に関する市の取組につきましては，先般の関ヶ原西軍サミット in 宇土を含め，通算26回の講演会やシンポジウムを開催し，延べ4千名を超える方が来場されました。また，講演等の内容を記録した書籍の刊行や，市ホームページのデジタルミュージアムで，行長に関連する情報発信を行っています。平成23年には，ゆるキャラのうとん行長しゃんが誕生し，様々なイベントや市の公式SNS等で地域の魅力を広くPRしております。

また，市の歴史資源を活用した取組として，平成17年，復元古代船海王等の船団が宇土から大阪まで1か月余りかけて航海した大王のひつぎ実験航海があります。網津町付近で採れる馬門石が，古墳時代にヤマト王権の有力豪族の石棺として運ばれていた歴史的事実を検証する目的で行われた事業で，全国的にも大きな話題となりました。その後，九州国立博物館で海王が半年間展示され，来館者の注目を集めるとともに，多くの歴史愛好者が馬門石の石切場跡を訪れました。

このように地域に固有の歴史や文化を広くPRし，市内外の方々に広く知っていただくことは，地域の魅力の再発見につながるとともに，来訪者の増加による交流人口の拡大など，地域活性化につながることが期待されます。さらに，これらの取組と併せて観光物産協会等との連携により，地元の特産品の販売等を行うイベントを開催することも検討してまいりたいと考えております。

議員が御提案されておりますように，地元の歴史的財産を活用し，本市の魅力をアピールするため，今後とも歴史資源を活用した取組を継続的に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市の持つ歴史的財産に関するイベントは，本市の魅力をアピールする大きな力になると期待をいたしております。今後も更なる有効活用への取組をよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により，暫時休憩いたします。10時40分から再開いたします。議場の換気を行いますので，御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時32分休憩

午前10時38分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番，杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 皆さん、おはようございます。一般質問に移る前に、ちょっと御礼の言葉を述べさせていただければと思います。先ほど中野議員からの一般質問の中でありましたけれども、子どもの子育て給付金、私的なことではございますが、先月なぜかしら3人目が産まれまして、長女18歳で、次男も14歳でものすごい年の差の3人目が産まれたので、そのときにこの場で話し合っている子ども子育て給付金伴走型のとか、いろんな話が議会でも何回も出てきて、皆様方とすごく親密にしっかりと審議していただいているこの内容が書かれた文章と、そういったもろもろの手続が迅速にできるような、そういった場面までしっかりといただいたので、その旨この場を借りて御礼を申し上げさせていただきます。本当にいつもありがとうございます。この結果、私は80歳まで現役で働かないといけないことを約束されたんですけども、しっかりとそういった子どもたちに、将来ある、未来のある宇土市を残せるように頑張っていきたいと思います。

早速ですが、一般質問に移らせていただきたいと思います。今回私が質問させていただく内容は、本当に熊日新聞さん、テレビ番組等でもテーマとして掲げられます空き家、空き地ですね、空き家等対策について今回ちょっと御質問させていただきたいと思います。昨年12月定例会のときでも、浦本議員、佐美三議員もこちらの空き家等対策に関する質問をされておりましたけれども、やはり私としても全く人ごとではないかと、一日でも早くこの空き家問題を加速化させて、一日でも早く解決の方向に導けるように、今回いろんなやり方も含め提案させていただきながら、質問させていただければと思います。まず初めにお尋ねさせていただきますのが、宇土市空家等対策協議会というのがございます。この宇土市空家等対策協議会の中でどのような内容で、どのようなことを審議されているのかということ、今日までにどのような内容を審議してこられたのかということと、また、多目的な空き家・空き地の利活用における行政と民間の業務の分担化ということも併せて、企画部長にお尋ねさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

宇土市空家等対策協議会は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会で、空き家等対策計画の作成やその実施に関する協議を行う場として、令和2年9月に設置されたものです。

協議会は、市長を会長とし、空き家問題に係る司法書士、宅地建物取引士、建築士や警察・消防などの関係機関を含め、10人の委員で構成されています。

これまでの協議会の審議では、令和3年度に宇土市空家等対策計画の作成について3回審議を行いました。特定空家認定などの個別具体的な施策等の協議は実施しておりません。

次に、多目的な空き家・空き地の利用についてですが、現在、空き家及び空き地の利活用につきましては、移住・定住の受け皿として空き家バンク制度を実施しており、空き家対策の一つとして位置づけております。空き家対策における課題は多岐にわたるため、関係機関との連携強化や宇土市空家等対策協議会の活用など、様々な方法を用いて解決していくことが重要であると認識しております。

空き家の活用におきまして、家屋の状態かつ生活の利便性の良い住宅については、空き家バンクを経由せずとも不動産業者を通して流通に乗りますが、問題はそうではない条件の住宅について、どのように活用していくかという点であります。議員御提案のリノベーションを視野に入れた支援策、不動産業者との新たな協力関係模索も含め、多目的な空き家・空き地の利活用として、他自治体における先進事例の研究や空き家バンク制度の対象要件拡充など効果的な支援策を検討し、空き家及び空き地を地域の資源として有効活用を図ることで、まちの活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 丁寧な御回答ありがとうございます。そこでなんですけれども、発言通告書の中にはちょっと含んでいなかったんで、あくまでも一個人的な意見として感じている部分を一部タブレットのほうに資料として掲載させていただいていると思うんですけれども、こちらは宇土市空家等対策計画の前半の資料の一部になります。こちらの中の数字、こちらを確認されたのは、民間業者に委託して空き家がどの地区に何件あるのかというのを、要は実態調査をされたことの結果の数字なんですけれども、これは私は個人的に思ったのが、こんなものではないだろうと、もっとあるのではないかなと思って、正直ちょっと自分で近くの住宅街を歩いてみたところ、分かっている限りの町内だけ言います。まず初めに、私が住んでおります本町ですね、本町というのは皆さんも御存じのとおり、商店街の通りになっています。商店街の通りというと、シャッターが下りていると知らない方が見られると、あっ、店舗はもう営業をされてなく廃業されたんだというふうにしかなれないと思います。しかしながら本町通りの店舗は、自宅兼店舗になっている建物が多数顕在します。やはりその民間業者に委託した場合、その宇土の地形だったり今までの経緯というのを御存じでない方がその調査をされてしまうと、やはりこういった誤差が出てくるのかなと思うんですけれども、本町で合計で5件という形で記載されておりますけれども、これは私が1丁目を回っただけでもう既に5件あったんですね。本町というと、これはきっと本町1丁目から6丁目までを含むところの件数を、ここに掲載されているのではなかろうかと思えます。これが

調査された年度が令和2年に調査されている数字なので、当然それからまた令和4年度と2年間経過しておりますので、いわゆる若干数字の差異というのは、誤差は発生して当然かと思うんですけども、問題は古城町なんですね、古城町も5件と書いてあります。しかしながら、この古城町を私も全通路車でなんですけどもゆっくり回ったところ、12件ございました。やはり道路での境界線で、どこからどこまでが古城町なのかというそのエリアを、ひょっとしたら知らないままに業者の方が調査されたのかなという気もします。ですので、その調査方法等にも問題があると思うんですけども、ここは私の一つの御提案として受け止めていただければ幸いなんですけれども、やはりこの地元の空き家・空き地というこの調査に関しましては、民間企業に委託をするのではなく、どうせならば地元の区長さん若しくは組長さん、その地域に長年お住まいになられている方々のほうが、例えば民生委員さんまで含めたところで、詳細をしっかりと把握しながら空き家を調査されたほうが、もっと具体的により効果的に空き家・空き地の確認が実現できるのではないのかなというふうに、私は思いますので、是非御検討していただければというふうに思います。

次の資料なんですけれども、こちらは去年の10月20日に、私の地元であります長崎新聞のほうの記事を抜粋した資料でございます。こちらの資料を取り寄せた経緯と言いますと、先月2月にNHKの番組で取り上げられまして、その中でこちらの明生興産の社長の尾上社長のところの従業員さんが、こちらのテレビで特番で出ておりました。やはりこれは宇土市だけではなく、日本国全体の問題ではなかろうかというところで、やはりどこの自治体も民間企業も、すごく力を入れている問題ではないかと思えます。この資料の中を御覧になっていただければお分かりになれるかと思うんですけども、非常に面白い内容なんですね。昨年12月定例会のときに、佐美三議員がおっしゃってましたお試し住宅に気軽に来てもらって、空き家にお試しで住んでもらって、まずはやはり地元の地域の方々との交流だったり、本当に私はその方がその地域に引っ越して来られて、これから先もずっとその場所に住み続けることができるのかどうかとか、そういったすごい幅広い観点から見たことをもっと身近に具体的に取り入れた内容がこちらですね、月々2万9千円の家賃で子育て世代の方々に住んでいただいてもらって、10年後にはそのお住まいになられているの方々に対して、そのままその家屋を贈与するという、贈与型の賃貸住宅に取り組みれている内容でございます。こちらの社長が掲載されておりますこの場所、南町ヴィレッジ、写真の横に書かれていますと思います。本当にそうなんですよ、南町ヴィレッジ、これは長崎五校と言われております進学校のそばにある地域なんですけれども、私は絶対住みたくない場所です。なぜならというと、引っ越しするのにいまだに馬を使わないといけないぐらい不便な場所なんです。今の時代ですよ、これだけデジタル化が進んで利便性が良くなって、ものすごく物流も進化しているこの時代にいまだに馬って、本当にびっくりします。階段も160段とか200段とか、

ただちょっとコンビニに行くのにそれだけの階段を上り下りしないといけない。もう定年退職後住めるかなという、不安でしかない地域なんですね。この写真の隣のページのちょっとサブスクリプションのその隣なんですけど、これは長崎市南町と呼ばれている場所なんですけど、すごく傾斜が、勾配が激しい地域なんですね。長崎県立南高校と自分も目指したんですけど学力が足らなくて、私は近くの公立の高校に行きましたけども、非常に不便な場所です。近くにスーパーありません、学校も遠いです、小中学校もですね。非常に不便な場所なんですけれども、ここを月額2万9千円で貸し出して、そして10年後には住めますよという、新しい空き家に対する取組の仕方なので、是非本市でも取り入れていただければと思います。こちらの社長さんともメールで幾つかやり取りをさせていただきましたので、後ほど御紹介をさせていただきます。こちら長崎新聞の切り抜きの隣に掲載させていただいておりますのは、空き家サブスクリプションですね。今は、車、携帯電話等もレンタル、リース的な形の時代になってきております。こちらの空き家サブスクリプションというのは何かといいますと、やはりコロナ禍による働き方が大幅に変わったということですね。パソコンを使ってリモートワークなど、やはり会社に行かなくて自宅にいて自分の業務が遂行できるということで、最近では東京・大阪・名古屋の都心部の若い方々が、第二の故郷として地方の中山間地域にこういった形でサブスクリプション方式で家屋を借りて、その部屋をもう丸々自分のプライベートルームとして活用して、月々定額払いで住むことができるという、非常に魅力的な空き家対策に対する取組ではなかろうかなというふうに思います。やはり本市といたしましても、やはり空き家はまず実態調査をしっかりと把握していただき、そして民間の不動産会社様としっかりと業務提携して、しっかりと審議・協議を行いながら、一日でも早く、やはり県内、県外からのたくさんの方々に、このすばらしい宇土市に移り住んでいただけるような政策を是非実施していただけないかなというふうに思います。地元の不動産業者の社長さんとも、昨日やり取りをしたら非常に前向きで、すごくそういうことだったら是非うちもやりたいですと、そのかわり、やはり民間ではここまではできるけれども、これから先はやはり行政の力がないとどうしても手を付けることができないということが多々ございます。ですので、餅は餅屋でしっかりと分担化して、そういった内容をしっかりと協議をしながらすり合わせを行いながら取り組んでいければ、すばらしい宇土市づくりができるのではないかなと思いますので、是非よろしく申し上げます。こちらが、長崎市南町の地図の横に掲載させております、こちらメールの文章なんですけれども、こちらの尾上社長のメールの中にちょっと全文を読むと時間がかかってしまいますので、一部だけ読ませさせていただきます。こちらのコメントですね、「何もしなければ何も始まらず、何かやっていたら何かアイデアやヒントや解決の糸口が見つかるんだ。」というこのコメントですね、非常に心強くなる、やはり負けてられないなという身震いするコメントを頂きました。やはり一番最後

のページになりますけれども、こちらは熊日新聞さんの3月4日に掲載されていた部分の抜粋でございます。「放置空き家の税優遇除外」と。やはりですね、解体してしまうと固定資産税が高くなるという観点から、空き家でもう誰も住んでいないし、これから先住むつもりもないのに、やはり解体してしまうと固定資産税が高くなるという観点から、そのまま放置されてしまっている空き家というのがたくさんございます。やはり国としましては、やはりそういう放置空き家を一日でも早くなくすためにということで、今、法の整備等もしっかりと進められていることであろうと思いますので、そういったところも併せながらですね、もう本当に今から取り組むと非常にタイムリーで、迅速かつスピーディーに、今後進展して前向きに転がっていくことではないかと思っておりますので、是非参考までによかったら今後とも検討していただければと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、次に移らせていただきます。次の質問は2024年問題についてですね。私の前職は物流のほうではなくてですね、物流をされている方々のお仕事の車両を、大型トラックをレッカー牽引していた職種に就いていましたので、やはりこの2024年問題というのはどうも人ごとではないなという観点から、今回ちょっと一般質問に上げさせていただいております。質問の内容といたしましては、2024年問題として運輸業の働き方改革により、時間外勤務の制限がかかり物流産業では労働力不足になるということが非常に課題として上げられております。そこで、大型免許やタクシーなどに使用されます二種免許の取得に補助金制度を設け、宇土市の物流産業の企業が何社もございますので、そういった企業を支える意味でも就労支援を行ってはと考えているところでございますが、いかがでしょうかというところと、もう一点が、昨日中口議員が一般質問の中で提案されて言われていました、宇土シティモールの北側ですね、宇土駅のちょうど裏側の空き地なんですけれども、ああいった場所に大型免許や二種免許が取得できるような自動車学校が誘致できないかということも併せて、経済部長にお尋ねさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

物流業界における2024年問題とは、働き方改革関連法により2024年4月以降、ドライバーの年間時間外労働の上限が960時間に制限されることで発生する問題とされています。

これまでのドライバーの労働環境は、若手不足と高齢化といった労働力不足の中、電子商取引の急成長による宅配便の取扱い個数の増加で、長時間労働が恒常化していました。そこで、ドライバーの年間時間外労働時間の上限を設定することで労働環境の見直しがされるものです。

しかし、物流業界からはドライバーの数を増やさないとこれまでの業務量を受注すること

ができない、ドライバーからは労働時間の短縮で収入が減ると懸念されている状況にあります。

事業所経営を継続していくためには、不足するドライバーを補うため、新規にドライバーを雇用することが考えられますが、大型自動車免許の取得には費用がかかるということもあり、若者の就業者増加がなかなか進まないという一面があると考えられます。

杉本議員の御意見のとおり、大型免許を取得する際に補助金があれば、この問題に対する支援策になると考えられます。しかし、就業に必要な免許資格となりますと、その種類は多岐にわたり、加えて非常に数多く存在します。そして保育士や看護師等多岐にわたる職種においても、労働力不足などの就労に関する問題を多かれ少なかれ同じように抱えていると思われれます。そういった状況の中で、一部の免許資格職に対し、市が補助金等を交付することは、公正・公平の観点から非常に難しいと考えております。

なお、同様の制度といたしまして、厚生労働省が実施している教育訓練給付制度があります。労働者の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とし、厚生労働大臣が指定する教育訓練等を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。雇用保険加入等の給付要件はありますが、様々な資格取得に対応しているものです。

また、この2024年問題については、国土交通省において、ドライバーの拘束時間短縮を目的とし、最終目的地の中間地点でドライバーが交代する中継輸送を行う実証実験を行っていますように、今後も社会問題として、国や行政機関及び問題に直面する物流業界や関連団体が、予想される課題に対し、改善に向けて対応していく必要があると考えています。

市としましては、今後のこうした国や県等の動向を注視してまいりたいと考えております。次に、自動車学校の移転又は誘致についてお答えします。

宇土シティモール北側については、第4期市長マニフェストに掲げられた「行政主導による土地開発」を実現するため、今年度実施しました土地利用検討業務における5か所の開発候補地の一つになります。

開発地については、今後、絞り込みを行っていくこととしていますが、開発の内容についても、本市の特性や開発地に適した計画を作成していくこととしています。

また、御提案の自動車学校については、本市には既に自動車学校があることや、自動車学校の需要、場所の適切性など、様々な視点から検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 丁寧な御回答ありがとうございます。本当おっしゃるとおりですね。

教えていただいたとおり、厚生労働省が実施している教育訓練給付制度、これは本当にすばらしいものだなというふうに、私もホームページで見させてもらって、勉強させていただきました。ありがとうございます。そこでなんですけれども、私も当然認識しておりました、熊本南自動車学校が宇土市にはある。それなのになぜ、宇土市にわざわざもう一つ自動車学校を移転又は誘致をしないといけないのかといいますと、この大型免許取得をする際に、宇土市で一番近い自動車学校は八代臨港線になります。その先が日奈久の手前のYDSさんという自動車学校なんです。今度は次、それ以外にどこかとなると大矢野になります。また、県北、菊陽、植木方面、全てが遠方で郊外なんです。なぜこの宇土シティの北側をチョイスしたかといいますと、宇土市というのは、立地としたらもう最高にすばらしい場所だなと、上に行くにしても下に行くにしてもちょうど中間点、すごく立地としては恵まれている場所なんですね。しかも、宇土駅のそばというのがすごく私としては魅力的に感じたんですね。やはり免許を持っていない方だったり、そういった方々も気軽に足が運べる、熊本県内ですね、駅そばに隣接する自動車学校を調べたところ、私の調べたところではいいですとなかったです。駅のすぐそばというのは。それでここに自動車学校を造ることによって、宇土市の方々にも、もっと大型免許という大型トラックというそういった職種をもっと身近なものに感じていただき、是非将来ある、未来のある若者たちにチャレンジしていただきたい。そういった場所の提供の一つの足がかりとして、自動車学校をこの場所に移転又は誘致を是非お願いできればなというふうに思います。なぜならといいますと、これは他人事ではないんですね。確かに去年の9月から燃料高騰に伴うことで、運送業者さんに対しては給付金をいただきました。ありがとうございました。すごくそれを喜ばれていました。でもその一時的な給付金も非常にありがたいんですけれども、やはり長期的に見ると、もうドライバーさんたちは高齢化している、長時間走れない、残業はできない、でも荷主さんからは安くで運んでくれと、金額は当然たたかれます。もちろんたたかれます、これだけ物価が高騰してくると。どこを抑えるか、やはり輸送コストを抑えてきます。そうなってくると運送会社さんは、完全に二十苦、三重苦の状態になってきます。そうなってくると、宇土市にも何社か物流会社さんがございますけれども、今後存続が本当に厳しくなってくると。そうなってくると何が問題となってくるかという、熊本地震のときもそうだったと思うんですけれども、一つの支援物資なんかの物流拠点として稼働していただいた経緯もございます。当然、東日本大震災の際にも、こちらから宇土市民の人たちがある運送会社さんに支援物資を会社工場まで届け、その皆さんから頂いた支援物資を宮城まで運ぶという形で協力いただきました。そういった物流というのはですね、ただ荷物を運ぶのではなくて、市民の思い、作った生産者の方々の気持ちも一緒に運んでいる業種なので、決して粗雑にはできない、度外視できない、人ごとではない問題ではないのかなというふうに私的には思います。また、私は元宇土市消

防団第1分団第1班所属でございます。私は第1分団第1班に所属している時代、非常に誇らしかったです。なぜならば、ほかの班が所有していないポンプ車を運転していました。今聞いたところ、宇土市の消防団にはポンプ車が1台もないという現状です。その理由としましたら、やはり運転免許証が今の年齢からいいますと30代から32歳代の子たちから、若者によるトラックの死亡事故の案件がすごく増えました。それに伴って、免許証の改定が行われて、それ以降普通車、準中型、中型、大型と、それぞれ運転免許証の資格が小分けにされました。その結果、今若者の方々が持っている運転免許証では、最大積載量7トン未満の車両が運転できない状態なんですね。そういった状態もあつてか、今宇土市にはポンプ車が1台も所有されていないという、非常に残念なところもございます。やはり地元消防団は何かしら有事があつたとき、大規模災害があつたとき、小型ポンプでも対応できますけれども、やはり長期的になつた場合、ポンプ車というのは非常に長時間給水可能な能力を持っています。そういった観点から見ても、やはりそういった車両がちゃんと宇土市でも備えられるような、備えていて、誰か有事の際にすぐいつでも出動できるような、そういった免許資格を取れるような仕組みを、一緒に今後とも検討してもらえればというところを最後をお願い申し上げます。ありがとうございます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。議場の喚起を行うので御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時09分休憩

午前11時13分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 改めまして、おはようございます。3月の議会、一番最後の一般質問となります土黒功司です。よろしく願いいたします。前回に引き続き、2回目の質問となります。前は右も左も分からないまま、1番目のトップバッターとして質問をさせていただきました。今もですけれども、少しだけ早口になってしまったと御指摘を受けましたので、今日はなるべくゆっくり、皆様にきちんとお伝えできるように心がけていきたいと思っております。資料も併せて作らせていただきましたので、資料と併せて質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

3月議会開会に当たり、元松市長からのお言葉「選ばれるまち、選ばれ続けるまち」この

言葉を聞いたときに、本当に私も心が熱くなりました。私も宇土市に住んで、やはり皆さんが選ばれるまちに、そんなまちにしていきたいと思って今回議員にもなっております。また別途進められております宇土市総合計画においても「DX」という言葉が多用されており、まさしくトランスフォーメーション、新しい年に向かって改革を進められ、最大規模の予算が令和5年度になっているということで、本当に私も心を熱くしております。このタイミングで議員の一員となれたことに本当にうれしく思います。さて、そういった中で、この「選ばれるまち、選ばれ続けるまち」ということで、私が今考えました選ばれるという理由は何でしょうか。私も昼間仕事をし、仕事を終わり夜、食事に行くこともあります、子の子育てもしております。休みの日になれば、家族と遊びに行きます。また、地域活動として頑張っている日々もあります。つまり、選ぶというのは住むということだけではなく、暮らすという意味があると思っております。私の中では暮らすというのは、その地域の中で時を過ごす、地域の人たちと共に地域の中で生きていくそんなまち、そんなまちが選ばれるまちだというふうに思っております。安心して子育てができるまち、新しい取組を応援できるまち、人が集い、わくわくするまち、そんなまちが選ばれるまちだというふうに思っております。そんな中で、今回三つ質問をさせていただきます。子育て支援に関することで2件、宇土地域の産業に関することで1件質問させていただきます。

まず一番初めに、子どもたちの小中学校受け入れ環境についてお尋ねさせていただきたいと思っております。今回、コロナが少し収束しており、マスクも個人の自由判断となったり、少しずつ日常を取り戻してきたのかなと思っておりますが、この二、三年間、大人でも大変苦しかった状況、そんな中で子どもたちも本当に苦しかった3年間ではなかったかと思っております。私も走湯で、たまに何回か通学の時間に旗振りをさせていただいているんですけども、子どもたちは黙ってマスクをして、下をうつむいて登校されています。そういう状況を見ると本当に心が痛くなります。子どもたちのストレスというのは本当に大きかったと思っております。そんな状況におきまして、教育部長のほうに宇土市小中学校の現在の特別支援学級の設置状況、支援員の配置状況についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、令和4年度の特別支援学級の設置状況について述べますと、学校基本調査の基準日である令和4年5月1日現在で、小学校は27学級、うち宇土小学校6学級、花園小学校9学級、緑川小学校2学級、網津小学校2学級、網田小学校4学級、宇土東小学校4学級となっております。中学校は10学級、うち鶴城中学校7学級、住吉中学校2学級、網田中学校1学級となっております。

次に、令和4年度の特別支援学級、これは交流学級を含みますが、における市で雇用する

小中学校講師、いわゆる支援員の配置状況について述べますと、令和5年2月現在で、小学校は27人、うち宇土小学校8人、花園小学校7人、走潟小学校1人、緑川小学校2人、網津小学校2人、網田小学校3人、この3人は網田中学校との兼務1人を含みます、そして宇土東小学校4人を配置しております。中学校は、全て鶴城中学校ですが6人を配置しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。宇土市内においても、小学校においては今は特別支援学級というのが多く設置されており、先生もたくさんいらっしゃるということが分かりました。ありがとうございます。

引き続きまして、今度は子どもの立場になりまして、宇土市における特別支援学級を必要とする生徒数の動向、通っている生徒の学習環境についてお伺いいたします。教育部長よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

特別支援学級への入級を必要とする児童生徒がいる場合の学習支援体制の構築については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律にのっとり、県の裁量により特別支援学級の設置の有無が決定されております。また、特別支援学級については1学級につき1人の担任が配置され、1学級の児童生徒数の上限は8人となっております。ただし、児童生徒数が上限数に近い場合は、県の裁量により、もう1人の加配教員が付く場合もございます。県の配置に加え、市では、独自で雇用する会計年度任用職員である学習支援員を配置し、個別の支援が必要な児童生徒への対応を可能な限りできるような体制を整備しております。

基本的には、このように法律に基づき編制されるべきところではありますが、近年、県に対し特別支援学級の編制を強く要望しましたが、県全体のニーズが多く設置に至らなかったことにより、特別支援学級そのものが設置されず、入級できなかったといったケースがございました。

その際の保護者の声としましては、「子どもの学びの充実が図れない。」や「地元の学校に通いたくても特別支援学級がない場合は、市内の別の特別支援学級のある学校を選択せざるを得ないため、困惑している。」などといった内容の意見が寄せられました。

このような状況を受け、本市では、特別支援学級の設置が見込めない場合の対策として、負担が大きくなる担任の業務を補佐するために、市独自で雇用する学習支援員を通常学級へ配置し、複数指導体制とすることで個別指導の充実を図っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。御答弁の中にありました保護者の声、「地元の学校に通いたくても特別支援学級がない場合は、市内の別の特別支援学級のある学校を選択せざるを得ない。」この言葉は、私も耳にしました。本当にこれは対応すべき問題ではないかなというふうに思っております。冒頭に述べました「選ばれるまち」、学校も子どもたちも保護者も選びたい、選択する権利があります。そういった保護者、子どもたちの意見をできる限り充実させるべきだというふうに私は思っております。そういった中で、御答弁と少し重なりますが、私のほうで少し調べさせていただいた資料を作りましたので、提出させていただきます。私の資料の2ページ目になります。こちらは、熊本県教育委員会のホームページよりデータを入手しまして、令和4年度現在、熊本県内、どういった学校に対して特別支援学級が非設置校であるかというのを調べさせていただきました。熊本県内には、小学校全333校あるのですが、そのうち13校が非設置でありました。そして、宇土市の中では、走潟小学校が非設置校でございます。さらに、ここで一つ、私は児童数のほうを見た場合に、宇土市走潟小学校は100名を超える規模、この非設置校の中では一番規模が大きい小学校であることが分かりました。3ページ目に移ります。では、特別支援学校を必要としている児童数の推移を過去3年間にわたって少し調べたんですけれども、令和2年度4,549名、令和3年度4,886名、令和4年度5,191名、年間約300名ほどの子どもが特別支援学級を希望する数が増えております。割合としては令和4年度におきまして5.46%、約20人に1人の子どもが支援学級を必要しております。つまり先ほどの走潟小学校、100名を超える子どもたちがいる小学校においては、単純計算にはなりますけれども約5名から6名の子どもたち、少なくともそういった子どもたちがいると仮定してもおかしくないと思っております。ちなみに参考なんですけれども、宇土地区、宇城地区、この二つにおいては全児童数5,004名のうち430名が特別支援学級を希望されています。少し高くなりまして、約8%となっております。こういった状況を含めまして、太田教育長には別途時間を取って説明をしていただき、本当に熱い思いを聞かせていただきましたけれども、改めてこれからの全ての子どもたちが、個々の特徴を生かすことができる受け入れ環境について取組をお伺いしたいと思います。教育長、よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、全ての子どもたちが個々の特徴を生かすことができる受け入れ体制についてですが、現在、国の施策として、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築があります。

具体的には、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。また、小中学校における通常の学級、障がいによる困難を改善・克服するため一人一人の状況に応じた指導を行う通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとしております。

したがって、本市におきましても、通常学級や特別支援学級に加え、通級指導教室を設置し、多様な学びができるような体制を整備しております。今後、通級指導教室がない学校におきましても、インクルーシブ教育に関する指針のもと充実を図っていくために、また、学校や保護者のニーズにできる限り応えるためにも、県に対し積極的に設置の要望を行ってまいります。

次に、受け入れる際の体制、特に人材の確保についてですが、先ほどの部長の答弁にありましたように、現在、市では、特別支援教育・複数指導講師として支援を行う学習支援員の配置の充実を行っております。特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、特別支援学級が新設できなかった場合の児童生徒の受け入れ体制を確保するため、通常学級への学習支援員の充実を今後も継続して図ってまいります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、特別支援学級が新設できなかった背景の一つには、教員のなり手不足が挙げられます。今後も人材確保のため、県への要望を行うとともに、市としましても教員の働き方改革を推進しながら、本来の教員の最も重要な役割である子どもとの向き合う時間の確保に努め、教員の魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 熱いお言葉ありがとうございます。本当に宇土市としても、厚く取り組んでいただいているということは重々承知しておきながら、一つだけ私から意見を述べさせていただきますと、私たち大人にとっては1年間、1年間余り変わらない1年間を送られると思いますが、子どもにとっては小学校1年生の1年間は、1年間しかありません。次にはもう2年生になります。この1年間が延びたことによって、子どもたちにとって、もしかするとつらい1年になってしまう可能性があります。そういった子どもたちの大切な1年を大事にするためにも、是非とも次につながる支援学級の体制、また先生の充実を図っていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

続きまして、暮らせるまち、過ごせるまちに関しまして、私としてすごく地域の中で大事と考えております図書館、公園について次に質問をさせていただきます。まず、子どもの遊びの場・学びの場となっている現在の宇土市の公園について、子どもたちが遊べる場の状況

についてどうなっているのか、建設部長よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答へします。

初めに，子どもの遊び場である公園，広場の状況についてお答へします。

都市整備課が管理する公園としまして，まず都市公園があります。都市公園は，遊びや運動，レクリエーション等，様々な目的のために設置されており，市内には運動公園など8か所あります。次に自然公園は，自然環境を保護する目的で設置されており，立岡自然公園など市内に6か所あります。ほかに，海岸公園が住吉海岸公園と網田海岸公園の2か所，市役所横の市民広場，轟水源前広場があります。

そのほか，農村運動広場施設は，都市整備課で管理しているつつじヶ丘農村公園広場施設のほか，農林水産課，生涯活動推進課で管理している施設も含め全部で7か所あります。

また，子育て支援課が管理する広場としまして，市内11か所にチビっ子広場があり，各広場に遊具施設を備えております。この広場は，子どもに安全な遊び場を提供することによって，子どもを交通事故等から守り，子どもの健全な発育に寄与するため設置しております。

なお，市が直接管理しておりませんが，宅地開発地の一面に設置され，各行政区で管理されている開発公園が市内に33か所あります。

次に，子どもの遊びの場である施設としましては，0歳から3歳までの子どもと保護者が気軽につどい，共に遊べる施設として，つどいの広場サンサン，ひまわり，緑川の3か所があります。また，小学校修了までの子どもが自由に遊べる施設として児童センターがあります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答へありがとうございます。宇土市においてもたくさんの公園はあるということが分かりました。先日も，少しだけつつじヶ丘公園のほうにちょっと遊びに行かせていただきました。整備のほうありがとうございます。

続きまして，今度は図書館のほうの話になります。現在の宇土市の蔵書数，小中学校の蔵書数及び図書購入費，本と触れ合う機会づくりについて，教育部長よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） まず，市立図書館の状況についてお答へいたします。

市立図書館における令和3年度末現在の蔵書数は，一般書が6万8,462冊，児童書が2万7,655冊，点字資料が4,555冊の合計9万6,572冊となっております。また，令和3年度の図書購入費は503万5千円となっております。

次に、市立図書館における子どもたちが本と触れ合う機会については、毎月、乳幼児を対象とした3か月児健康診査時に、絵本を手渡し、そのすばらしさを伝えるブックスタート事業、毎月第4火曜日に、親子で楽しめるような乳児向けお話を会を行っております。また、毎週水曜日と土曜日には、幼児から小学校低学年を対象としたお話会も行っております。

続いて、市立小中学校における令和3年度末現在の蔵書数について申し上げますと、小学校は6万3,550冊、中学校は3万9,688冊となっております。また、令和3年度の図書購入費は、小学校が243万9千円、中学校が129万円となっております。

次に、市立小中学校における児童生徒が本に触れ合う機会について一例を挙げますと、小学校では、スタンプカードを発行し、スタンプが貯まると手作りのしおりがもらえるなどの特典を付けて、本への興味を引き出したり、児童で構成される図書委員が、昼休み紙芝居の読み聞かせを行ったりして本と触れ合う工夫を行っております。中学校では、朝の読書活動や生徒で構成される図書委員が、いろんなジャンルの本を選定し、学級文庫を設置する活動など身近に本に触れ合う機会を増やしています。また、小中学校共通のイベントとして図書まつりを定期的で開催しております。様々な図書活動を通して、図書室で楽しい体験をしながら、本を読むことへの興味関心を高める工夫を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。私も、今回図書館のほうに何度か訪れさせていただきまして、職員の方といろいろとお話をさせていただきました。施設の中では、本当に本に触れ合う機会に取り組まれているというのを熱く感じましたし、何よりそのお言葉の中の一つに、「図書館は地域の顔である。」という言葉いただきました。本当にすばらしい職員が対応されているというふうに感じております。そんな中で、少し資料のほうを見ていただきたいのですが、4ページになります。私のほうでインターネットを使いまして、データを少し調べさせていただきました。宇土市、まず年少人口率、子どもが宇土市の人口に対して13.4%と、他自治体に比べなかなか高い状況となっていると、これは本当に宇土市は子どもの数が増えていて非常に多い地域になっているなということで、うれしく思いました。ただ、そんな中で、もう一つ下のほうになるのですが、都市公園数、都市公園総面積、一人当たりの都市公園面積、図書数、蔵書数、蔵書数人口一人当たりの数値のほうが出ていたんですけれども、少しやはりびっくりしました。公園面積であつたりとか本の数が、ほかの自治体に比べ、圧倒的に整備されているとは言い難いのかなという数値になっておりました。引き続き5ページ、こちらは後で見ていただきたいのですが、ほかの自治体ということで、人口比が似ている人吉市、お隣にある隣接している宇城市、上天草市と少し比較させていただいた表になるんですけれども、こういった中でも本来子ども

だけではなく、市民が集う場所である図書館、公園、こういったところの整備が、宇土市は少し弱いのかなというふうに感じざるを得ないデータとなっております。そんな中で、ただそうとは言えど、やはり私も聞いておりますけれども、なかなか厳しい宇土市、災害を受けまして、庁舎の建設等がありまして、財政も非常に厳しいというのは私も認識しております。そのような中で、先日野口議員も取り上げられましたけれども、こういった市民向け、子ども向けの環境整備につきましては、是非ともふるさと納税を活用していただきたいというのが私の思いであります。市の将来の発展を見据えたふるさと納税の活用について、今度は企画部長、よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市では、ふるさと宇土応援寄附金の使い道として、寄附者の皆様に四つの項目をお示しし、寄附の際に用途の希望をお伺いしているところです。この四つの項目につきましては、野口議員の御質問でお答えしましたように、未来を担う子どもたちを育てる教育に関する事業、心豊かな子どもの成長を願う子育て支援に関する事業、将来世代に青く美しい地球を継承するための環境に関する事業、その他市政運営全般がございます。

議員の御質問でございますように、頂いた寄附金は既存事業の財源に充てさせていただいておりますが、令和3年度の一部事例を申し上げますと、特別支援教育事業や適応指導教室事業ほっとスペースなどの事業に活用しています。これらの事業は市の単独事業であり、ふるさと宇土応援寄附金は、市独自の既存事業の維持継続において重要な財源となっております。

今後、新たな単独事業を展開する際にも、既存事業同様に積極的、効果的に活用できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。ふるさと納税についても、私のほうで少しデータのほうをまとめさせていただきました。6ページになります。本当に宇土市ふるさと納税、職員さんの頑張りはすごく際立っておりまして、令和2年度から10億円を超える寄附金が集まっていると、ほかの自治体に比べ、本当にすごい寄附金が集まっている自治体となっております。そんな中で令和3年度におきましては、子育て、教育を指定されて寄附された額が約4.8億円出ているということが分かりました。令和3年度の決算特別委員会の資料から少し抜粋させていただいているのですけれども、先ほどの企画部長からの御答弁にありましたとおり、寄附金は特別支援特別教育事業費、適応指導教室事業費に使われているということも御説明いただきました。この表を見るとですね、一般財源に対して充当額

として割り当てられているというのが御説明いただいていると思います。ただ、ここは私としては、ふるさと納税というのは毎年変動している額であり、寄附者の思いがこもった金額であります。こういった特別支援教育事業や適応指導教室というのは、今後も継続して宇土市としては必ずやっつけていかなければいけない事業でありますので、ふるさと納税から充当するよりは、こちらは一般財源のほうから活用していくのがよいのではないかというふうに思っております。そういった中で、ふるさと納税の活用事例として7ページのほうを作らせていただきました。こちらは、お隣の宇城市のホームページより抜粋させていただいております。宇城市ふるさと納税令和3年度、お隣の宇城市は約5億円の寄附金が集まっております。そんな中で宇城市は、しっかりホームページのほうに活用状況のほうを掲載されており、皆さん恐らく御存じであり、足を運ばれたと思います、不知火美術館・図書館改修のほうに約3億円、約60%に当たるふるさと納税の額を充てられて改修されています。こちらの写真も宇城市のホームページのほうから引用させていただいているんですけども、本当にすごい空間ができ上がっており、私もこの前活用させていただいたんですけども、電源、インターネット、そしてコーヒーを飲むことができる本当に素晴らしい施設になっておりました。また、お隣は災害時に建てられたみんなの家の建物を活用した子ども向けの図書館も設置されており、本当にふるさと納税というのをこれからの子どもたちに向けた、これからの地域に向けたお金として活用されているというような捉え方ができました。是非ともですね、こういった見方もふるさと納税としての使い方はあるのではないかなというふうに思います。そのような中で、宇土市として私が考えますが、これから事業が立ち上がろうとしている走潟地区かわまちづくり事業、ここにまず現状をお伺いしたく、そして本事業というのはかわまちづくりであります。私が今回の質問で言いたい子どもの遊び場、学びの場として絶好の場になると思っております。その方向に向けて、市の方針についてお伺いしたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず、走潟地区かわまちづくり事業の現状でございますが、走潟地区の水辺を生かして地域のにぎわい創出を目指す取組、「かわまちづくり」と申しますが、これを推進するための計画、宇土走潟地区かわまちづくりが、令和3年8月20日付けで国の登録を受けて以来、これまで関係機関や各種団体との協議を進めているところです。いろいろな予期せぬ問題もありまして、少し遅れているかなという気がしております。

次に、本事業における子どもの遊びの場・学びの場づくりに向けての市の方針についてでございます。計画策定前に実施をしましたかわまちづくり協議会等の会議において、子どもたちにとって様々な活動ができる場所になってほしいとの御意見を多数頂いております。そ

れらを計画に反映をしております。計画では、子どもの遊びの場としては、スポーツ・レクリエーションゾーンである多目的広場等の整備を、学びの場づくりとしては、水とのふれあいアクティブゾーンである親水護岸等を整備することとしております。議員も計画書は見られたと思うのですが、何だこれはというぐらい、アウトラインぐらいしか入っていない内容です。先日、緑川流域サミットというのがございました。私もそこに参加をさせていただいて、その中の講師の講演があったのですが、そこで菊池川のかわまちづくりの取組の様子が紹介をされました。いろんなことをされているのですが、ロケーションももちろん違うんです。ただ、私たちが見てもわくわくするような内容です。ああ、あそこだったら子どもを連れて、子どもは大きいですけれども今さら連れては行きませんが、子どもが小学生ぐらいのときに連れていったら喜んでくれるだろうな、川に入って石を取って苔が付いていたり、魚が泳いでいたりすることを見ることができて、楽しいだろうなという本当にわくわくするような内容でした。現在の走潟の計画はあくまでもアウトラインを示したものにすぎないと私は思っております。そういう意味では、これから具体的な細分の構成に入っていくと、今はエリアごとに何ゾーン、何ゾーンと分けたぐらいで、具体的な内容はカヌーをうんぬんというぐらいしかありませんので、これから詰めていくことになろうかと思えます。やはり、菊池川もそうだったんですが、菊池川は菊池高校の生徒さんが計画に入っているみたいな話でした。宇土市でどこまでできるか分かりませんが、やはりそういった大人たちだけで考えるのではなくて、子どもたちにも考えさせる。そしてもちろん根本的な計画の変更はできませんけど、そういった子どもの声であったり親御さんの声であったり、地域を生かせる内容にこれから仕上げていく、そして整備に取りかかっていくというのが基本だと思っております。そういう意味で、是非もう計画ができてから終わりではなくて、いろいろな声を市としても集めますので、地域の中でも是非声を挙げていただきたい、そして地域と市と一体となってわくわくできる整備ができればと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 熱い御答弁ありがとうございます。わくわくできる場所、この言葉に本当に私もうれしく思いました。私も議員としてしっかりと市民の声、市民の方と対話をし、声を吸い上げて、市のほうにもお届けしていきたいと思えます。こちら国の事業ということも関係して、なかなか市のほうでも進められない事情も重々承知の上であります。宇土市民の声は宇土市から挙げるということで、是非とも国と連携して、宇土市の市民のためになる、また熊本市から本当に一番入り口となる場所がございます。あそこが本当にわくわくするような場所になれば、熊本市からもどんどん宇土市のほうに遊びに来る方も多くなるかと思えます。そういった場所づくりに向けて私も頑張っていきたいと思えますので、是非と

もよろしく願いいたします。

最後になります。宇土市商店街の活性化と市内創業・開業に向けての取組について、こちらは、まず最初に資料のほうから見ていただきたいと思います。8ページになります。こちらは、私が先日委員として関わらせていただいた令和3年度決算特別委員会の資料から抜粋させていただいております。こちらに、市民税のほうに掲載されており、こちらのほうを職員の方をお願いして、一人当たり、1法人当たりの収入額の推移ということを出していただきまして、これをグラフ化させていただきました。この平均値を見て私としてすごく驚いたんですけれども、特に法人のほうですね、平成29年からどんどん減り始めまして、令和3年に向けては57%減となっております。こちらは平均値となりますので、一つの大きな法人がもしかすると減収されていたら、こういった数字になるのかと思うんですけれども、全体としての市民税も右下に書かれていますが、少しずつ減少していると、市民税は宇土市の中での自主財源として非常に大きな財源になりますし、この法人市民税が減っている現状というのは、ものすごく宇土市としては大事な情報ではないかなというふうに見受けました。続きまして、9ページになります。こちらは地域経済分析システムRESAS（リーサス）というデータで、国が管轄で出しているデータベースのほうから引っ張らせていただいたんですけれども、地域経済循環率というものを提示させていただいております。こちらは少し残念ながらデータのほうが古くて、2015年、2018年のデータしか私のほうでは参照することができなかったんですけれども、こちらは地域減少率の下に四角で囲んでおりますが、民間の消費額、宇土市の方たちの消費額に対して市内で使っているのか、市外で使っているのかという数字になります。2015年の市外への流出は148億円、2018年におきましては166億円ということで、この地域経済循環率が非常に下がってきております。こちらは恐らく2022年、2023年のデータも出てくるのかと思うんですけれども、こういった地域経済循環率のデータというのは、先ほどの遊びの場・学びの場、これも関係するんですけれども、こういう遊びの場がある、学びの場があるということは、市内の中で週末に遊びに行く、私もよく遊びに行った場所で3時間公園で遊んだ後はお昼御飯を食べようとか、その後は地域で買っていこうというようなことが起こる。こういう地域外でのお金の流出というのは、もしかすると宇土市の中にそういう滞在したい場所、少し遊びに行きたい場所というのが少ないのかなということのデータの一つかなというふうに思います。

そういった中で質問をさせていただきます。現在、宇土市商店街の空き店舗の状況、昨今の宇土市における創業・開業状況について、経済部長のほうにお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

宇土市本町通りの空き店舗状況につきましては、直接調査など実施していないため把握し

ていない現状があります。そこで、宇土市商工会に会員の経営状況等を確認しましたところ、事業主の高齢化による事業承継の相談など、年間数件の相談を受けることがあるとのことでした。現在の本町通りでも、後継者不足による空き店舗が多数存在していますが、事業主の中には、団塊世代の方も多く、今後も増加していくものと見込まれることから、本市としても今後の課題であると考えております。

次に、宇土市の創業・開業状況についてお答えします。

市内全体の創業・開業状況については、個人事業も含めた全ての把握は非常に難しいのですが、現在市として把握できているものとして、法人事業を設立される際に、本市税務課に提出される法人の設立届出書がございます。それによりますと、新規に法人設立がされた件数としまして、令和3年度で17件、令和4年度で23件となっております。

次に、宇土市創業支援事業補助金の活用状況についてお答えします。

市では、令和元年度に宇土市創業支援事業補助金交付要綱を制定し、申請に基づき、市内で創業される方に対し、対象経費の3分の2以内で補助額の上限が100万円までの補助金を交付しております。

その補助金の実績につきましては、令和元年度が2件、令和2年度が4件、令和3年度が3件、これまで計9件の方が補助金を活用され、現在も事業を営まれております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。また、詳細なデータを調べていただきありがとうございます。宇土市の中でも新規の法人設立が増えていること、また創設された補助金を活用された事業者様も継続して事業を営まれているということで、本当に良かったと思います。そんな中ではございますが、社会情勢は一刻一刻と変わっていきっており、こちら市長のマニフェストにも書かれておりましたが、今、事業は本当に多角化、ネット活用ビジネスというこちらは本当に重要な分野になっており、そちらに取り組む事業者、雇用を増やしていくことが非常に大事だと思っております。現在の市の事業者の状況及び市の支援体制について、引き続き経済部長に御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

最初に、事業多角化・ネット活用ビジネスに関する市内事業者の状況については、市では把握していないため、専門の経営指導員が在籍している宇土市商工会に確認した内容をお答えします。

各事業所における経営相談の内容は、経営や金融、税務など多種多様にあります。その中で、事業多角化・ネット活用ビジネスに関しましては、自社ホームページを開設したい、さ

らに自社ホームページ中にショッピングサイトを作りたいといった相談があったとのことです。

このような状況を踏まえ、商工会が今年度実施された支援としましては、インターネットを利用したECサイトに特化した専門家の無料派遣を計5回行われており、また、昨年11月には、宇土市商工会会員以外のどなたでも参加できる勉強会として、今すぐ始められるDXセミナーを開催され、計13人の方が受講されたとのことでした。

次に、市の支援体制についてお答えいたします。

事業費に対する資金面での支援としまして、先ほど答弁いたしました令和元年度に創設しました創業支援事業補助金があります。事業を営んでいない方が創業される以外でも、法人が分社化して新たな事業を営まれるとき、いわゆる事業を多角化する場合においても、こちらの補助金を利用することができます。

事業所への経営、運営面での支援体制としましては、事業経営などに関する指導・助言について専門性が高い宇土市商工会と連携しながら、各種セミナーの紹介や個別経営相談へ促すなどの体制で支援を進めております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。商工会のほうで今すぐ始められるDXセミナーを開催されたということで、こちらを宇土市においてもIT化、DX化というのは、推進されていく動きになっているのを知ることができました。補助金のほうを是非ともこういうIT化、DX化に向けた補助がたくさん活用できるような動きとして、市のほうとしても、是非商工会と連携し進めていただければと思います。

最後の質問になります。今回こういったインターネットを活用した事業や取組について、先日もちょうど飲食店向けのPayPay事業が好評であったというふうにお伺いしております。そういった点も含め、商店街活性化、地場産業発展に向けたインターネットを活用した事業の支援について、市長、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症により、外出の自粛要請など社会生活が大きく制限されることが繰り返されました。そのため、お客様と対面する実店舗においては、売上げ減少に苦慮される事業所が多くありました。反面、インターネットを介して販売を行っている事業所では、対面販売ではないため、実店舗経営よりも比較的影響は少なかったものと考えられます。先ほどから話題になっておりますふるさと納税も、このインターネットを活用した事業になりますが、逆にこのwithコロナの時代に売上げを伸ばしているところもた

くさんあるというのが実情だと思います。そういう意味でいくと、withコロナの時代でなくなっても、このインターネットを活用というこの手法は、経営上、非常に重要な手法になってくると考えております。

このインターネットを活用した事業に対しての支援については、まず、宇土市商工会が窓口として国が実施している、販路開拓を目指す小規模事業者等のための補助金として小規模事業者持続化補助金がございます。

また、本市では、先ほど経済部長が答弁いたしました宇土市創業支援事業補助金、そして経営面等の支援として、宇土市商工会と連携した創業セミナーの開催、専門家派遣事業などが現在行われているところです。

そのほか、市では総務省が進めております地域活性化起業人制度、これは企業の人材を派遣してもらう制度でございますが、それを活用しまして本年度からDX推進などに対し、ノウハウのある民間企業から人材を一定期間受け入れております。民間企業のノウハウを、市内事業者の方たちにも活用できないか事業化に向けて検討しているところです。

最後になりますけれども、商業におけるインターネットの活用ということについて考えを述べさせていただきます。

今年1月16日から2月末まで、Pay Payの事業のキャンペーンを行いました。これは結果的には大成功だったと私は思っております。当初の見込みを2倍以上上回るような売上げになっております。これは、多少なりとも市内飲食業への支援につながったものと考えております。この期間、多いところは過去最高の売上げだったという店もありましたし、タクシーが非常に多く出たと、Pay Payを使っていない代行運転が非常に多かったと、それでも多かったと、使っていないところも多かったという話もあったので効果は出ていると思っております。ただ、中には全く効果がない、かえって損したというような、損はしないんですけど、なかなか現金収入が入ってこないものですから、事業運営に苦慮したというお店もあったようでございます。ただ、このキャンペーンはこの時期というのが一番年間でお客さんが少ない時期で、飲食業では一番冷えた時期になります。こんな時期に、市内の飲食店の利用を促そうと、促すというのは宇土市民もそうなんですが、宇城市であったり熊本市から、よそから宇土市に来てもらおうというのが第一の目的でございました。それによってお店を知ってもらうこと、そしてそのときにただ儲けるのではなくて、宇土にこういうお店があるんだぞということを知ってもらうという意味ももちろんあります。そういう意味で利用を促すのが第一の目的、ただ、副次的な狙いとして私たちが考えていたのが、今後、社会生活で主流になってくるであろう電子決済の利用を推進するという側面もございました。これは、マイナンバーカードによるマイナポイントの配布事業とかもちょうど始まっている時期でありまして、そういうのも含めて使っていただけるのではないかと、これが今後の時代に

非常に役に立つのではないかというような思いです。

電子決済というのは、あくまでお支払いの手段の一つでありますけれども、これも広くインターネットが社会生活に定着したことから可能になったサービスであります。マイナンバーも同様ですけれども、住民票などの電子証明書の発行や健康保険証としての活用が今図られてきておりますが、このインターネットの存在は、社会を支える生活基盤として重要な役割を果たしているというのはもう御存じのとおりです。

これは、日常生活での消費行動も全く同じでございます。最近インターネットを通じての取引が爆発的に増加をしていると、先ほど経済の流出もあつたのですが、あれはそういう傾向も恐らく入っているのではないかなと思って見ていたのですが、ちょっと私は調べておりませんけれども、今までは地元の店で買っていた人が、熊本市から買うのではなくて、ネットで仕入れている部分が相当入っているのではないかなと思って見たところでした。そういう意味でインターネットの取引が爆発的に増加していると。経済産業省の取りまとめによりますと、電子商取引の規模いわゆるEC市場規模というのは、年々右肩上がり増加をしております。そのうち物販系の分野は、2019年と2020年の僅か1年間で21.7%伸びている。これは爆発的な伸びになるんです。そう考えると、もう経済の流れというのは現金主流だった時代から明らかに流れが変わって、こういったネット上のPay Payとかいった決済系の非現金の時代に入ってきているんじゃないかなと思います。これは、それが衰退するわけではなく、これからどんどん進むと。日本自体が大体カードの決済が韓国あたりに比べると相当少ない、まだ遅れていると言われていたようですが、これは日本全国でやはり世界標準になってくる、世界に追いついていくような流れになるということだと思っています。そういうことを前提にして、今回のPay Payの事業をやってみて思ったのは、やはり運転資金がないからなかなかお客さんに来てもらえない、これ分かります。だから、のぼりを外そうと、Pay Pay決済できることは隠しておこうというのは、全くもって逆行だと。大変だと思います、思いますけれども、そこで何とかお客さんを捕まえるような発想の転換をしていただかないと、これは今後絶対に時代の時流に乗っていけないというような思いを持っております。あくまでも今回の事業をはじめとした市の支援策、市の取組というのは、きっかけであり寄り添いであると思っております。現実的には、事業者が今の時流にいかに乗れるか、乗れるためにどうしたらいいかをやはり考えてもらう、その上で遠方あるいは企業の運営に当たっていただくことが、非常に重要になるのかなと思っております。そこが欠落して、いつまでたっても誰かが何とかしてくれるだろうという感じで商売をされていると、恐らくこれからの時代ももっともっと厳しくなりますし、生き残っていけないのではないかなと考えております。

今後、市としましても、こういったインターネットを活用した事業展開の必要性が高まっ

ていくと考えておりますので、本市の事業者が取り残されないように、しっかりと情報発信あるいはそういった意味での学ぶ場の提供なども含めた支援に努めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。本当に市長自らこういったことに対する熱い思いを持っておられ、これからの日本社会についての考えを持っておられるということで本当にうれしく思いました。私としても是非宇土市の飲食店のみならず、事業者さん向けにこういう社会変化に追いついていくような、私自身も勉強を重ねて、宇土市の事業者さんとともに、新しい社会に付いていけるような形を頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、ちょっと御紹介ですが、こういった中で行政、自治体はどういったことが取り組めるのかということで、一つ面白い事例が人吉市にありましたので、10ページに書かせてもらっております。まず左側が、住民主体のまちづくりを応援する地域情報共有アプリためまっぷ。こちらは宇土市の中でも再三よく聞きます。イベントをするんですけども人にどうやって伝えればいいのか分からない、伝える手段、手法、LINE等がありますけれども、こちらは地域の中で今回日々活動を行われているNPOであったり、飲食のイベント等が通知される仕組みになっております。また右側は、人吉市すごいです、きじうまコイン、電子地域通貨というものを取り入れられて、人吉市のお店の中で使える独自の地域通貨を導入されていまして。早速、私人吉市に行きまして職員の方とも少しお話をさせていただいたんですけども、すごくその中で心に残った言葉がですね、「こういったサービスを活用することが目的ではない。目指しているのは地域経済循環である。」というふうに聞きました。人吉市は地理的になかなか外部の人が行きにくい場所なので、独自の経済環境をつくる必要がある、そういった中でその環境が、こういったサービスを導入されているのかと思います。ただ、宇土市としてもできないことはないと思います。是非とも宇土市の中で経済循環が回る仕組みを民間、行政、力を合わせて取り組んでいければというふうに思っております。

また一番最後のページ、11ページになります。こちらは宮崎県の新富町、地域商社こゆ財団の資料を持ってきております。今回私、元松市長の「選ばれるまち、選び続けるまち」その言葉にすごく感銘を受けました。こちらこゆ財団は、ビジョンとして、「世界一チャレンジしやすいまち」、本当に心に響く言葉をビジョンとして掲げられております。ミッションは地域経済をつくる。具体的にはやはりふるさと納税であったり、自社商品を作ったり、そして何より地域づくりは人づくり、人を育てる起業家育成などを取り組んでおられます。

こういったところも私いろいろ勉強をして、是非とも宇土市に還元していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後になりますが、昨日、元松市長の給食センターの答弁で、「これまでにとらわれることなく、新しい発想・視点でお昼御飯を提供するだけの給食センターだけではなくて、実は朝とかそういったところにも活用できるのではないか。」、この言葉に私もすごく喜びました。うれしかったです。やはりこういった新しい発想というのが、これから本当に求められてくるのではないかと考えております。この新しい視点、発想を持っている市民、そして宇土市の若い職員さん、たくさんいらっしゃると思います。これからの宇土市を担う世代、これからの家庭を築き、働き、宇土で子育てをしようとしている人たちに向けて、積極的に若い世代と連携し、新しい視点、新しい発想で、この宇土市づくりに私も一緒に頑張っていけたらというふうに思います。

最後にこの一般質問に当たりまして、答弁書を作成していただきました職員の皆様、答弁に対応していただきました執行部の皆様、心より御礼申し上げます。これを持ちまして、私からの一般質問とさせていただきます。お昼になりましたけれども、本当に長い時間ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

## 日程第2 常任委員会に付託（議案第2号から議案第27号）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、市長提出議案第2号から議案第27号までの26件につきまして、本配布の令和5年3月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、13日総務市民常任委員会、14日経済建設常任委員会、15日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、3月22日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後0時19分散会

## 令和5年3月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

- 議案第 2号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 9号 財産の取得について
- 議案第10号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第12号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第13号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第15号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 令和5年度宇土市一般会計予算について
- 議案第20号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

### 経済建設常任委員会

- 議案第11号 損害賠償額の決定について
- 議案第12号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第17号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 議案第18号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 議案第19号 令和5年度宇土市一般会計予算について
- 議案第21号 令和5年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第23号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について
- 議案第26号 令和5年度宇土市水道事業会計予算について
- 議案第27号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算について

### 文教厚生常任委員会

- 議案第 5号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7号 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第13号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第14号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第16号 令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第19号 令和5年度宇土市一般会計予算について
- 議案第20号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和5年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 議案第25号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

第 5 号

3月22日 (水)

# 令和5年3月宇土市議会定例会会議録 第5号

3月22日（水）午前10時39分開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
（質疑・討論）
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- （質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第28号 宇土市副市長の選任について  
（討論・採決）
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
（採決）

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
（質疑・討論）
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- （質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第28号 宇土市副市長の選任について  
（討論・採決）
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
（採決）
- （追加日程）
- 日程第5 議案第29号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第6 発議第1号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

### 3. 出席議員（18人）

1番	土黒功司君	2番	杉本寛君
3番	中野洋一君	4番	浦本晴美さん
5番	佐美三洋君	6番	小崎憲一君
7番	今中真之助君	8番	西田和徳君
9番	園田茂君	10番	宮原雄一君
11番	柴田正樹君	12番	檜崎政治君
13番	野口修一君	14番	中口俊宏君
15番	藤井慶峰君	16番	山村保夫君
17番	村田宣雄君	18番	福田慧一君

### 4. 欠席議員（なし）

### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東  顕君	財政課長	北谷太示君
まちづくり推進課長	中山好美さん		

### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時39分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

**日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告**

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，西田和徳君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

まず，去る2月9日に，本特別委員会の委員ほか正副議長にも参加いただき，熊本・宇土道路及び宇土道路で，現在，工事が行われている（仮称）笹原トンネルや（仮称）城塚インター付近，（仮称）網田インター付近などの現場視察を行い，完成イメージ図を見ながら工事の内容や進捗状況などの説明を受けております。

続きまして，去る3月7日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路及び宇土三角道路における用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。予算配分の変更及び入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，熊本・宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度事業の調査設計で，令和5年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務及び令和5年度宇土道路外水文調査業務の入札に伴う公告が行われております。

次に，宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和4年度予算については，当初予算額35億円に対し7億7,000万円を増額する補正が行われております。

次に，令和3年度繰越事業の工事で，熊本57号城塚地区改良14期工事，また，令和4年度事業の熊本57号上網田地区改良10期外工事及び熊本57号長浜橋下部工（A2）工事，並びに熊本57号長浜地区工食用道路工事，用地補償の令和4年度宇土道路裁決申請図書作成等業務の工期がそれぞれ延長されております。

さらに，令和4年度事業の工事で，熊本57号平原地区工食用道路3期工事，熊本57号城塚地区改良16期，17期工事の3件，令和5年度事業の調査設計で熊本天草幹線道路工

事監督支援業務及び令和5年度宇土道路外水文調査業務で入札に伴う公告がそれぞれ行われております。この令和5年度事業の調査設計につきましては、先ほど熊本・宇土道路で御報告したものと同一公告です。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和4年度予算については、当初予算額1億円に対し5,000万円を増額する補正が行われております。

次に、令和4年度事業の調査設計では、新たに4件、契約締結がなされております。それぞれの内容として、令和4年度宇土三角道路権利者調査等業務は、(仮称)波多インターから(仮称)三角インターまでの土地権利者の調査となっております。令和4年度熊本天草幹線道路測量(その6)業務は、(仮称)網田インターから、西原地区までの区間で、道路設計の基礎資料とするためのドローンを使った航空写真測量及び路線測量となっております。令和4年度熊本天草幹線道路地質調査(その3,その4)の2件は、上網田町、下網田町及び赤瀬町並びに宇城市エリアでの地質の調査となっております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「漁協との交渉の内容と、各省庁との連携が取れていないのでは。」との質疑があったため、執行部から「国交省に確認したが、全て回答できないとのことだったものの、今年度の要望活動の中で、交渉については、しっかりと取り組んでいくとの意見をいただいている。」との報告がありました。また、委員からの「城塚インター及び網田インターの土地利用については。」との質疑については、執行部から「開発計画案の検討や収支計画の作成を行い、事業採算性、実現可能性について検証をしている。しかし、専門業者との意見交換の中で、城塚インター付近の土地については、熊本・宇土道路の全線開通が見えない中での開発にはリスクがあるため、現状での優先順位はそこまで高くなく、開通の見通しが立ってから動き出しても遅くないのではないかと助言があった。」との報告がありました。

次に、委員から「宇土道路の用地進捗率が、1年前の96%のまま変わっていない理由と、その残り4%はどれくらいの面積か。また、総事業費は幾らか。」との質疑があり、執行部から「用地進捗率は、国交省で1年に1回の更新のため、今年度分は反映されていない。総事業費は747億円であり、面積については用地進捗率と併せて、次回委員会で報告する。」との答弁がありました。また、別の委員から「宇土三角道路に関連して、辺田目踏切周辺も工事用道路として拡幅すると思うが、工事が終わり、道路を復元する際に少しでも広く維持できるよう、国交省には強く要望してほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2，去る3月10日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第2号から議案第27号までの26件につき、審査の経過と結果について、それぞれ報告がっておりますのでこれを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，小崎憲一君。

○総務市民常任委員長（小崎憲一君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月13日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案，予算関係6議案，その他3議案の合計12議案であります。

まず、議案第2号，宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。議案第3号，宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。これは、関連法及び条例の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第4号，宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市二の丸墓園内に設置した納骨堂に係る使用料の減免規定を設けるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第8号，熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。これは、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号、財産の取得について。これは、小型動力ポンプ付積載車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費として413万6千円を減額するものであります。

次に、総務費では、庁舎建設事業経費として1,500万円を減額するものであります。

次に、民生費では、後期高齢者医療一般経費として2,048万1千円を減額するものであります。

次に、衛生費では、浄化槽設置事業経費として1,703万4千円を減額し、清掃総務費一般経費として1億4,371万3千円を増額するものであります。

次に、消防費では、消防団補償費等経費として997万1千円を減額するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業（企画課分）など4事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第13号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。補正額は653万9千円を減額するもので、補正後の総額は44億9,286万1千円であります。これは、国保財政調整基金積立金等の増額及び事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第15号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。補正額は5,794万2千円を減額するもので、補正後の総額は5億4,041万2千円であります。これは、市税等過誤納還付金見込みによる増額及び後期高齢者医療保険料負担金の実績見込み等による減額補正となっております。

次に、議案第19号、令和5年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費1億3,344万6千円。

次に、総務費では、新庁舎落成記念事業（秘書政策課分）1,050万円、地方バス路線維持対策事業経費4,828万円、行政手続スマート化事業3,385万4千円、公開型GIS導入事業1億7,309万6千円、庁舎建設事業経費5,574万4千円、社会保障・税番号制度経費4,562万1千円、網田コミュニティセンター建設事業3億2,447万6千円。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金 3 億 5,050 万 5 千円、後期高齢者医療広域連合負担金 5 億 4,209 万 7 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 1 億 7,541 万 6 千円。

次に、衛生費では、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター費）3 億 4,218 万 2 千円、清掃収集業務経費 1 億 769 万 2 千円、廃棄物減量化対策経費 8,794 万 9 千円。

次に、消防費では、宇城広域連合負担金（常備消防費）4 億 9,518 万 4 千円、消防団経費 5,854 万 8 千円。

次に、災害復旧費では、震災対策事業（財政課分）901 万 7 千円等であります。

また、県知事選挙費など 2 事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、広報うとの印刷製本に要する経費など 5 事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第 20 号、令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出総額は 45 億 5,757 万円となっており、対前年度比で 6,385 万 8 千円の増額となっております。

次に、議案第 24 号、令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出総額は 5 億 5,449 万 7 千円となっており、対前年度比で 4,285 万 2 千円の減額となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第 12 号、令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 12 号）について。まず、マイナポイント事業について、委員から「国庫補助金の増額の要因は。」との質疑があり、執行部から「主なものは、この事業に従事する会計年度任用職員の増員と、宇土シティモールで土・日・祝日に実施しているマイナポイントの申込み支援及びマイナンバーカードの申請支援委託等の事業を実施したため事業費が増額となり、補助金も増額となる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「会計年度任用職員は何名増員しているのか。」との質疑があり、執行部から「マイナンバーカード事業全体として 6 名増員している。」との答弁がありました。

次に、歳入の固定資産税等の市税について、委員から「現年課税分が増額補正されているがその要因は。」との質疑があり、執行部から「固定資産税について、九州新幹線の開業に伴い 10 年間減額されていた鉄道事業用資産の特例が終了したことが大きな要因である。また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者における償却資産等の軽減措置が終了したこと等も要因の一つである。」との答弁がありました。

次に、議案第 19 号、令和 5 年度宇土市一般会計予算について。委員から、「市内の公共

交通の見直しを推進するために公共交通アドバイザーを採用予定とのことだが、どのように選定するのか。」との質疑があり、執行部から「地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に本社を持つ民間企業等から、本市の公共交通の課題解決のために知見を有する人材の派遣を受ける予定であり、現在、各種企業に打診しているところである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「市外の民間企業から採用する理由は。」との質疑があり、執行部から「民間の視点から、市の公共交通の問題に対して、行政の視点にはない新たな見方や手段を提案してもらうことを目的としている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「問題解決のためには、アドバイザーに地域の実情や特性を十分に理解していただくことも重要である。」との意見がありました。

次に、議案以外で、令和5年度の行政機構改革について。委員から、「ふるさと納税関連業務を企画部から経済部に移管することだが、その理由は。」との質疑があり、執行部から「ふるさと納税の目的の一つとして、地域の物産の売上げ促進があり、商工会や観光物産協会等との連携をさらに密にし、新たな商品の発掘等につなげるために商工観光課に業務を移管する予定である。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任委員長長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君。

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月14日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係8議案、その他1議案の合計9議案であります。

まず、議案第11号、損害賠償額の決定について。これは、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、船場川湛水防除事業として4,446万円、宇土南部2期農免農道整

備事業経費として2,837万円を減額するものであります。

商工費では、令和4年台風14号災害対策経費（商工観光課分）として123万円を増額し、住宅リフォーム助成事業として689万7千円を減額するものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）として5,480万2千円、社会資本整備総合交付金事業（修繕）（国補正分）として5,882万1千円を減額するものであります。

災害復旧費では、令和4年台風14号災害対策経費（商工観光課分）として220万円を減額するものであります。

また、耕地事業一般経費など10事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第17号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について。収益的支出の補正額は2,385万8千円を減額するもので、補正後の総額は6億5,229万8千円であります。これは、消費税及び地方消費税の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は3,400万円を減額するもので、補正後の総額は2億431万1千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第18号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について。収益的支出の補正額は73万3千円を減額するもので、補正後の総額は10億1,530万5千円であります。これは、消費税及び地方消費税の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は2億119万円を減額するもので、補正後の総額は7億9,866万3千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第19号、令和5年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、衛生費では、水道事業経営支援補助金2,804万7千円。

次に、農林水産業費では、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業8,969万9千円、船場川湛水防除事業1億9,305万円、湛水防除事業（網津第2排水機場）1億6,850万円、網田新地地区湛水防除事業8,541万円、住吉地区埋立整備事業8,820万円。

次に、商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業1億316万8千円、ふるさと宇土応援基金経費1億1,365万9千円。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）1億8,130万円、緊急自然災害防止対策事業（河川）3億3,851万1千円、都市計画道路整備事業1億5,339万9千円、下水道事業経営支援補助金1億9,045万3千円等であります。

また、地域活性化起業人事業に要する経費など5事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第21号、令和5年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について。歳入歳出総額は1千円となっており、前年度と同額であります。

次に、議案第23号、令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について。歳入歳出総額は4,707万9千円となっており、対前年度比で965万3千円の減額となっております。

次に、議案第26号、令和5年度宇土市水道事業会計予算について。収益的支出額は6億8,910万4千円、資本的支出額は3億700万7千円となっております。

次に、議案第27号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算について。収益的支出額は9億9,028万5千円、資本的支出額は6億5,991万3千円となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第11号、損害賠償額の決定について。委員から「宇土マリーナにおいて、令和4年台風14号により破損した栈橋が船舶に損害を与えたとのことだが、近年、マリーナ施設には、老朽化等に伴ってかなりの経費がかかっているように思う。これらに対する国や県の補助はないのか。」との質疑に対し、執行部から「修繕等に対する国や県からの補助はない。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「多額の資金をかけて整備した施設だが、ヨットハーバー部分についての市民の利用は少なく、市民のためになっているのか。また、今後の維持費等の市の負担を考えるとこのままの形でやっつけられるのだろうか。今後の活用について考える時期に来ているのでは。」との質疑があり、執行部から「今後実施する宇土マリーナ施設方針検討事業でしっかり検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第12号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）及び議案第19号、令和5年度宇土市一般会計予算について。まず、老朽危険空家等除却促進事業について、委員から「実績見込みによる減額とのことだが、この補助金事業は安全のため大事な事業と考えている。どうして減額になるのか。」との質疑に対し、執行部から「事業初年度ということもあり、申請者が見込みを下回った。今後更なる周知に努めたい。」との答弁がありました。また、別の委員から「老朽危険空家を放置すれば、いろいろな問題が出てくる可能性がある。そういった危険な空き家を把握しておくため、地域の区長などの協力を仰ぎ、連絡体

制をとったほうがよいのでは。」との意見や、「空き家の使い道として、地域住民が集う公民館などとして利用してはどうか。」との意見がありました。

次に、社会資本整備総合交付金事業（改築）について、委員から「現在、市道法泉寺・椿原線の拡幅工事が行われているが、完成するのは何年後か。」との質疑があり、執行部から「令和7年度の完成に向け、取り組んでいる。」との答弁がありました。それに対して委員から「県が整備している南部農免道路の開通後は、南部農免道路から法泉寺・椿原線を通り、栗崎区や伊無田区内の集落を抜け、ウキウキロード打越・岩熊線に出る車両が多くなると思われる。栗崎区や伊無田区内の集落の道路は狭く、車両事故の防止や歩行者の安全を確保するため、新たに幹線的な道路を造るなど、対策を考える時期ではないか。」との意見がありました。

次に、議案以外で、配水した水量と料金徴収の対象となった水量の比率を表す水道の有収率について、委員から「市の水道の有収率はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部から「宇土市の比率は90.2%となっている。」との答弁がありました。

次に、令和5年1月の海苔養殖被害について、委員から「海苔の被害に対する助成はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「市単独で、海苔の網と支柱の購入費に対する補助制度を創設し、それと被害に遭った資材等の処分費についても支援を行いたいと考えている。今定例会最終日に追加提案を行う予定である。」との答弁がありました。それに対して別の委員から「その予算に充当するような国や県の補助金はないのか。」との質疑に対し、執行部から「現状ではそういった補助金はない。宇土市だけの話ではないので、県へ要望していきたい。」との答弁がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第19号については賛成多数、その他の議案については全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、樫崎政治君。

○文教厚生常任委員長（樫崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月15日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係 3 議案、予算関係 8 議案の合計 11 議案であります。

まず、議案第 5 号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 6 号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 7 号、宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 12 号、令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 12 号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業として 1 億 830 万円を減額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）として 1 億 317 万 9 千円を増額するものであります。

次に、教育費では、市民会館施設改修事業として 822 万円を減額するものであります。

また、介護サービス事業所物価高騰対策支援金事業など 8 事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第 13 号、令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について。当委員会所管の主なものとしましては、事業の実績見込みにより、特定健診委託料 750 万円を減額するものであります。

次に、議案第 14 号、令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について。補正額は 6,971 万 1 千円を増額するもので、補正後の総額は 39 億 9,823 万 5 千円であります。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第 16 号、令和 4 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第 1 号）について。

補正額は 85 万 1 千円を減額するもので、補正後の総額は 46 万 1 千円であります。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第 19 号、令和 5 年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なもの

を申し上げます。

民生費では、生活保護扶助経費6億3,798万4千円、障害者福祉サービス事業経費9億7,175万8千円、子どものための教育・保育給付事業15億8,790万4千円。

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業1億1,037万1千円、保健センター施設改修事業1億1,839万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）1億3,097万9千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（追加接種分）1億4,005万6千円。

次に、教育費では、特別支援教育事業（幼・小・中）1億1,575万5千円、就学援助経費（小・中）5,885万7千円、学校施設管理経費（小・中）8,874万6千円等であります。

また、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に要する経費など4事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第20号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

特定健康診査等事業費4,262万3千円、人間ドック委託料215万円等であります。

次に、議案第22号、令和5年度宇土市介護保険特別会計予算について。歳入歳出総額は38億8,395万4千円となっており、対前年度比で2,932万8千円の増額となっております。

次に、議案第25号、令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について。歳入歳出総額は131万2千円で、前年度と同額であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

議案第12号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。インクルーシブ教育システム推進事業について、委員から「現在、どういう推進状況なのか。」との質疑があり、執行部から「障がいのある子もない子と共に学ぶという理念のもと、手厚く支援ができるよう特別支援教育支援員を毎年増やしている。令和4年度は5人増員しており、令和5年度にはさらに5人増員する予定である。また、特別支援教育支援員のリーダー的存在である合理的配慮協力員を拠点校2校に配置し、特別支援学級を希望する保護者への説明や校内での特別支援教育の推進などに取り組んでいる。」との答弁がありました。これに対して、委員から「悩みを抱える保護者への支援も大切なので、特別支援教育支援員を増やすというやり方だけではなく、民間の活用も考えていったほうがいいのではないか。」との意見がありました。また、別の委員から「子どもたちがよりよく過ごすことができる環境にしていくためには、関係機関など全体で保護者と子どもをサポートしていく必要があると思う。」と

の意見がありました。

次に、議案第19号、令和5年度宇土市一般会計予算について。まず、重層的支援体制整備事業について、委員から「新規の事業とのことだが、どういう事業なのか。」との質疑があり、執行部から「高齢者問題、ひきこもり、経済的な困窮など複合的な課題を抱えた方のための相談窓口を新たに設け、関係する機関や課が連携して課題解決に向けてどうすればよいかを考え、伴走的な支援を行うものである。また、どこの部署に相談してよいか分からない方を受け入れるための役割も担うものである。」との答弁がありました。これに対して、委員から「相談に乗るだけではなく、根本的な解決策をしっかりと考えて支援を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、花園小学校区内の放課後児童クラブの創設について、委員から「花園小学校の敷地内に建てるのか。」との質疑があり、執行部から「花園小学校の相撲場を撤去し、定員60人規模の施設を建てる。また、学校の東側には子どもたちが帰る際の出入口も設置する。」との答弁がありました。

次に、轟貝塚保存活用事業について、委員から「昨年、国の史跡に指定された轟貝塚は、今後どのような形で保存していくのか。」との質疑があり、執行部から「基本的には今のまま残すのが一番であり、畑のところは用地買収を予定している。その後は、見学者の方へ分かりやすい説明板の設置等を考えている。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

ここで議事の都合上、暫時休憩をいたします。40分を目途に再開したいと思います。換気の御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時37分休憩

午前11時40分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 提案されております議案の中で、4議案に反対をいたします。

議案第19号，令和5年度宇土市一般会計予算についてであります。市の業務は介護保険制度や後期高齢者医療制度が導入され，大規模災害も発生するなど業務量は増えておりますが，正職員は大幅に削減をされております。非正規職員は平成13年の68人から，現在では200人程度と大幅に増えております。非正規職員は令和2年度に会計年度任用制度が導入され，期末手当が出るようになり，賃金は引き上げられておりますが，それでも年間で160万円から170万円程度で，正職員より大幅に安くなっております。会計年度任用職員の72%が女性で，安い賃金で正職員と同じような仕事をし，市の業務を支えております。正職員を増やし，有給休暇を適切に取れるようにすると同時に，会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するなど，処遇改善をすべきとの立場から反対をいたします。

次に，議案第20号，令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国保の加入者は，年金生活やパートなどで働く所得の少ない労働者の加入が増えております。そのため，年間所得が200万円以下の世帯が8割を占めています。所得が少ないのに，中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べ，2倍程度の保険税の負担となっております。同じ公的医療保険での格差は問題であり，改善が必要であります。また，全く収入がない子どもも均等割が課税されておりますし，この均等割は廃止すべきであります。高い国保税に対し，全国知事会は国に対して1兆円程度の財政支援を行い，協会けんぽ並みの保険税にすべきと提言し，国に要望をしております。国の財政支援を増やし，加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に，議案第22号，令和5年度宇土市介護保険特別会計予算についてであります。

高齢化が進み，介護を必要とする人は増えておりますが，3年ごとの制度と保険料の見直しによって，サービスは切り下げられ，保険料や利用料は値上げされ，介護認定も厳しくなっており，改善が必要であります。新型コロナ禍や物価高が続き，介護職員の確保ができないなど，介護施設の経営は厳しくなっており，倒産や廃業など増加し，介護サービスを受けられない人も出ております。介護施設に対する報酬の引上げ，介護職員の待遇改善など保険料や利用料の引下げにより，施設でも在宅でも介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に，議案第24号，令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

75歳になれば，これまで加入していた保険から強制的に切り離され，後期高齢者医療保険に加入しなければなりません。一人一人が高い保険料を年金から天引きされ，負担しなけ

ればなりません。高齢者を医療の面からも、保険料の面からも差別するような制度は廃止をし、元の制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療が受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第18号までの17件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第18号までの17件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、令和5年度宇土市一般会計予算について採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案19号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第20号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第21号、令和5年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第22号、令和5年度宇土市介護保険特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第23号、令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第24号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第25号から議案第27号までの3件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第27号までの3件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第28号 宇土市副市長の選任について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3，議案第28号，宇土市副市長の選任についてを議題といたします。

谷崎淳一君は、暫時退場をお願いいたします。

（谷崎副市長 退場）

○議長（藤井慶峰君） これより、討論を行います。討論はありませんか。

14番，中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） おはようございます。中口でございます。提案されております，議案第28号，宇土市副市長の選任につきまして，賛成の立場から討論をいたします。

私は，副市長の谷崎さんと初めてお会いしたのは，たしか4年前の3月定例会閉会後の議場から出たその廊下だったと記憶しております。当時市長から谷崎さんに対しましての副市長選任についての提案がありました。全会一致で同意いたしました。その後議長，市長等の挨拶が終わり閉会となりました。議場から廊下に出たときでした。谷崎副市長が私ども議員一人一人に，「谷崎です，お世話になります。」というような趣旨の御礼をされていたと記憶しております。それが初めての出会いでした。私，これまで市長提案の人事案件につきましては賛成しておりますが，当事者の方が廊下で私ども議員の退場を待って，御礼の挨拶をされたのは初めてでした。私はこの状況を見て，第一印象は誠実で礼儀正しい方だなというふうに感心をいたしました。私は議員としてまた議長として，谷崎副市長と4年間の活動の実績を振り返ってみますと，まさに副市長として適任者だと，最適任者だというふうに思っております。

そこで，本件に賛成する理由3点に絞って申し上げます。一つが，宇土市に対する思い，宇土愛そして率先垂範型ということです。いろんな事業推進に当たって，率先して取り組んでおられるということを感じております。一つの事例ですけれども，熊本地震からの復興の一つとして，熊本県が麦わらの一味の像の設置の募集がありました。多くの市町村が手を上げました。しかしながら，当時平成31年4月熊本県からの発表では，宇土市は惜しくも落選でした。しかし，谷崎副市長は落選した発表のその翌日，熊本県庁の担当部署を訪れて，次の募集があるならば是非宇土市をお願いしたいと，いろんな報告，説明をされて要望活動を実施されております。落選が決まった翌日に次の要望活動を行っておられるわけです。他の市町村ではそういった動きはあっておりません，宇土市だけでした。これらの活動が功を

奏しまして、昨年、長部田の住吉公園にジンベエ像が設置をされました。今後、住吉地区の活性化、宇土市の発展に大いに寄与するものと思っております。また、私、議長をさせていただきましてけれども、その当時、重要案件、必要な案件につきましては自らが議長室にいられて、その事業推進に当たりまして重要性、宇土に対しての必要性等々を順序よく報告、説明されておりました。

二つ目が、部下指導、部下育成に長けているということです。現有職員の中で、職員の長所を伸ばすために適材適所の体制をはじめとして、職員の育成に取り組んでおられます。そのことに実感をいたしております。職員の皆さんが副市長の決裁を仰ぐ際に、ただ報告、説明を聞いて決裁の印鑑を押すのではなく、職員にその事業の法的根拠、宇土市としてのこの事業の在り方、必要性を聞かれるということです。上級幹部として分からないという方もおられると思いますが、なかなかできないことと思っております。また、部下指導も適切であります。職員の中には、さらに自己研さんをする必要性を指示する職員が多くなったと、副市長に報告に行く際には、まずその事業のことをよく勉強して答えられるようにして行かないといろんな質問を受けると、要するに自己研さん、自分で勉強しなければいけないというような意識の変化が出ているようです。職員の育成は一朝一夕にはできません。今後も引き続き職員の育成、それと全体のレベルアップをお願いしたいと思っております。

三つ目が、副市長としての知識、経験及び人脈が豊富であるということです。行政経験が豊富であることは御案内のとおりです。私、アフター5で有志の方を含めて宇土市のまちづくり、地域づくり等々について意見交換をしたことがあります。谷崎副市長はほかの人の意見をよく聞かれます。一生懸命聞いておられます。直接市の事業計画等は言われませんが、その一言一言に奥深さを感じております。また、元松市政4期目の施政方針を実現化、具現化するためには、谷崎副市長のお力添えが必要不可欠と感じております。市長を補佐するとともに、積極的に意見、具申をして、また職員の指揮監督、議会対策、市民対応等をよろしくお願いしたいと思っております。宇土市の発展のためには、引き続き谷崎副市長の手腕が必要であります。そういった立場から賛成の討論をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 全員賛成です。

よって、議案第28号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

谷崎淳一君の入場を求めます。

（谷崎副市長 入場）

○議長（藤井慶峰君） 谷崎淳一君に申し上げます。議案第28号の採決結果は、全員賛成で原案のとおり同意されました。

谷崎淳一君から御挨拶の申出がっておりますので、発言を許可いたします。

副市長，谷崎淳一君。

○副市長（谷崎淳一君） おはようございます。副市長の谷崎でございます。お許しをいただきまして一言御挨拶をさせていただきます。ただいまは私の副市長の選任同意をいただきまして、誠にありがとうございました。これまで務めてまいりました副市長の職責を引き続き担うということで、その重さに身の引き締まる思いをいたしております。改めまして、この4年間を振り返ってみますと、新庁舎の建設、新型コロナウイルス感染症への対応、デジタルトランスフォーメーションの推進、マイナンバーカードの取得促進、アサリの産地偽装や海苔の暴風被害への対応など、いずれもまだ継続はしておりますが、これまで私が経験したことのない難しい問題に直面し、その時々々に即応して元松市長のリーダーシップのもと、信頼できる職員とともに対処してまいりました。今後どのようなことが起こるか想定はできませんが、まずは新しく策定いたしました市の総合計画後期計画の実現に向けて、市役所一丸となって頑張っております。私自身としましても、元松市長と共に同じ夢を追いかけていくことができる喜びをかみしめ、市議会の皆様と力を合わせて市政発展に邁進できることの誇りを持って、全身全霊を尽くして頑張っておりますので、議員の皆様方の更なる御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、宇土市議会のますますの御発展と議員の皆様方の御健勝、御活躍をお祈り申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

（拍手）

-----○-----

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（藤井慶峰君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長，議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって，各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に，日程についてお諮りいたします。

本日，市長より議案第29号，令和4年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について及び議員提出として発議第1号，宇土市議会会議規則の一部を改正する規則についてが新たに追加上程をされております。この際，本日の日程に追加し，議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって，日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第29号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について

○議長（藤井慶峰君） 日程第5，議案第29号，令和4年度宇土市一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております案件について御説明を申し上げます。

議案第29号，令和4年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について。補正額は8,072万3千円を増額するもので，補正後の総額は217億9,258万円です。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては，財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。歳出につきましては，総務費では，職員の希望退職に伴う退職手当の増額を行っております。

農林水産業費では，令和5年1月海苔養殖漁場風波被害支援事業の計上を行っております。

そのほか，繰越明許費について，令和5年1月海苔養殖漁場風波被害支援事業の追加を行っております。

どうか，十分に御審議の上，適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第29号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 全員賛成です。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 発議第1号 宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(藤井慶峰君) 日程第6、発議第1号、宇土市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第1号、宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和5年3月22日提出。

提出者、宇土市議会議員、宮原雄一、今中真之助、山村保夫、柴田正樹、西田和徳、佐美三洋。

宇土市議会議長、藤井慶峰様。

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第1号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年3月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後0時08分閉会

○議長（藤井慶峰君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月6日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。このことに対して厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和5年度予算案、そして先ほど御承認をいただきました副市長の選任案件などをはじめ、多数の重要案件を御提案させていただきましたが、慎重な御審

議により全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

初めに、今月10日、東京都で開催されました令和4年度消防功労者消防庁長官表彰式におきまして、宇土市消防団が竿頭綬を受章されましたので御報告をさせていただきます。

この竿頭綬は、防災思想の普及、消防設備の整備など、災害の防御に関する対策が特に優秀であった団体に贈られるもので、本市の消防団としましては、昭和48年以来、2度目の受章となりました。

この度の栄えある受章を心よりお喜び申し上げます。

近年、全国各地で想定をはるかに超えるような様々な自然災害が発生しており、消防団の活動は、安全で安心な市民生活に欠かすことのできないものとなっております。

消防団の皆さんが、それぞれ仕事を持ちながらも、昼夜を問わず、地域の防災のために御活動いただいていることに、改めて感謝と敬意を申し上げます。

さて、今週25日に待望の新庁舎落成式を挙行いたします。

式を目前に控えた今、これまでの7年間を振り返り、様々な思い出が走馬灯のように蘇り、感慨もひとしおでございます。

落成式終了後、多くの方に新庁舎を御覧いただきたいという思いから、当日の午後は、市民の方を対象とした内覧会を実施いたします。

また、来月16日には、熊本地震復興・宇土市新庁舎落成記念としまして、NHKのど自慢をecowin宇土アリーナで開催いたします。

観覧には多数の応募をいただいております。当日は大いに盛り上がりを見せてくれることと期待をしております。

本市がこのような日を迎えることができますのも、復興のために多大なる御支援や御尽力をいただきました全国各地の皆様のおかげであると、改めて心より感謝を申し上げます。

これらの皆様方には、テレビ放映されますNHKのど自慢を通して、復興から新たなスタートを踏み出す本市の姿を是非御覧いただきたいと思っております。

結びに、議員の皆様におかれましては、いましばらくの間、寒暖定まらぬ時期でございますので、体調管理に留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） ここで、3月末日をもって定年退職される職員の方が議場にいらっしゃいます。せつかくの機会でございますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。議

員の皆様、しばらく御協力をお願いいたします。

総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 本日議会閉会後のお疲れのところ，市議会の議場におきまして退職の挨拶の機会を与えていただき，藤井議長はじめ議員の皆様には心から御礼を申し上げます。

私は，昭和56年に入庁しまして，税務課を皮切りに総務課，企画課，財政課など4課，そして最後は総務部長として長きにわたり勤務させていただきました。採用の辞令は，宇土市の初代市長でございます大和忠三さんから頂きました。その後，田代市長，西田市長，田口市長，そして今の元松市長に仕えております。私が大和市長に仕えた最後の職員となり，より一層感慨深い思いがございます。入庁以来，職員となりいろいろな経験をさせていただきました。何といたしても一番の思い出は，熊本地震とコロナ感染症への対応でございます。平成28年4月に総務課長を拝命しまして，その2週間後に熊本地震の前震が発生しました。その日から復旧・復興を第一優先に業務に当たってまいりました。ようやく復旧・復興に目途がついたかと思っておりましたら，皆さん御存じのように3年前コロナ対策に追われ，いまだ収束が見えないままwithコロナの時代になっております。二つとも宇土市にとりまして，初めての出来事であり，何をしていたのか，何からしていたのか，毎日悩まされる日々が続いておりましたことを昨日のように思い出されます。その間，総務課長，総務部長として少ない職員をやりくりしながら，有利な財源を確保し，どうにか対応できたのかなと思っております。しかし，手の届かない至らぬ点も数多くございました。その度に議員の皆様から多くの御教示をいただき，時には叱咤激励を受けながら本日を迎えております。

この度，3月31日をもちまして，人生の大きな節目であります定年退職を迎えるに当たり，これまでお世話になりました議員の皆様方や，市長をはじめ多くの職員の皆様方に感謝の気持ちでいっぱいでございます。どうもありがとうございました。

結びに，宇土市と宇土市議会の更なる発展と議員の皆様方のこれからのますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして，退職に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

長い間大変お世話になりました。また，ありがとうございました。

（拍手）

○議長（藤井慶峰君） 杉本部長には，本当に長い間御苦勞様でございました。豊富な行政経験をお持ちでございますので，退職されても市議会に対しまして，御意見，御指導を今後ともよろしく願いいたします。また，健康には十分留意され，ますますの御活躍を祈念申し上げます。

これをもって終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時17分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 佐美三 洋

宇土市議会議員 野 口 修 一